

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第 4 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの地域気象観測所は、表 3.1-1 及び図 3.1-1 のとおりである。

表 3.1-1 対象事業実施区域の最寄りの地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風速計の 高さ	観測種目				
					気温	風向・ 風速	降水量	日照	積雪
御荘	南宇和郡愛南町 御荘平城	緯度 32° 57.8' 経度 132° 34.2'	12m	10m	○	○	○	○	—

注：「○」は観測が行われていること、「—」は観測が行われていないことを示す。
〔「地域気象観測所一覧（令和 7 年 3 月 13 日現在）」（気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

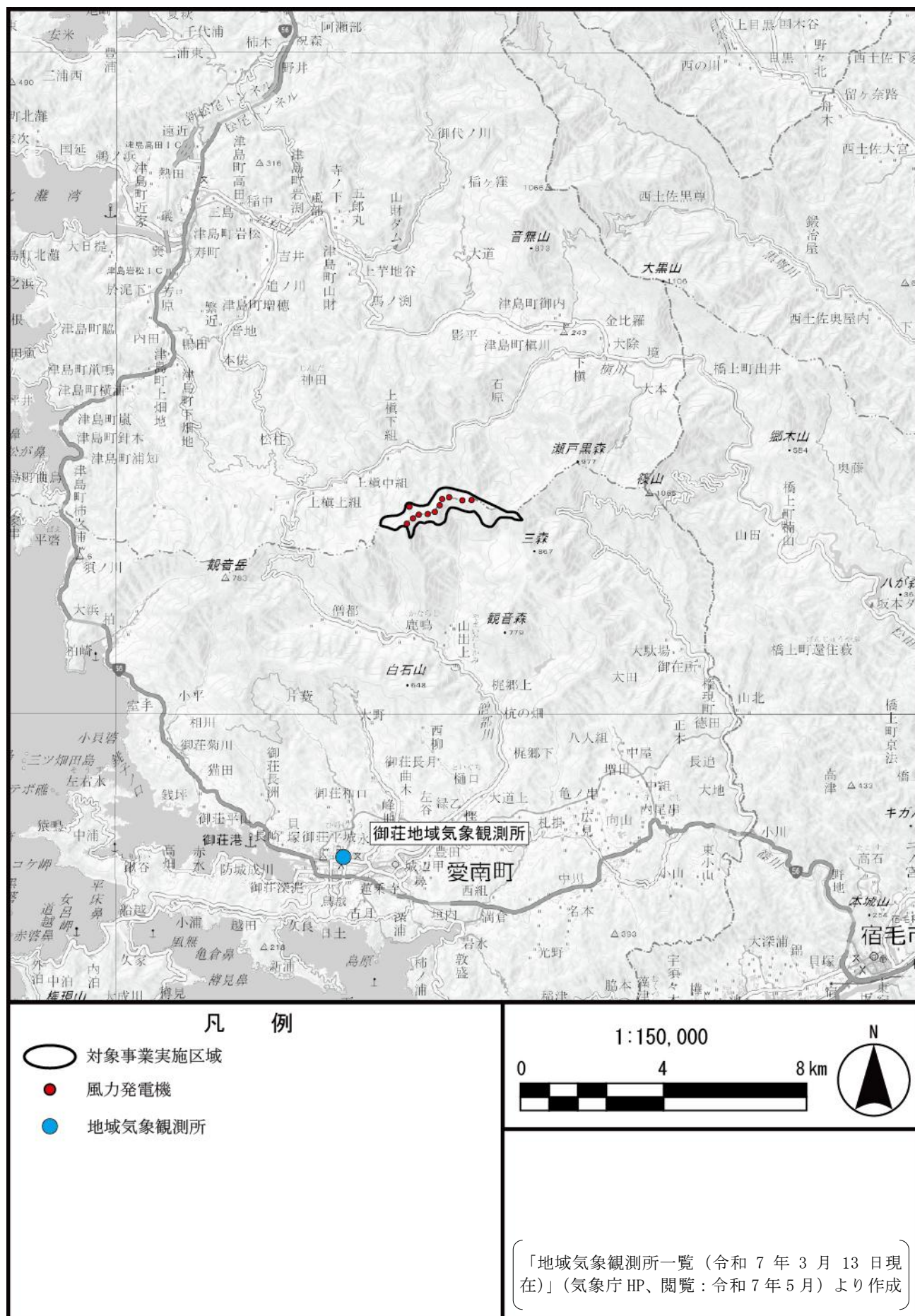


図 3.1-1 地域気象観測所位置

御荘地域気象観測所における平年値及び令和 6 年の気象概況は表 3.1-2、令和 6 年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-3、風配図は図 3.1-2 のとおりである。令和 6 年の年平均気温は 18.6℃、年降水量は 2,003.0mm、年平均風速は 2.2m/s、年間日照時間は 2,225.1 時間である。

また、令和 6 年の風向出現頻度は、春季は西、夏季は東北東、秋季は東、冬季は西北西がそれぞれ高い。年間の風向出現頻度は西が最も高く 14.3%、次いで東の 13.6%である。

表 3.1-2(1) 御荘地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温 (℃)	17.1	7.3	8.0	10.9	15.4	19.5	22.6	26.5	27.5	24.4	19.3	14.3	9.4
日最高気温 (℃)	21.7	11.6	12.6	15.8	20.5	24.4	26.6	30.8	32.0	29.1	24.4	19.2	13.9
日最低気温 (℃)	12.7	3.1	3.3	5.9	10.2	14.6	19.0	23.1	23.9	20.5	14.8	9.5	4.9
平均風速 (m/s)	1.9	2.3	2.2	2.1	2.1	1.9	1.6	1.6	1.7	1.7	1.6	1.7	2.2
最多風向	西北西	西北西	西北西	西北西	西	東	東	西	東	西	西	西北西	西北西
日照時間 (時間)	2,067.5	142.9	150.7	181.0	195.5	195.0	126.7	193.9	217.3	173.9	178.9	158.1	143.5
降水量 (mm)	1,963.7	69.3	90.8	139.0	151.5	199.1	318.2	247.6	186.9	228.2	148.2	104.4	80.8

注：平年値は 1991～2020 年の 30 年間の観測値をもとに算出した。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成〕

表 3.1-2(2) 御荘地域気象観測所の気象概況（令和 6 年）

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)					日照 時間 (時間)
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向	
1	13.5	3.0	2.0	1.0	8.6	13.6	3.4	21.2	-1.6	2.4	8.9	西北西	20.1	西	180.9
2	181.0	57.0	15.0	6.0	10.6	15.1	5.8	23.7	-1.1	2.0	8.2	西	16.0	北西	135.9
3	211.0	67.0	16.0	5.0	11.6)	16.7)	6.3)	26.1)	-1.0)	2.5	9.3	西北西	19.7	西	195.5
4	171.5	43.5	13.5	4.5	18.0	22.4	14.1	26.8	6.0	2.3	7.9	西	17.0	西	123.3
5	340.0	103.5	19.5	5.0	19.6	24.6	14.6	28.7	8.1	2.4	9.0	西	15.7	西	204.6
6	251.0	58.0	17.0	5.0	22.9	27.2	19.3	32.8	13.3	2.1	9.0	東	16.6	東	154.9
7	110.0	34.0	12.5	4.0	28.1	32.6	24.8	36.8	22.8	1.5	6.3	西	12.2	北西	230.6
8	360.5	146.5	32.0	16.5	29.1	34.5	24.9	37.8	22.7	2.2	9.1	南東	18.0	東南東	298.3
9	98.0	70.5	16.0	6.0	27.0	32.3	23.0	34.4	18.3	1.8	6.1	西	11.7	西南西	227.8
10	96.5	33.0	25.5	11.0	22.1	26.7	18.6	32.3	13.0	1.9	8.3	東	15.5	東	133.2
11	161.5	52.5	31.0	14.5	16.2	21.3	12.1	27.3	2.4	2.1	9.7	西	18.1	西	164.9)
12	8.5	2.5	2.0	1.0	9.6	14.2	5.4	21.4	-1.6	2.7	8.3	西北西	17.6	西	175.2
年	2,003.0	146.5	32.0	16.5	18.6	23.4	14.4	37.8	-1.6	2.2	9.7	西	20.1	西	2,225.1

注：「」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

〔「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成〕

表 3.1-3 御荘地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 6 年）

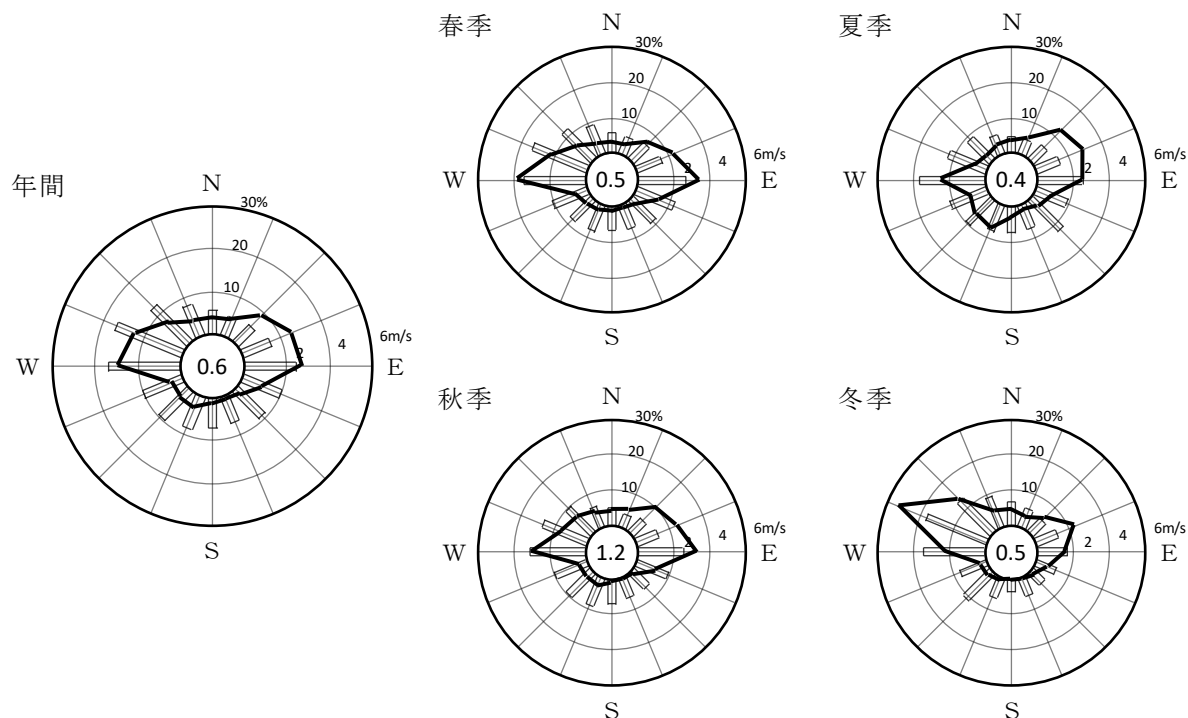
季節 風向	春季（3～5 月）		夏季（6～8 月）		秋季（9～11 月）		冬季（1, 2, 12 月）		年間	
	風向出現頻度 （%）	平均風速 （m/s）	風向出現頻度 （%）	平均風速 （m/s）	風向出現頻度 （%）	平均風速 （m/s）	風向出現頻度 （%）	平均風速 （m/s）	風向出現頻度 （%）	平均風速 （m/s）
北北東	2.9	1.0	5.1	0.9	5.2	0.8	3.2	1.1	4.1	0.9
北東	7.1	1.2	12.1	1.1	10.3	1.0	6.0	1.0	8.9	1.1
東北東	11.5	1.5	14.4	1.4	12.5	1.3	11.9	1.3	12.6	1.4
東	17.3	2.7	12.7	2.5	16.6	2.5	7.8	1.7	13.6	2.4
東南東	7.0	2.3	4.7	1.9	6.0	1.9	3.8	1.2	5.4	1.9
南東	2.1	1.8	3.3	2.4	1.2	1.2	1.6	0.9	2.0	1.8
南南東	1.1	1.4	1.9	1.4	1.0	1.2	0.6	1.1	1.2	1.3
南	1.5	1.3	3.4	1.5	1.1	1.4	0.3	0.7	1.6	1.4
南南西	1.9	1.6	7.5	1.6	2.7	1.7	1.1	1.2	3.3	1.6
南西	2.2	1.6	6.4	2.0	2.4	1.9	1.6	2.1	3.1	1.9
西南西	3.3	2.1	4.5	2.2	2.3	1.9	1.6	1.6	2.9	2.0
西	18.9	3.5	12.3	3.7	15.1	3.1	10.8	3.4	14.3	3.4
西北西	10.6	3.3	3.3	2.3	7.7	2.7	26.5	3.7	12.0	3.4
北西	5.9	2.3	2.0	1.7	6.2	2.0	13.5	2.6	6.9	2.4
北北西	3.3	1.8	2.8	1.2	4.6	1.3	4.9	1.9	3.9	1.6
北	2.9	1.2	3.4	0.9	4.2	1.0	4.4	1.3	3.7	1.1
静穏	0.5	0.2	0.4	0.2	1.2	0.2	0.5	0.2	0.6	0.2
合計・平均	100	2.4	100	1.9	100	1.9	100	2.4	100	2.1
欠測	0		0.1		0.7		0		0.2	

注：1. 静穏は 0.2m/s 以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

図 3.1-2 御荘地域気象観測所の風配図（令和 6 年）

2. 大気質の状況

愛媛県における大気質の状況として、令和5年度は25か所の大気汚染常時監視測定局において測定が実施されている。

対象事業実施区域の周囲の測定局として、一般環境大気常時監視測定局（以下「一般局」という。）の大屋（大洲市）、八幡浜（八幡浜市）及び宇和島（宇和島市）がある。測定局の概要及び測定項目は表3.1-4、測定局の位置は図3.1-3のとおりである。

表 3.1-4 大気汚染常時監視測定局の概要及び測定項目（令和5年度）

市	測定局	用途地域	測定項目						
			二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	微小粒子状物質
大洲市	大屋	未	○	—	—	—	○	—	○
八幡浜市	八幡浜	商	—	—	—	—	—	—	○
宇和島市	宇和島	住	—	—	—	—	—	—	○

注：1. 「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

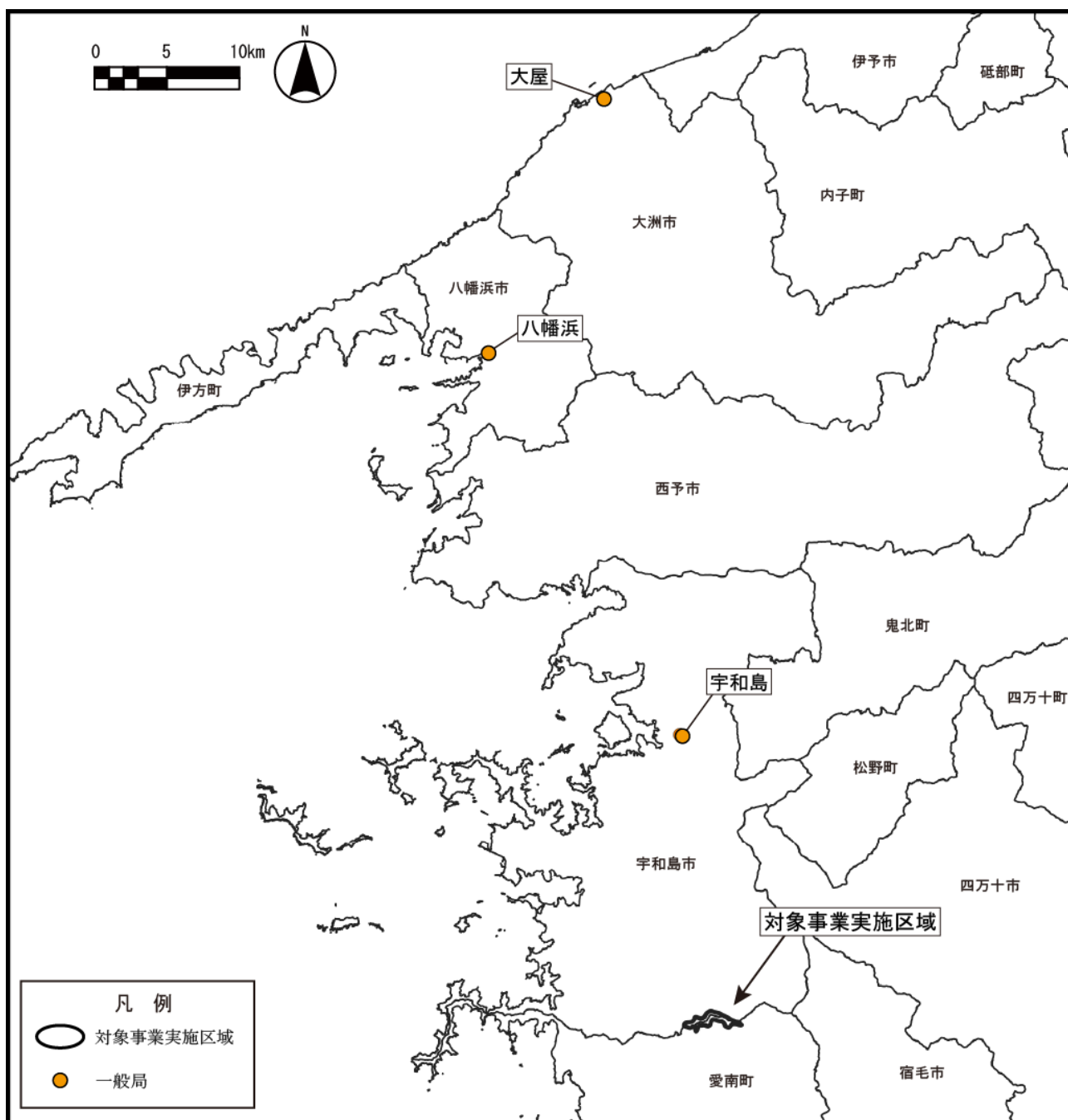
2. 用途地域については以下のとおりである。

住：「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和6年5月29日）8条第1項第1号の用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」

商：同条に定めるもののうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」

未：同条に定めるもののうち、いずれにも該当しない地域

〔「令和6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和7年）より作成〕



〔「令和6年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和7年)より作成〕

図 3.1-3 大気汚染常時監視測定局の位置

(1) 二酸化硫黄

令和5年度における二酸化硫黄の測定結果は表3.1-5のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間ににおける年平均値の経年変化は、表3.1-6及び図3.1-4のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること、ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-5 二酸化硫黄の測定結果（令和5年度）

区分	市	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
一般局	大洲市	大屋	364	8,700	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.003	○	0

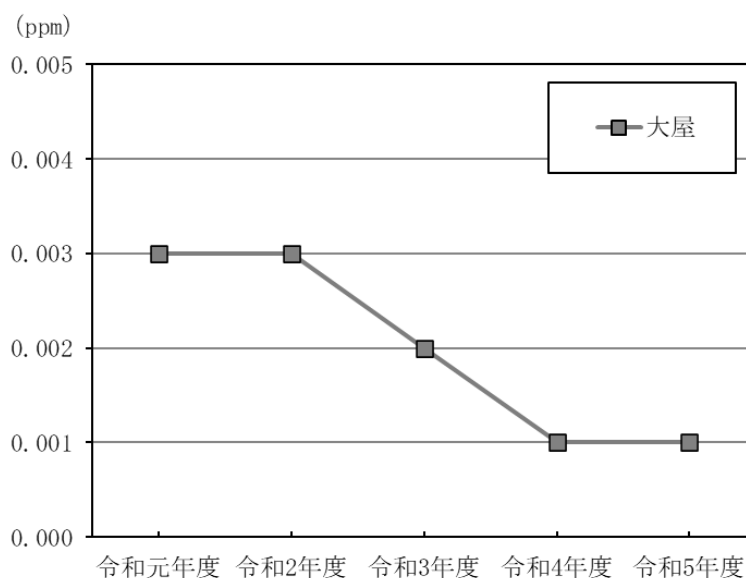
注：「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

〔「令和6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和7年）より作成〕

表3.1-6 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	大洲市	大屋	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001

〔「令和2～6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和2～7年）より作成〕



〔「令和2～6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和2～7年）より作成〕

図3.1-4 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

(2) 浮遊粒子状物質

令和5年度における浮遊粒子状物質の測定結果は表3.1-7のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間ににおける年平均値の経年変化は、表3.1-8及び図3.1-5のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

短期的評価：1時間値の日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：年間の日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること、ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-7 浮遊粒子状物質の測定結果（令和5年度）

区分	市	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
						時間	%	日	%				
一般局	大洲市	大屋	364	8,743	0.013	0	0.0	0	0.0	0.089	0.028	○	0

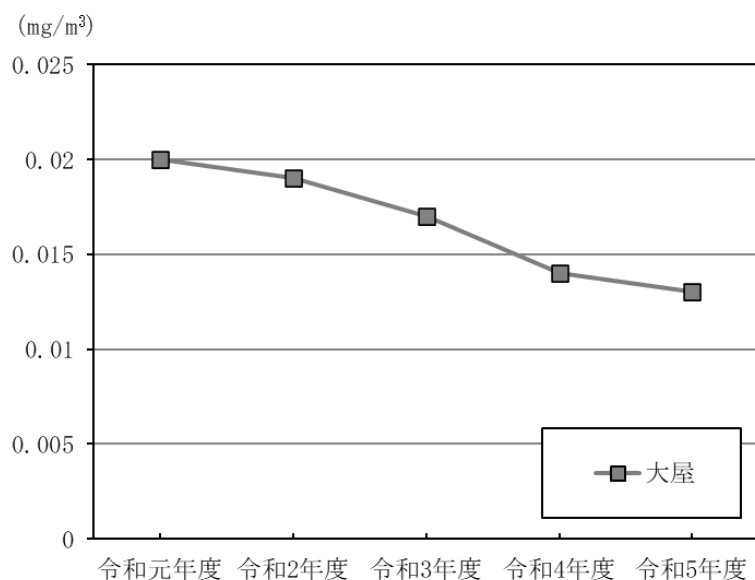
注：「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

〔「令和6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和7年）より作成〕

表3.1-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (mg/m ³)				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	大洲市	大屋	0.020	0.019	0.017	0.014	0.013

〔「令和2～6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和2～7年）より作成〕



〔「令和2～6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和2～7年）より作成〕

図3.1-5 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(3) 微小粒子状物質

令和 5 年度における微小粒子状物質の測定結果は表 3.1-9 のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去 5 年間ににおける年平均値の経年変化は、表 3.1-10 及び図 3.1-6 のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：1 日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値（最小値から数えて 98% に位置する値）が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 3.1-9 微小粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

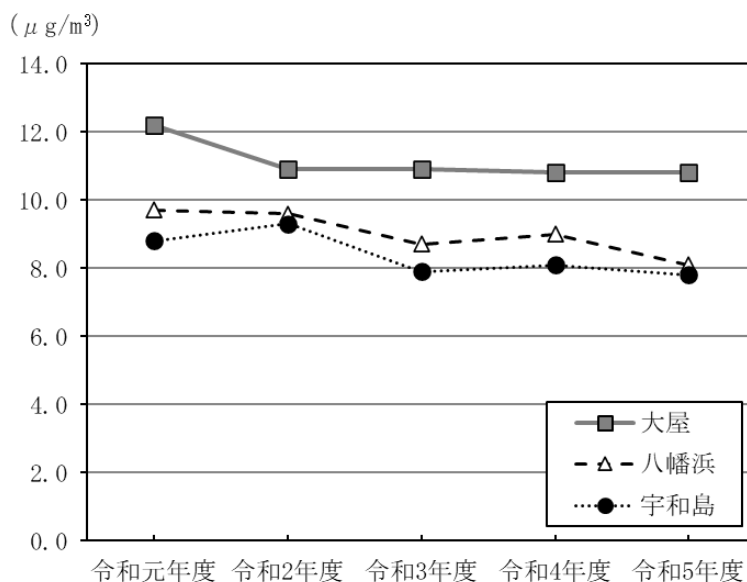
区分	市	測定局	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
			日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
一般局	大洲市	大屋	358	10.8	23.4	0	0
	八幡浜市	八幡浜	362	8.1	20.6	0	0
	宇和島市	宇和島	362	7.8	19.7	0	0

〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）より作成〕

表 3.1-10 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）				
			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般局	大洲市	大屋	12.2	10.9	10.9	10.8	10.8
	八幡浜市	八幡浜	9.7	9.6	8.7	9.0	8.1
	宇和島市	宇和島	8.8	9.3	7.9	8.1	7.8

〔「令和 2～6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 2～7 年）より作成〕



〔「令和 2～6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 2～7 年）より作成〕

図 3.1-6 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(4) 大気汚染に係る苦情の発生状況

「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）によると、令和 5 年度の大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、宇和島市で 1 件、愛南町で 0 件である。

3. 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、愛媛県、宇和島市及び愛南町によって公表された測定結果はない。

(2) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況について、愛媛県、宇和島市及び愛南町によって公表された測定結果はない。

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）によると、令和 5 年度の騒音に係る公害苦情の受理件数は、宇和島市で 6 件、愛南町で 3 件である。

4. 振動の状況

(1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、愛媛県、宇和島市及び愛南町によって公表された測定結果はない。

(2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、愛媛県、宇和島市及び愛南町によって公表された測定結果はない。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）によると、令和 5 年度の振動に係る公害苦情の受理件数は、宇和島市、愛南町ともに 0 件である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は、図 3.1-7 のとおりであり、対象事業実施区域南側に僧都川水系の二級河川である僧都川、鹿鳴川及び山出川、東側に松田川水系の二級河川である篠川等の河川が流れている。

(2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲における湖沼の状況は図 3.1-7 のとおりであり、大久保山ダムがある。

(3) 海域

対象事業実施区域及びその周囲に海域はない。

2. 水質の状況

(1) 河川の水質

「令和 5 年度公共用水域の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲の河川において、水質測定は実施されていない。

(2) 湖沼の水質

「令和 5 年度公共用水域の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲の湖沼において、水質測定は実施されていない。

(3) 地下水の水質

「令和 5 年度地下水の水質測定結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、愛媛県、松山市及び国土交通省は、「令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査及びダイオキシン類調査を実施している。令和 5 年度は概況調査が 19 地点、継続監視調査が 62 地点、汚染井戸周辺地区調査が 7 地点、ダイオキシン類調査が 1 地点で行われている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質測定は実施されていない。

(4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）によると、令和 5 年度の水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、宇和島市、愛南町ともに 0 件である。

3. 水底の底質の状況

「令和 5 年度ダイオキシン類環境調査結果」（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、愛媛県における水底の底質の状況として、河川 4 地点、海域 3 地点で底質のダイオキシン類の測定が行われており、すべての地点で環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において測定は実施されていない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図 3.1-8 のとおりである。

対象事業実施区域は褐色森林土壌及び乾性褐色森林土壌からなっている。

(2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 7 年 4 月 30 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）によると、令和 5 年度の土壌汚染に係る公害苦情の受理件数は、宇和島市、愛南町ともに 0 件である。

2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

「令和 5 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 7 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）によると、令和 5 年度の地盤沈下に係る公害苦情の受理件数は、宇和島市、愛南町ともに 0 件である。

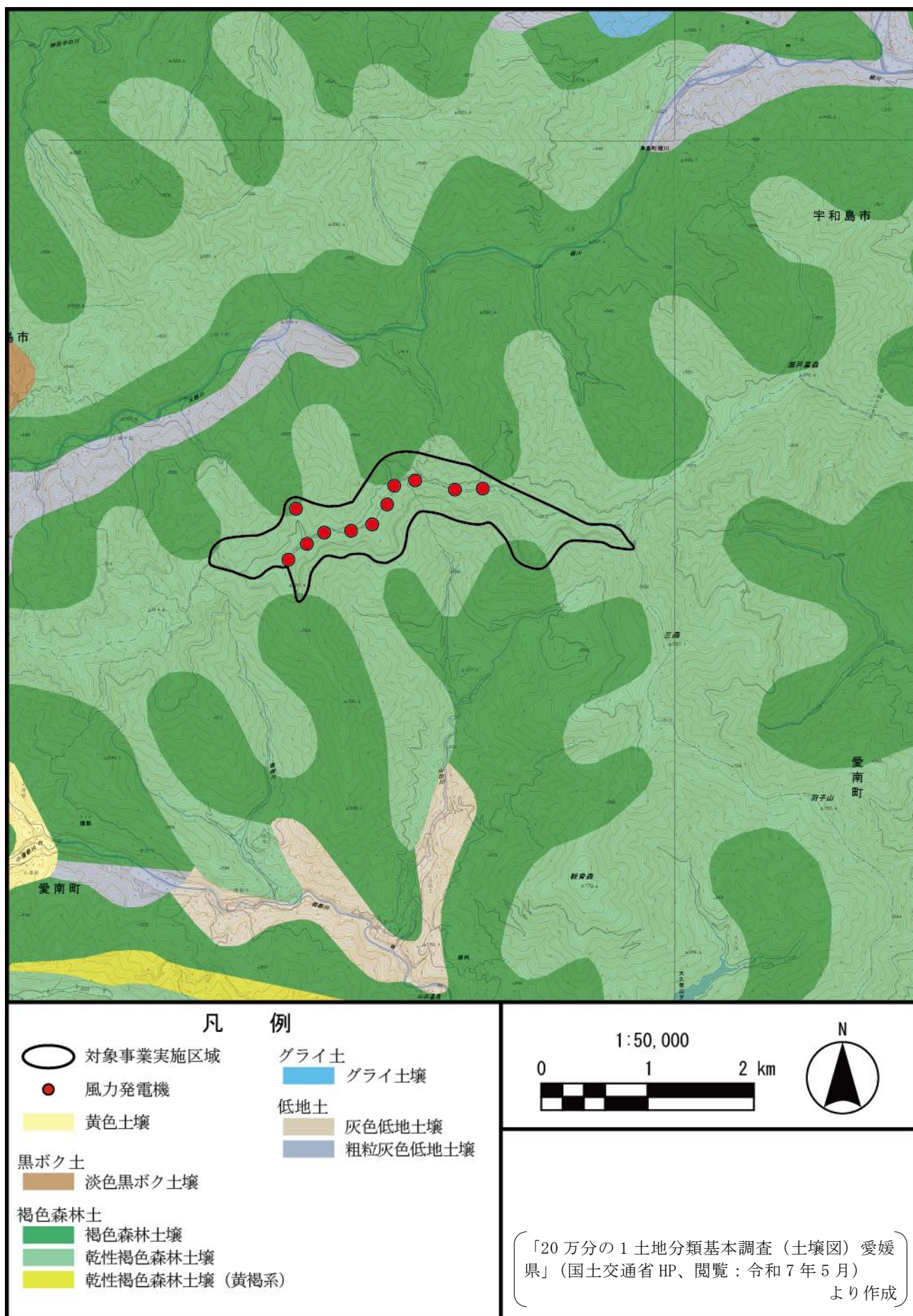


図 3.1-8 土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3.1-9 のとおりであり、対象事業実施区域は山地の大起伏山地からなっている。

対象事業実施区域及びその周囲における典型地形は、表 3.1-11 及び図 3.1-10 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「出井の甌穴群」等がある。

対象事業実施区域及びその周囲における自然景観資源の分布は、表 3.1-12 及び図 3.1-11 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「虹ヶ滝」、「白滝」等がある。

表 3.1-11 典型地形の状況

地形項目		名 称	備 考
河川的作用による地形	峡谷	滑床溪谷	足摺宇和海国立公園。えひめ自然百選。
	甌穴（ポットホール）群	出井の甌穴群	県指定天然記念物（昭和 40 年 6 月 18 日）。宿毛市松田川上流で、ほぼ県境付近の河床にみられる大小 200 個以上の甌穴群。
	穿入蛇行	広見川・吉野川	－
海的作用による地形	多島海	宇和海	足摺宇和海国立公園。宇和海海中公園。
	リアス式海岸（溺れ谷）	宇和海沿岸のリアス式海岸	足摺宇和海国立公園。宇和海海中公園。
	海食洞	鹿島の穴	海食崖と関連。宇和海海中公園
	干潟	松田川河口干潟	－
	サンゴ礁	宇和海海中公園	宇和海海中公園

注：「－」は出典に記載がないことを示す。

〔「日本の典型地形」（財団法人日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

表 3.1-12 自然景観資源の状況

区 分	名 称
峡谷・溪谷	黒尊溪谷
	横吹溪谷
	祓川溪谷
甌穴群	出井の甌穴群
滝	お菊の滝
	三つ輪の滝
	スズキ滝
	ヤケ滝
	九段の滝
	白滝
	松ガ滝
	障子ヶ滝
	虹ヶ滝
	緑田の滝
	轟の滝
溺れ谷	宇和海
多島海	内海

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕

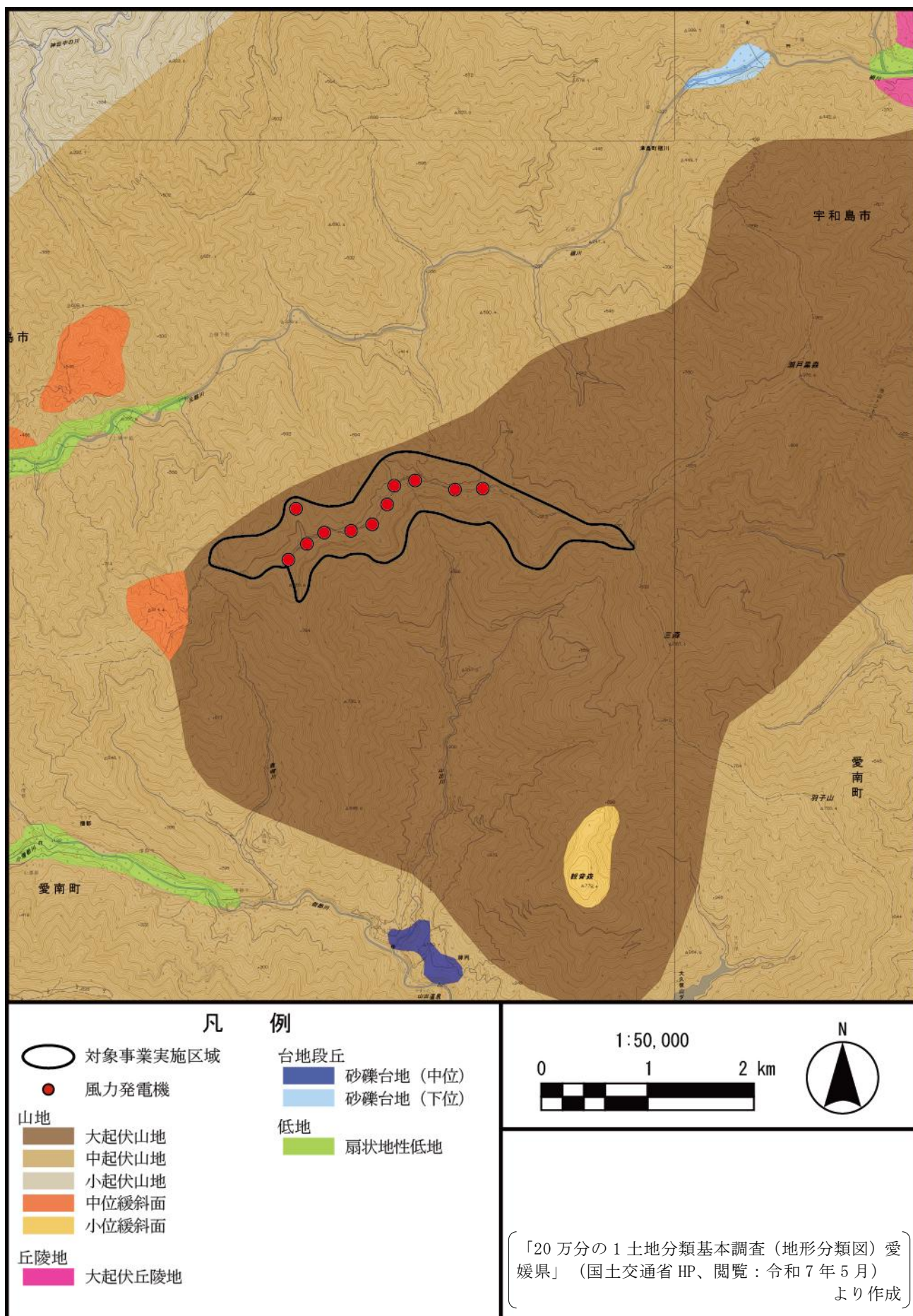


図 3.1-9 地形分類図

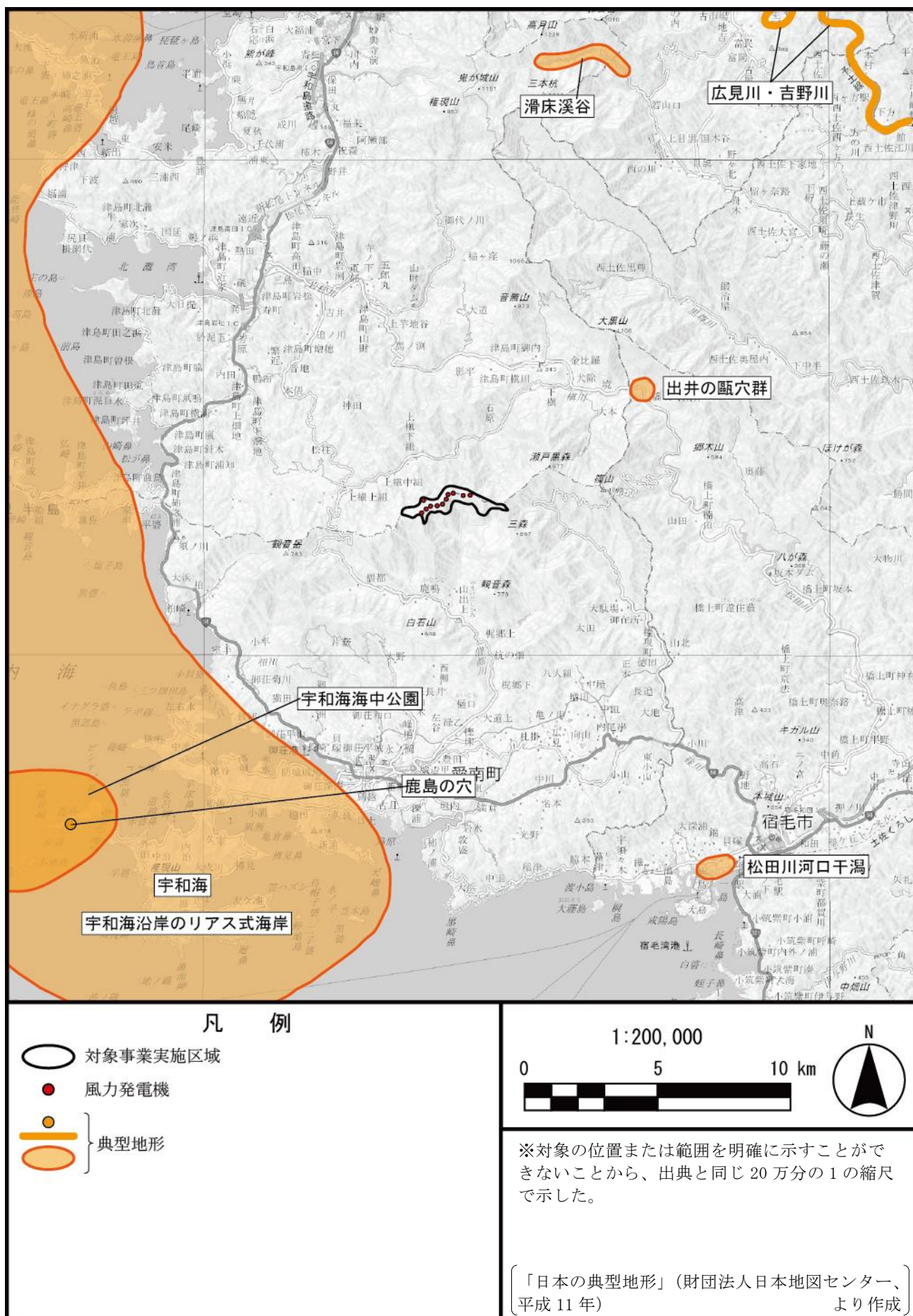


図 3.1-10 典型地形の状況

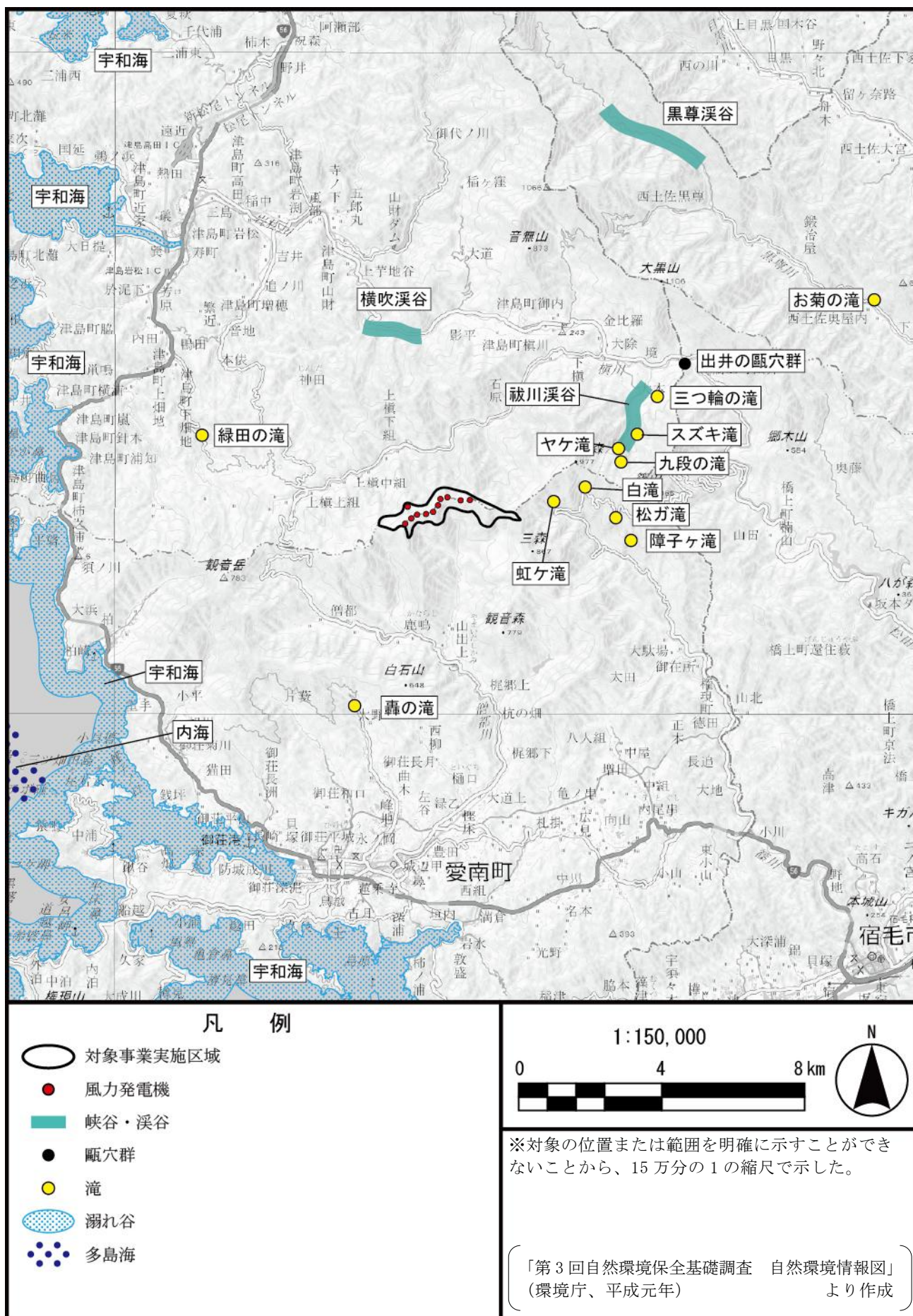


図 3.1-11 自然景観資源の状況

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、図 3. 1-12 のとおりである。対象事業実施区域は固結堆積物の砂岩・頁岩互層からなっている。

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形。
- ・「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形・地質に関するもの。

対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に選定された地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定により指定されている重要な地形及び地質はない。

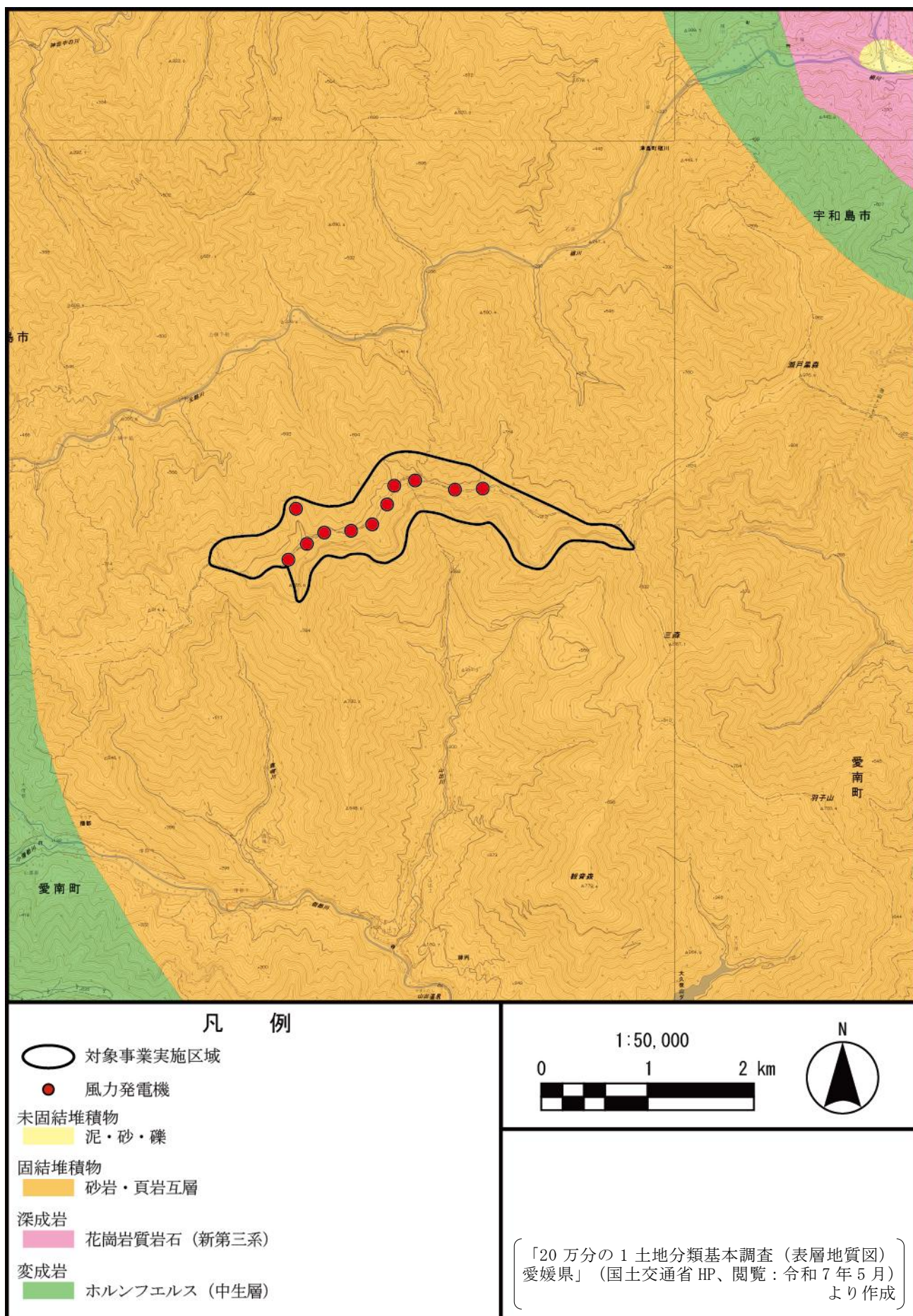


図 3.1-12 表層地質図

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）、「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）等）により整理した。「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、3 回、4 回、5 回、6 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）については、図 3.1-13 のとおり、対象事業実施区域の周囲の 2 次メッシュ※として「伊予岩松」、「御内」、「柏」及び「楠山」を対象とした。また、本事業に隣接して計画されている「槇川正木ウィンドファーム環境影響評価書」（槇川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月）の現地調査結果も資料として収集した。

文献その他の資料による調査範囲は、図 3.1-13 及び表 3.1-13 のとおりである。

なお、城辺町は平成 16 年に合併して愛南町に、津島町は平成 17 年に合併して宇和島市となった。

※国土地理院発行の 1/25,000 の地形図名称

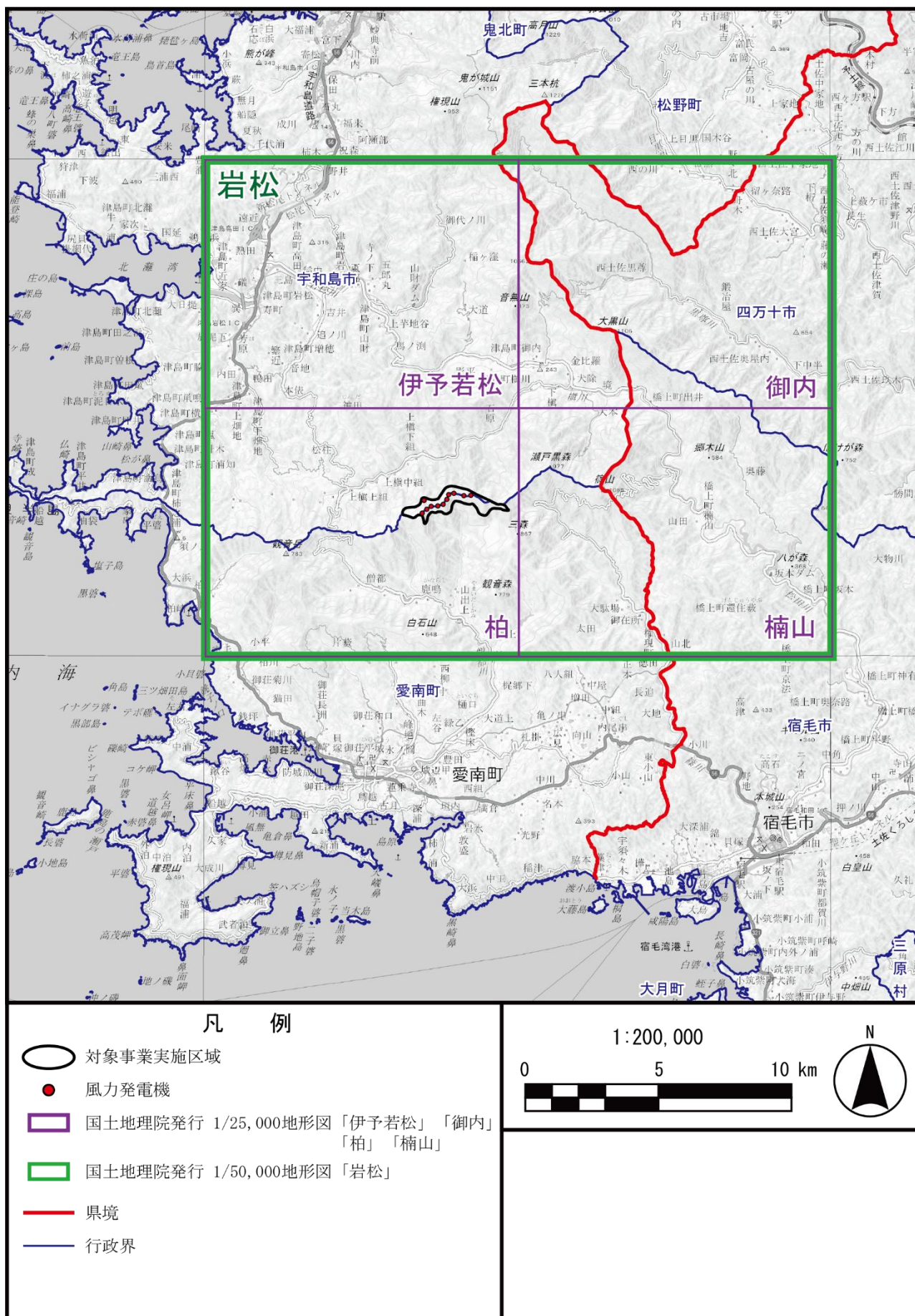


図 3.1-13 文献その他の資料調査の範囲

表 3.1-13(1) 文献その他の資料一覧及び調査範囲（動物）

No.	文献その他の資料	調査範囲
1	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第2回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	対象事業実施区域及びその周囲における2次メッシュ：「伊予岩松」「御内」「柏」「楠山」
2	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第3回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	
3	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第4回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	
4	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第5回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	
5	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第6回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	
6	「環境省生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査データベース 第5回環境指標種調査（身近な生きもの調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	旧津島町、旧城辺町
7	「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成16年）	対象事業実施区域及びその周囲における2次メッシュ：「岩松」
8	「生物多様性センターガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧令和7年4月）	対象事業実施区域及びその周囲
9	「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	対象事業実施区域及びその周囲
10	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）	対象事業実施区域及びその周囲
11	「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省 HP、閲覧：令和7年4月）	
12	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」（愛媛県、平成26年）	宇和島市、愛南町
13	「城辺町誌」（城辺町、昭和41年）	旧城辺町
14	「続・城辺町誌」（城辺町、昭和58年）	
15	「津島町誌 改訂版」（津島町、平成17年）	旧津島町
16	「愛南町の鳥類」（愛南探検隊、平成31年）	愛南町
17	「改訂版 愛媛の野鳥観察ハンドブック～はばたき～」（愛媛新聞社、平成14年）	対象事業実施区域及びその周囲
18	「南予の鳥の図鑑」（特定非営利活動法人 かかわそ復活プロジェクト、平成24年）	南予地方
19	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成16年）	昆虫類：南予地方含む 鳥類：由良半島、高茂岬 その他：旧津島町、旧城辺町
20	「松山東雲短期大学研究論集 7（2） 愛媛県における大中型哺乳類の生息現状について」（松山東雲短期大学、昭和51年）	旧津島町、旧城辺町
21	「壮大なタカの渡り、愛媛県 BIRDER 1993 Vol.7 No.10」（文一総合出版、平成5年）	高茂岬
22	「愛媛県総合科学博物館研究報告 9 愛媛県における翼手目の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成16年）	対象事業実施区域及びその周囲
23	「愛媛県総合科学博物館研究報告 9 アサギマダラの移動に関する愛媛県の記録」（愛媛県総合科学博物館、平成16年）	旧津島町
24	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県における食虫類の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成17年）	宇和島市
25	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県におけるアオマツムシ（バッタ目：マツムシ科）の分布」（愛媛県総合科学博物館、平成17年）	旧津島町、旧城辺町
26	「愛媛県総合科学博物館研究報告 11 愛媛県におけるクツワムシとタイワンクツワムシ（バッタ目：クツワムシ科）の分布」（愛媛県総合科学博物館、平成18年）	宇和島市、愛南町
27	「愛媛の虫だより No.108 愛媛県のクワガタムシ」（特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構、平成24年）	

表 3.1-13(2) 文献その他の資料一覧及び調査範囲（動物）

No.	文献その他の資料	調査範囲
28	「愛媛のトンボ図鑑」（特定非営利活動法人かわうそ復活プロジェクト、平成 25 年）	旧津島町、旧城辺町
29	「愛媛昆虫類データ収録集（Ⅰ）～（Ⅲ）」（特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構、平成 26 年）	
30	「面河山岳博物館研究報告第 2 号 松田史郎氏寄贈チョウ類目録（No. 2 p. 45-57）」（面河山岳博物館、平成 18 年）	宇和島市、愛南町
31	「面河山岳博物館研究報告第 4 号 愛媛県のミバエ科（No. 4 p. 15-20）」（面河山岳博物館、平成 22 年）	
32	「面河山岳博物館研究報告第 4 号 愛媛県のクワガタムシ科（No. 4 p. 21-48）」（面河山岳博物館、平成 22 年）	
33	「面河山岳博物館研究報告第 5 号 愛媛県のカメムシ 1（No. 4 p. 23-52）」（面河山岳博物館、平成 24 年）	
34	「面河山岳博物館研究報告第 5 号 愛媛県のウスバカゲロウ 付・愛媛大学ミュージアム所蔵の標本リストと日本産種リスト（No. 5 p. 1-10）」（面河山岳博物館、平成 24 年）	愛南町
35	「面河山岳博物館研究報告第 6 号 愛媛県のカメムシ 2・水生半翅類（No. 6 p. 1-22）」（面河山岳博物館、平成 26 年）	宇和島市、愛南町
36	「面河山岳博物館研究報告第 7 号 愛媛県における翼手目の記録（2003 年から 2015 年）（No. 7 p. 19-28）」（面河山岳博物館、平成 28 年）	
37	「面河山岳博物館研究報告第 7 号 愛媛県のゲンゴロウ上科（コウチュウ目）（No. 7 p. 1-17）」（面河山岳博物館、平成 28 年）	
38	「面河山岳博物館研究報告第 9 号 愛媛県のシリアゲムシ（No. 9 p. 1-16）」（面河山岳博物館、令和 4 年）	
39	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」（横川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月）	対象事業実施区域及びその周囲
40※	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」（高知県、平成 30 年）	宿毛市、四万十市
41※	「哺乳類科学 41 巻 高知県蒲葵島からのオヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i> 生息地の新記録（1 号 p. 87-92）」（哺乳類学会、平成 13 年）	高知県幡多郡大月町蒲葵島
42※	「愛南町の動物（哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類など）」（愛南探検隊、令和 3 年）	愛南町
43※	「愛媛県鳥類目録」（日本野鳥の会愛媛、令和 6 年）	宇和島市、愛南町

注：No. 40～43 については専門家ヒアリングを受けて追加した。

(1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、表 3. 1-14 のとおりであり、哺乳類 32 種、鳥類 275 種、爬虫類 16 種、両生類 13 種、昆虫類 1,317 種、魚類 47 種及び底生動物 159 種が確認されている。

表 3. 1-14(1) 動物相の概要

分類	文献その他の資料	確認種数	主な確認種
哺乳類	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第 2 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	7 種	ニホンジネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、アブラコウモリ、モモジロコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリ、ユビナガコウモリ、ヒナコウモリ科（10-30kHz）、ヒナコウモリ科（30-60kHz）、オヒキコウモリ、ニホンザル、ヤマネ、カヤネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、ヌートリア、ニホンリス、ムササビ、ニホンモモンガ、ニホンノウサギ、アカギツネ、タヌキ、ツキノワグマ、ニホンイタチ、シベリアイタチ、ニホンテン、カワウソ、ニホンアナグマ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ等（32 種）
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第 4 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	10 種	
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第 5 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	8 種	
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第 6 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	6 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」（愛媛県、平成 26 年）	3 種	
	「城辺町誌」（城辺町、昭和 41 年）	2 種	
	「続・城辺町誌」（城辺町、昭和 58 年）	1 種	
	「津島町誌 改訂版」（津島町、平成 17 年）	10 種	
	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）	0 種	
	「松山東雲短期大学研究論集 7（2） 愛媛県における大中型哺乳類の生息現状について」（松山東雲短期大学、昭和 51 年）	8 種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 9 愛媛県における翼手目の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成 16 年）	0 種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県における食虫類の生息記録」（愛媛県総合科学博物館、平成 17 年）	2 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 7 号 愛媛県における翼手目の記録（2003 年から 2015 年）（No. 7 p. 19-28）」（面河山岳博物館、平成 28 年）	7 種	
	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」（横川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月）	14 種	
	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」（高知県、平成 30 年）	0 種	
	「哺乳類科学 41 巻 高知県蒲葵島からのオヒキコウモリ <i>Tadarida insignis</i> 生息地の新記録（1 号 p. 87-92）」（哺乳類学会、平成 13 年）	1 種	
	「愛南町の動物（哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類など）」（愛南探検隊、令和 3 年）」	22 種	
鳥類	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第 2 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	32 種	オシドリ、ヨシガモ、カルガモ、カワアイサ、ヤマドリ、ウズラ、ヨタカ、アマツバメ、ジュウイチ、ホトトギス、ツツドリ、カッコウ、クイナ、マナヅル、タゲリ、ムナグロ、コチドリ、ツバメチドリ、コアジサシ、カワウ、ヨシゴイ、ミゾゴイ、チュウサギ、ミサゴ、ハチクマ、クマタカ、アカハラダカ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、アオバズク、フクロウ、カワセミ、ヤマセミ、ヤマゲラ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー（第 3 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	5 種	
	「第 6 回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」（環境省、平成 16 年）	52 種	
	「生物多様性センターガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	6 種	
	「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	1 種	
	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）	2 種	
	「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）	1 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」（愛媛県、平成 26 年）	10 種	
	「城辺町誌」（城辺町、昭和 41 年）	8 種	
	「津島町誌 改訂版」（津島町、平成 17 年）	26 種	
	「愛南町の鳥類」（愛南探検隊、平成 31 年）	231 種	
	「改訂版 愛媛の野鳥観察ハンドブック～はばたき～」（愛媛新聞社、平成 14 年）	17 種	
	「南予の鳥の図鑑」（特定非営利活動法人 かろうそ復活プロジェクト、平成 24 年）	230 種	

表 3.1-14(2) 動物相の概要

分類	文献その他の資料	確認 種数	主な確認種
鳥類 (続)	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年)	4 種	リュウキュウサンショウ クイ、カケス、ヒガラ、ヤ マガラ、コガラ、シジュウ カラ等 (275 種)
	「壮大なタカの渡り, 愛媛県 BIRDER 1993 Vol.7 No.10」(文一総合出版、平成 5 年)	6 種	
	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」(横川正木ウィンドファーム合同会 社、令和 4 年 6 月)	100 種	
	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」(高知県、平成 30 年)	29 種	
	「愛媛県鳥類目録」(日本野鳥の会愛媛、令和 6 年)	29 種	
爬虫類	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー (第 4 回動植物分布調査)」(環境 省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	0 種	クサガメ、ニホンイシガ メ、アカミミガメ、ニホン スッポン、タワヤモリ、ニ ホンヤモリ、ニホントカ ゲ、ニホンカナヘビ、タカ チホヘビ、シロマダラ、ジ ムグリ、アオダイショウ、 シマヘビ、ヒバカリ、ヤマ カガシ、ニホンマムシ (16 種)
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー (第 5 回動植物分布調査)」(環境 省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	0 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」 (愛媛県、平成 26 年)	0 種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年)	10 種	
	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」(横川正木ウィンドファーム合同会 社、令和 4 年 6 月)	7 種	
	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」(高知県、平成 30 年)	0 種	
	「愛南町の動物(哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類など)」(愛南探検隊、令和 3 年)」	16 種	
両生類	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー (第 4 回動植物分布調査)」(環境 省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	5 種	イシヅチサンショウウ オ、アカハライモリ、ニホ ンヒギガエル、ニホンア マガエル、タゴガエル、ニ ホンアカガエル、ヤマア カガエル、ウシガエル、ツ チガエル、トノサマガエ ル、ヌマガエル、シュレー ゲルアオガエル、カジカ ガエル (13 種)
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー (第 5 回動植物分布調査)」(環境 省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	2 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」 (愛媛県、平成 26 年)	0 種	
	「津島町誌 改訂版」(津島町、平成 17 年)	6 種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年)	6 種	
	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」(横川正木ウィンドファーム合同会 社、令和 4 年 6 月)	7 種	
	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」(高知県、平成 30 年)	2 種	
	「愛南町の動物(哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類など)」(愛南探検隊、令和 3 年)」	12 種	
昆虫類	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー (第 2 回動植物分布調査)」(環境 省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	5 種	クロイトトンボ、セスジ イトトンボ、ムスジイト トンボ、オオイトトンボ、 ミヤマカワトンボ、アサ ヒナカワトンボ、ムカシ トンボ、ネアカコシヤン マ、アオヤンマ、オオルリ ボシヤンマ、マルタンヤ ンマ、クロスジギンヤン マ、ギンヤンマ、コシボソ ヤンマ、カトリヤンマ、ウ エノカワゲラ、マエキナ ガカワゲラ、クロフタツ メカワゲラ、ウスイロサ サキリ、ホシササキリ、モ リオカメコオロギ、ショ ウリョウバッタ、マダラ バッタ、ヒナバッタ、トノ サマバッタ、ハグルマチ ヤタテ、ホソチャタテ、ハ コネホソウンカ、コブウ ンカ、ヒメハルゼミ、
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー (第 4 回動植物分布調査)」(環境 省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	62 種	
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GISー (第 5 回動植物分布調査)」(環境 省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	47 種	
	「環境省生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査データベース 第 5 回 環 境指標種調査(身近な生きもの調査)」(環境省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月)	5 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」 (愛媛県、平成 26 年)	88 種	
	「城辺町誌」(城辺町、昭和 41 年)	24 種	
	「津島町誌 改訂版」(津島町、平成 17 年)	36 種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年)	5 種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 9 アサギマダラの移動に関する愛媛県の記 録」(愛媛県総合科学博物館、平成 16 年)	1 種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 10 愛媛県におけるアオマツムシ(バッタ目: マツムシ科)の分布」(愛媛県総合科学博物館、平成 17 年)	1 種	
	「愛媛県総合科学博物館研究報告 11 愛媛県におけるクツワムシとタイワシ ツワムシ(バッタ目:クツワムシ科)の分布」(愛媛県総合科学博物館、平成 18 年)	2 種	
	「愛媛の虫だより No.108 愛媛県のクワガタムシ」(特定非営利活動法人 愛媛昆 虫類調査研究機構、平成 24 年)	13 種	
	「愛媛のトンボ図鑑」(特定非営利活動法人かわうそ復活プロジェクト、平成 25 年)	56 種	

表 3. 1-14 (3) 動物相の概要

分類	文献その他の資料	確認種数	主な確認種
昆虫類 (続)	「愛媛昆虫類データ収録集(Ⅰ)～(Ⅲ)」(特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構、平成 26 年)	40 種	アブラゼミ、ミンミンゼミ、マツアワフキ、ハマベアワフキ、ミドリヒメヨコバイ、タブグンバイ、ケブカカスミカメ、マツケブカカスミカメ、オオメナガカメムシ、オオアメンボ、アメンボ、ベニシジミ、シロモンノメイガ、シコクフトゴモクムシ、ゲンゴロウ、ヒラタクワガタ、キスジコガネ、アオマダラタマムシ、ヒメクロコメツキ、ミスジヒシベニボタル、ナナホシテントウ、ナミテントウ、トビイロカミキリ、ハネナシトビハムシ、ウスモンオトシブミ、イチゴハナゾウムシ、ジュウジチビシギゾウムシ、アメイロアリ、オオスズメバチ等 (1,317 種)
	「面河山岳博物館研究報告第 2 号 松田史郎氏寄贈チョウ類目録 (No. 2 p. 45-57)」(面河山岳博物館、平成 18 年)	11 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 4 号 愛媛県のミバエ科 (No. 4 p. 15-20)」(面河山岳博物館、平成 22 年)	1 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 4 号 愛媛県のクワガタムシ科 (No. 4 p. 21-48)」(面河山岳博物館、平成 22 年)	13 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 5 号 愛媛県のカメムシ 1 (No. 4 p. 23-52)」(面河山岳博物館、平成 24 年)	89 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 5 号 愛媛県のウスバカゲロウ 付・愛媛大学ミュージアム所蔵の標本リストと日本産種リスト (No. 5 p. 1-10)」(面河山岳博物館、平成 24 年)	1 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 6 号 愛媛県のカメムシ 2・水生半翅類 (No. 6 p. 1-22)」(面河山岳博物館、平成 26 年)	23 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 7 号 愛媛県のゲンゴロウ上科 (コウチュウ目) (No. 7 p. 1-17)」(面河山岳博物館、平成 28 年)	29 種	
	「面河山岳博物館研究報告第 9 号 愛媛県のシリアゲムシ (No. 9 p. 1-16)」(面河山岳博物館、令和 4 年)	7 種	
	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」(横川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月)	992 種	
魚類	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」(高知県、平成 30 年)	29 種	ニホンウナギ、オイカワ、カワムツ、タカハヤ、ウグイ、ヒナインドジョウ、アユ、アマゴ、ボラ、アカメ、クロダイ、ヒモハゼ、マハゼ、ボウズハゼ、シマヨシノボリ、ウロハゼ、ヒメハゼ、ビリンゴ、クボハゼ等 (47 種)
	「愛南町の動物 (哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類など)」(愛南探検隊、令和 3 年)」	22 種	
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS」(第 4 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)	34 種	
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS」(第 5 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)	6 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」(愛媛県、平成 26 年)	5 種	
	「城辺町誌」(城辺町、昭和 41 年)	2 種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年)	0 種	
	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」(横川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月)	7 種	
底生動物	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」(高知県、平成 30 年)	7 種	ナミウズムシ、カワニナ、ミズムシ、サワガニ、フタスジモンカゲロウ、ミルンヤンマ、オジロサナエ、ヤマトカワゲラ、シマアメンボ、クビワユスリカ、クロモンナガレアブ、サワダマメゲンゴロウ等 (159 種)
	「愛南町の動物 (哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類など)」(愛南探検隊、令和 3 年)」	1 種	
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS」(第 4 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)	7 種	
	「生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS」(第 5 回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)	9 種	
	「愛媛県レッドデータブック 2014ー愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物ー」(愛媛県、平成 26 年)	22 種	
	「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年)	1 種	
	「横川正木ウィンドファーム環境影響評価書」(横川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月)	121 種	
	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」(高知県、平成 30 年)	5 種	
	「愛南町の動物 (哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類など)」(愛南探検隊、令和 3 年)」	2 種	

注：種名及び配列は、原則として哺乳類は「The Wild Mammals of Japan Second edition」(日本哺乳類学会、平成 27 年)、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第 8 版」(日本鳥学会、令和 6 年)、爬虫類及び両生類は「日本産爬虫両生類標準和名リスト (2025 年 4 月 28 日版)」(日本爬虫両棲類学会 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)、その他は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和 6 年)に準拠した。

対象事業実施区域及びその周囲の動物相を以下に示す。

哺乳類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、4 回、5 回、6 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）等によると、ニホンザル、アカギツネ、タヌキ、ニホンイタチ、ニホンジカ等が確認されている。なお、「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、コウモリ生息情報、コウモリ分布及びコウモリ洞分布は確認されていない。

鳥類は「生物多様性センター－自然環境調査 Web-GIS－（第 2 回、3 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）等によると、カルガモ、ヨタカ、ホトトギス、カワセミ、ヤマゲラ、サンショウクイ、ヤマガラ、シジュウカラ等が確認されている。

「壮大なタカの渡り、愛媛県 BIRDER 1993 Vol. 7 No. 10」（文一総合出版、平成 5 年）によると、対象事業実施区域の南西に位置する高茂岬におけるサシバ等の猛禽類の秋季の渡りルートが取り上げられており、権現山の稜線沿いでタカ柱を形成して高度を稼ぎ、西南西に流れていくルートや、宿毛湾北部の海上を移動するルート等が記載されている。また、サシバ以外にも、ハチクマ、ノスリ、ハイタカ類等の渡り鳥の飛来が確認されている。サシバの渡りについては「調査研究活動：高茂岬・由良半島でのサシバの渡り調査」（日本野鳥の会愛媛 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）において、由良半島の通過群は中央ルート（白樺峠）から、高茂岬の通過群は東ルート（伊良湖岬）から飛来するものが多いが、東ルート（伊良湖岬）からの通過群については、気象条件等により高茂岬でなく由良半島を通過することがかなりあると記載されている。

「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省、平成 16 年）によると、図 3.1-14 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において、クマタカの生息分布が確認されている。イヌワシについては、生息分布は確認されていない。

「環境アセスメントデータベース（EADAS）」に収録された「センシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）によると、図 3.1-15 及び表 3.1-15 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲ではクマタカの生息が確認されており、「注意喚起レベル C」のメッシュが分布する。また、同資料による鳥類の渡りルートは図 3.1-16 のとおりであり、ハチクマ及びその他猛禽類の日中の渡りが確認されている。ガン・カモ・ハクチョウ類及び夜間の渡りルートについては、対象事業実施区域及びその周囲では確認されていない。

「生物多様性センター－ガンカモ類の生息調査－」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）においては、ガン・カモ・ハクチョウ類の冬季の生息数が掲載されている。対象事業実施区域及びその周囲にある調査地点（ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来記録がある地点）は、表 3.1-17 及び図 3.1-18 のとおり「大久保山ダム」の 1 地点で、平成 23 年度から令和 5 年度までの調査において、オシドリ、マガモ、カルガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ及びスズガモが確認されている。

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、ハチクマは図 3.1-19 のとおり、秋季に対象事業実施区域及びその周囲において渡り経路が確認されている。サシバは図 3.1-20 のとおり、春季及び秋季に対象事業実施区域及びその周囲において渡り経路が確認されている。ノスリは図 3.1-21 のとおり、秋季に対象事業実施区域及びその周囲において渡り経路が確認されている。

「榎川正木ウィンドファーム環境影響評価書」（榎川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4

年6月)によると、ヨタカ、ジュウイチ、ハチクマ、クマタカ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ、ビンズイ等が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周囲ではサシバ及びクマタカの営巣地が確認されている。

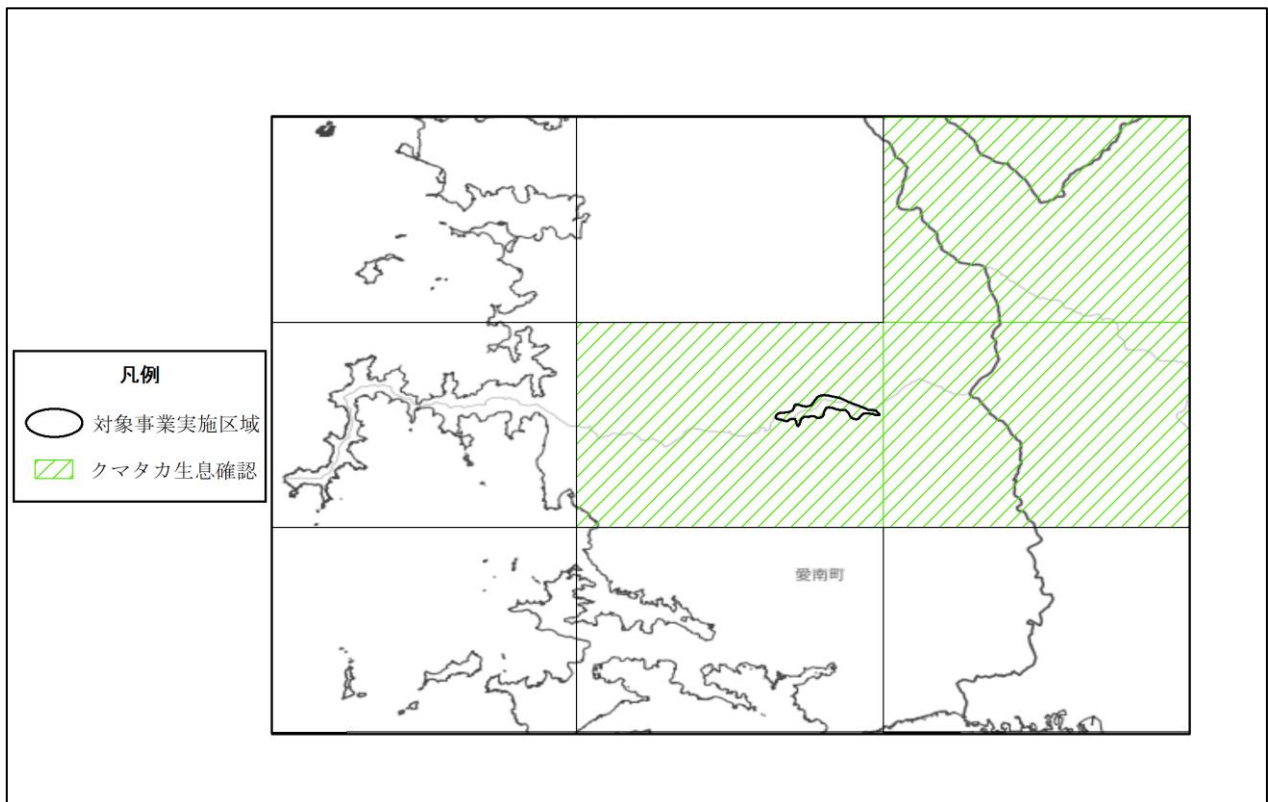
爬虫類は「愛媛の生物誌」(愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成16年)等によると、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等が確認されている。

両生類は「生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS」(第4回、5回動植物分布調査)(環境省 HP、閲覧：令和7年4月)等によると、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等が確認されている。

昆虫類は「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」(愛媛県、平成26年)等によると、クロイトトンボ、ギンヤンマ、ショウリョウバッタ、ミンミンゼミ、ミドリヒメヨコバイ、ゲンゴロウ、ヒラタクワガタ、ナミテントウ、ウスモンオトシづミ、アメイロアリ、オオスズメバチ等が確認されている。

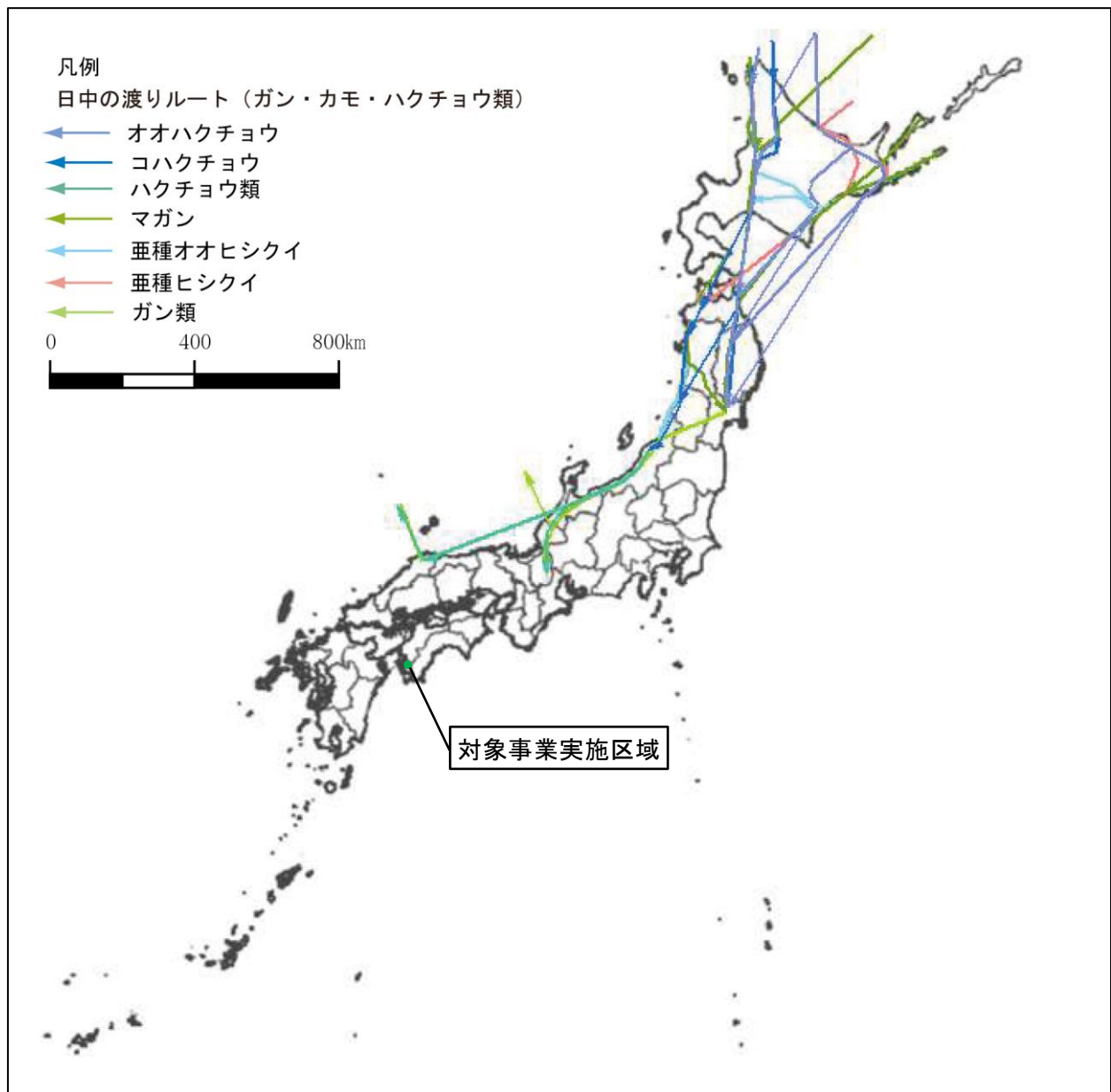
魚類は「生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS」(第5回動植物分布調査)(環境省 HP、閲覧：令和7年4月)等によると、オイカワ、タカハヤ、アユ、シマヨシノボリ、クボハゼ等が確認されている。

底生動物は「生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS」(第4回、5回動植物分布調査)(環境省 HP、閲覧：令和7年4月)等によると、カワニナ、サワガニ等が確認されている。



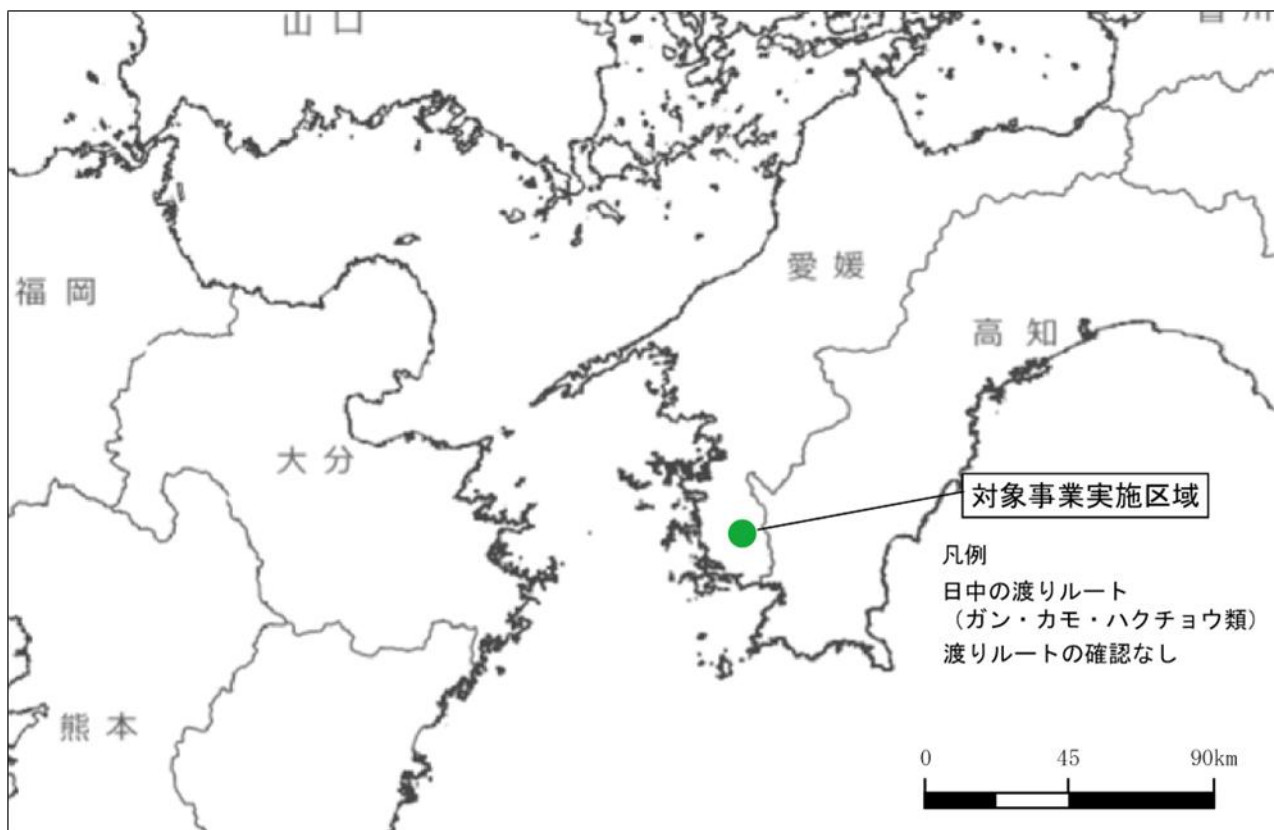
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省、平成 16 年）
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）
より作成

図 3.1-14 クマタカ分布メッシュ図



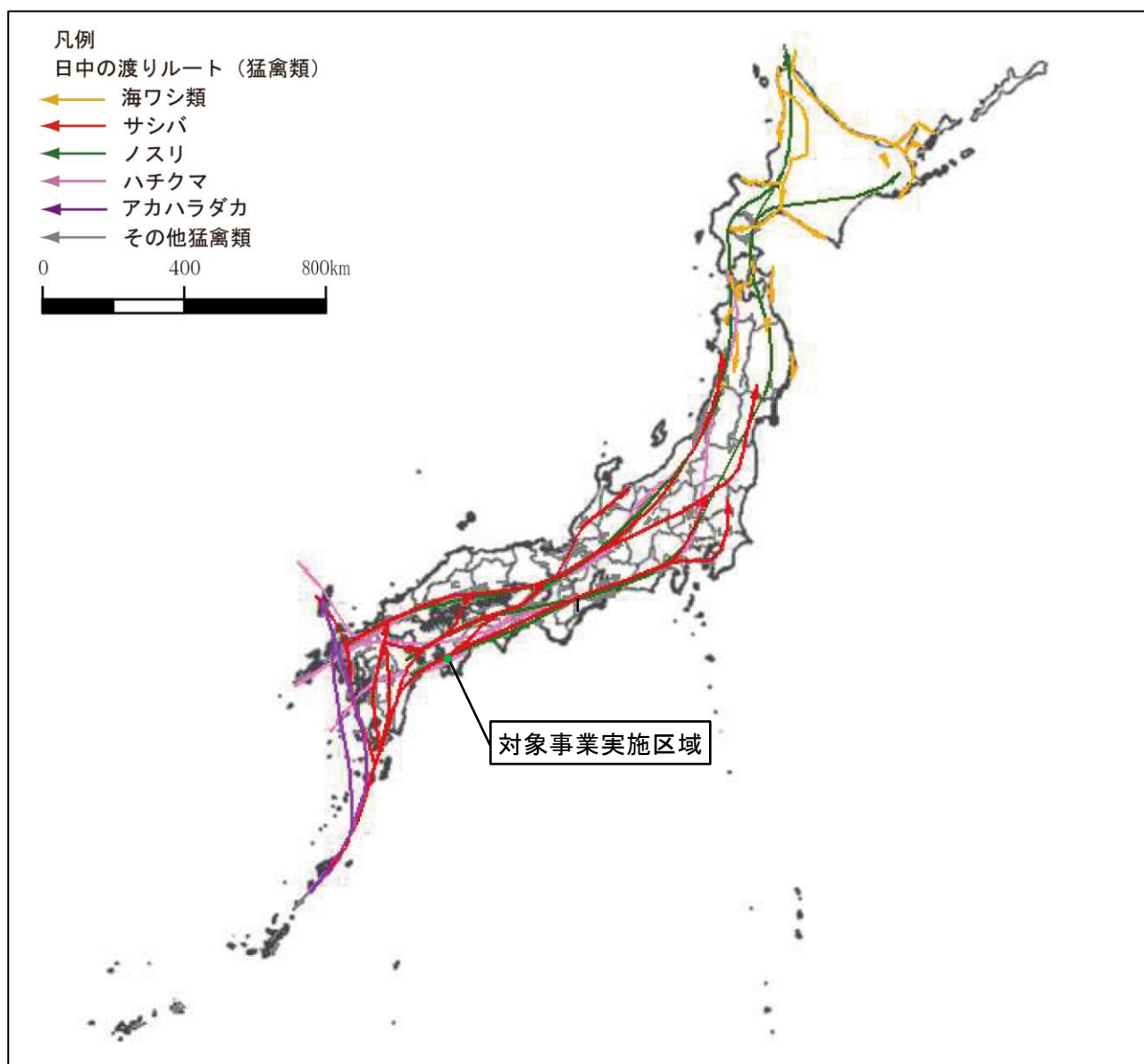
〔「環境アセスメントデータベース（EADAS）風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（鳥類の渡りルート）」
 （環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）より作成〕

図 3.1-16(1-1) EADAS センシティブティマップ（日中の渡りルート：広域図（ガン・カモ・ハクチョウ類））



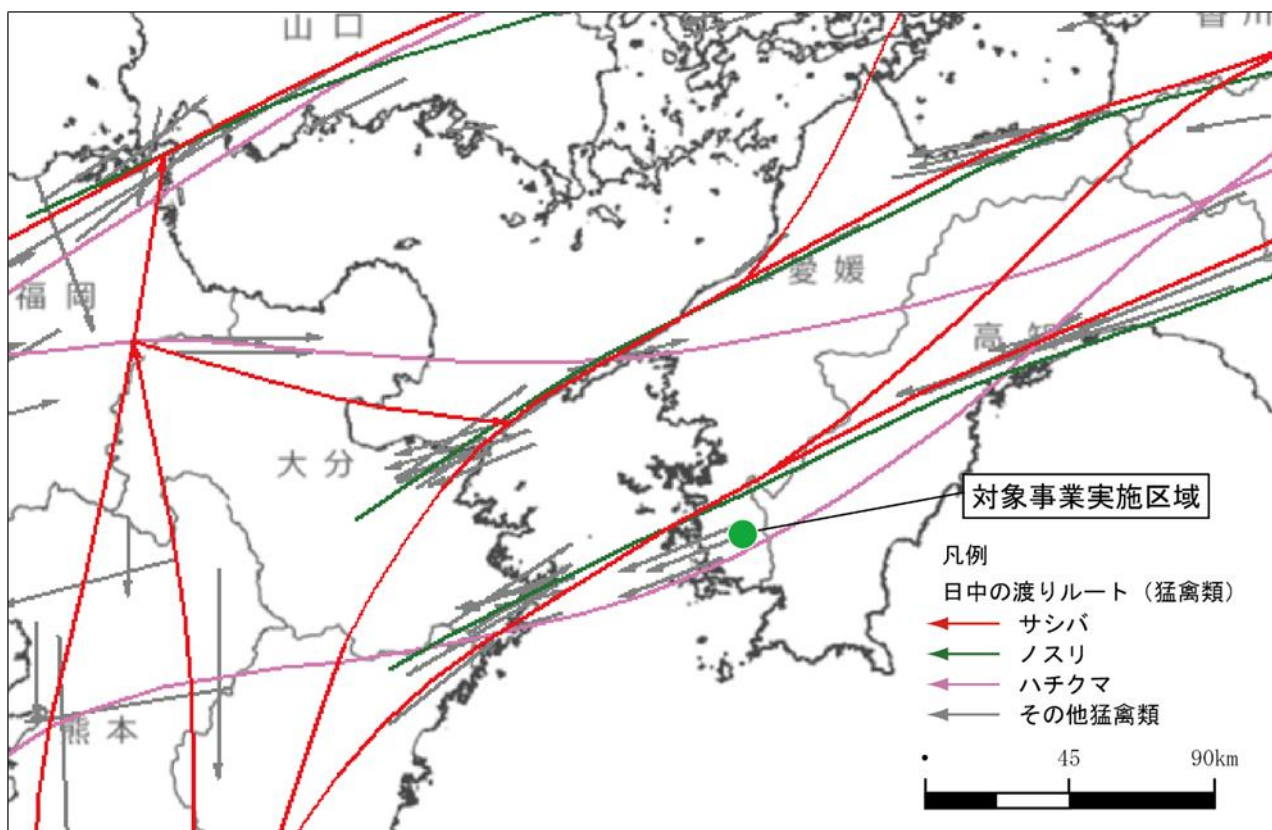
「環境アセスメントデータベース (EADAS) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (鳥類の渡りルート)」
 (環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月) より作成

図 3.1-16(1-2) EADAS センシティブティマップ (日中の渡りルート：拡大図 (ガン・カモ・ハクチョウ類))



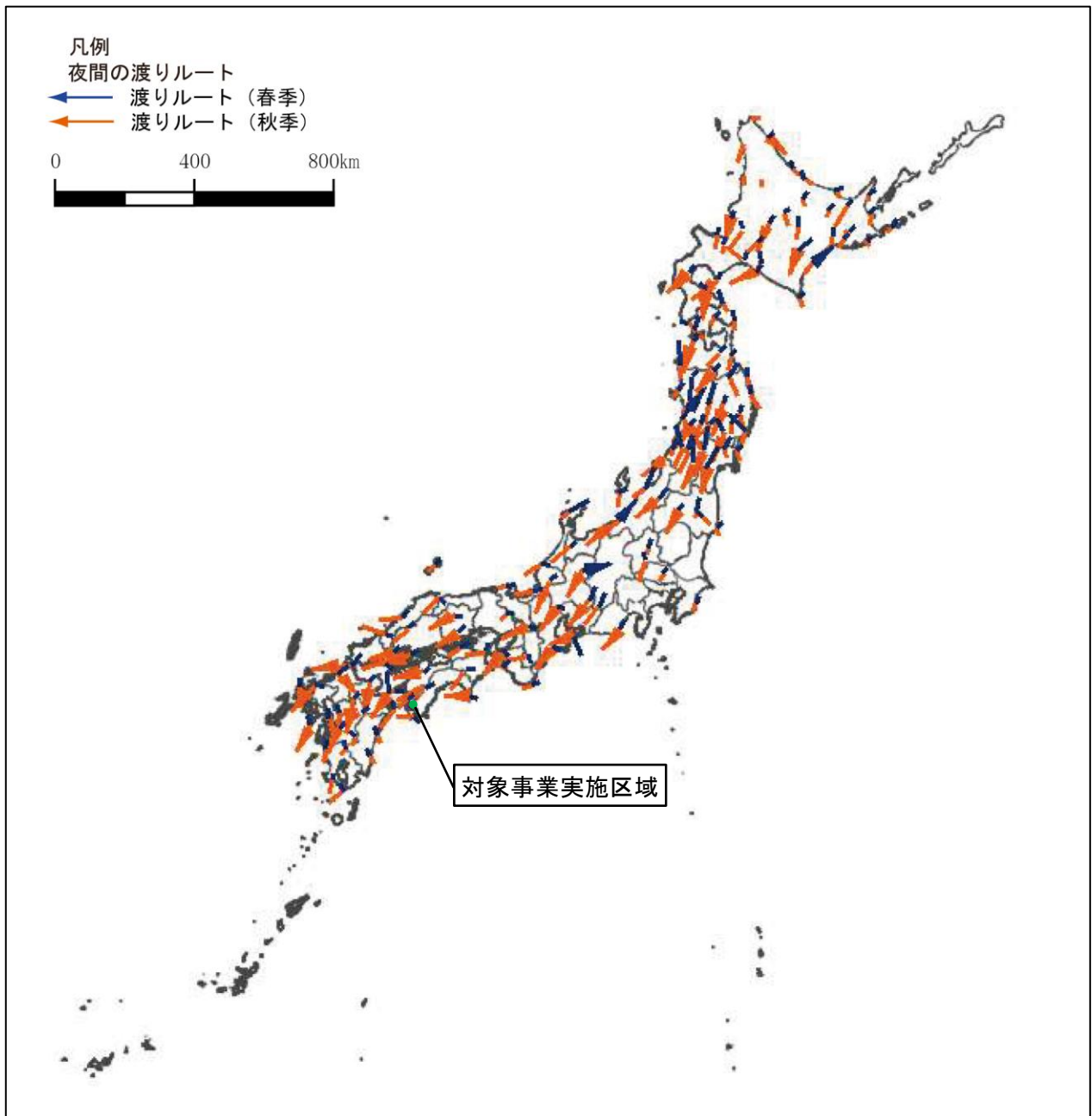
〔「環境アセスメントデータベース（EADAS）風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（鳥類の渡りルート）」
（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）より作成〕

図 3. 1-16 (2-1) EADAS センシティブティマップ（日中の渡りルート：広域図（猛禽類））



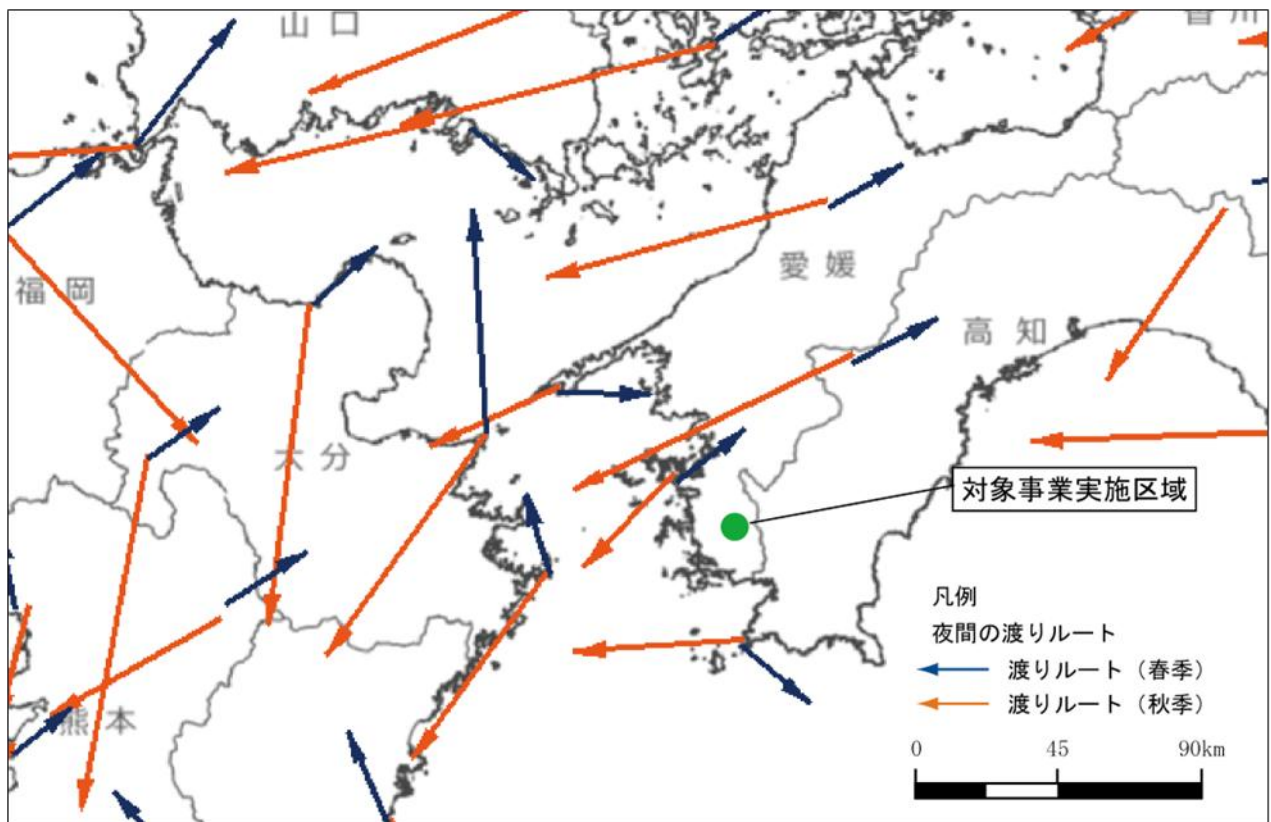
「環境アセスメントデータベース（EADAS）風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（鳥類の渡りルート）」
 （環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）より作成

図 3.1-16(2-2) EADAS センシティブティマップ（日中の渡りルート：拡大図（猛禽類））



「環境アセスメントデータベース (EADAS) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (鳥類の渡りルート)」
 (環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月) より作成

図 3.1-16(3-1) EADAS センシティブティマップ (夜間の渡りルート：広域図)



「環境アセスメントデータベース（EADAS）風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（鳥類の渡りルート）」
 （環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）より作成

図 3.1-16 (3-2) EADAS センシティブティマップ（夜間の渡りルート：拡大図）

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性 (McGuinness et al. 2015) 等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類 (ナベヅル・マナヅル)、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ (モニタリングサイト 1000 調査) を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました (個体数の多いものはランクが高くなります)。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ調査結果について」(オジロワシ・オオワシ合同調査グループ, 2016) の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書, 風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」(環境省自然環境局野生生物課、平成 28 年) の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました (図 3. 1-17)。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました (表 3. 1-16)。

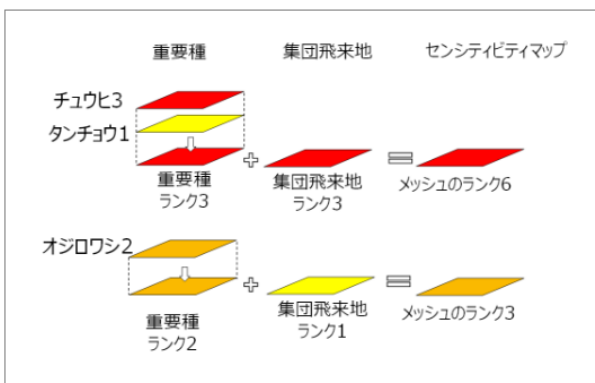


図 3. 1-17 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

表 3. 1-16 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」に収録された「センシティブティマップ」(環境省 HP、閲覧: 令和 7 年 4 月) より作成

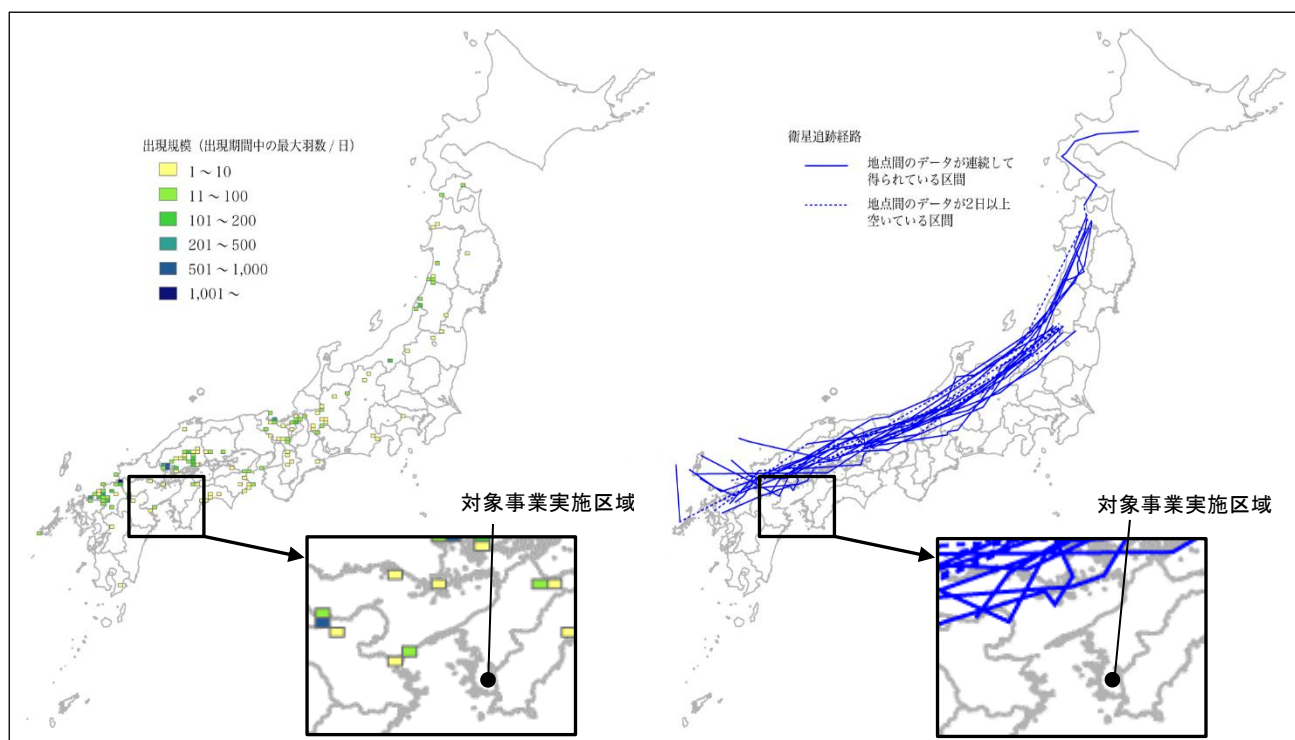
表 3.1-17 ガン・カモ・ハクチョウ類の生息状況

調査地点名 (対象事業実施 区域までの距離)	調査年度	オシドリ	マガモ	カルガモ	ホシハジ ロ	キンクロ ハジロ	スズガモ	合計
大久保山ダム (約 4.3km)	平成 26 年度	27						27
	平成 27 年度				26	11		37
	平成 28 年度	13			5	5		23
	平成 29 年度		15			1		16
	平成 30 年度	13	14		3			30
	令和元年度	37	21	34	3	4		99
	令和 2 年度	1	25	79	2			107
	令和 3 年度	26	20	29	4		2	81
	令和 4 年度	2	20	58	2			82
	令和 5 年度		48	53				101

注：1. 調査は各年度 1 月に行われている。

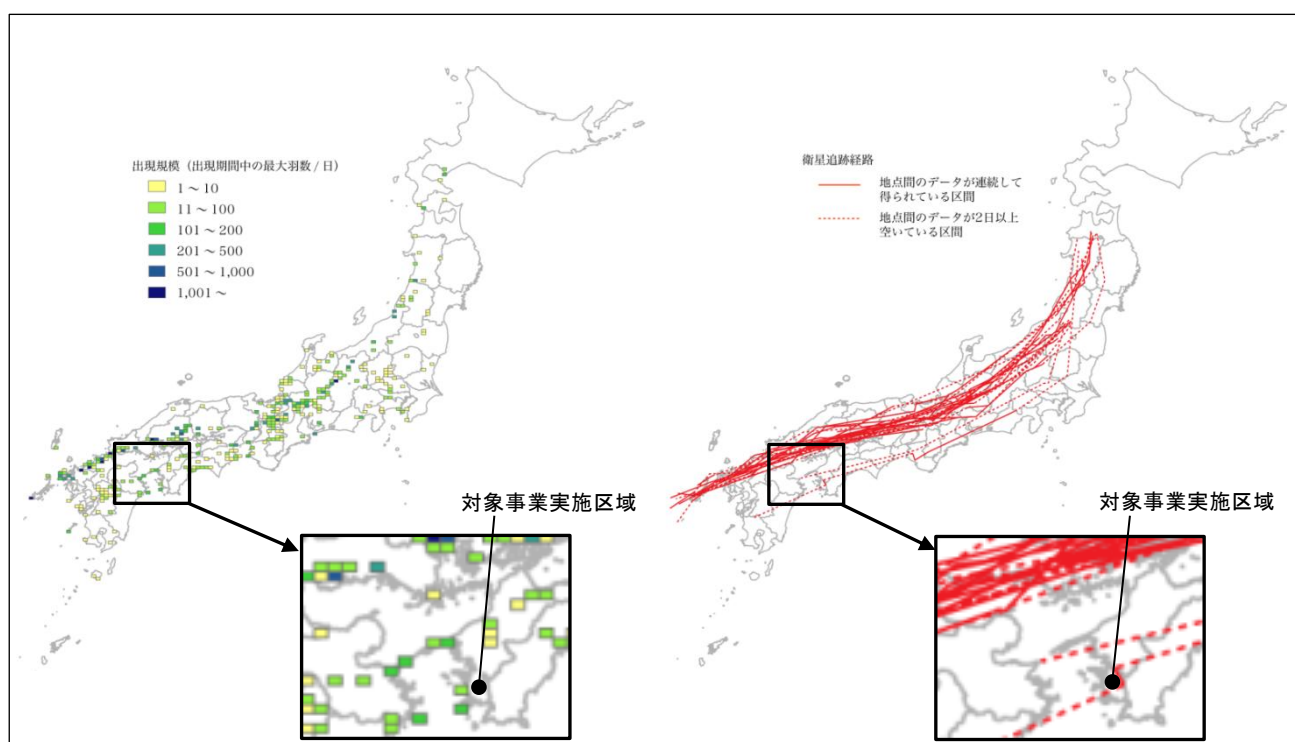
2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。

〔「生物多様性センターーガンカモ類の生息調査ー」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)より作成〕



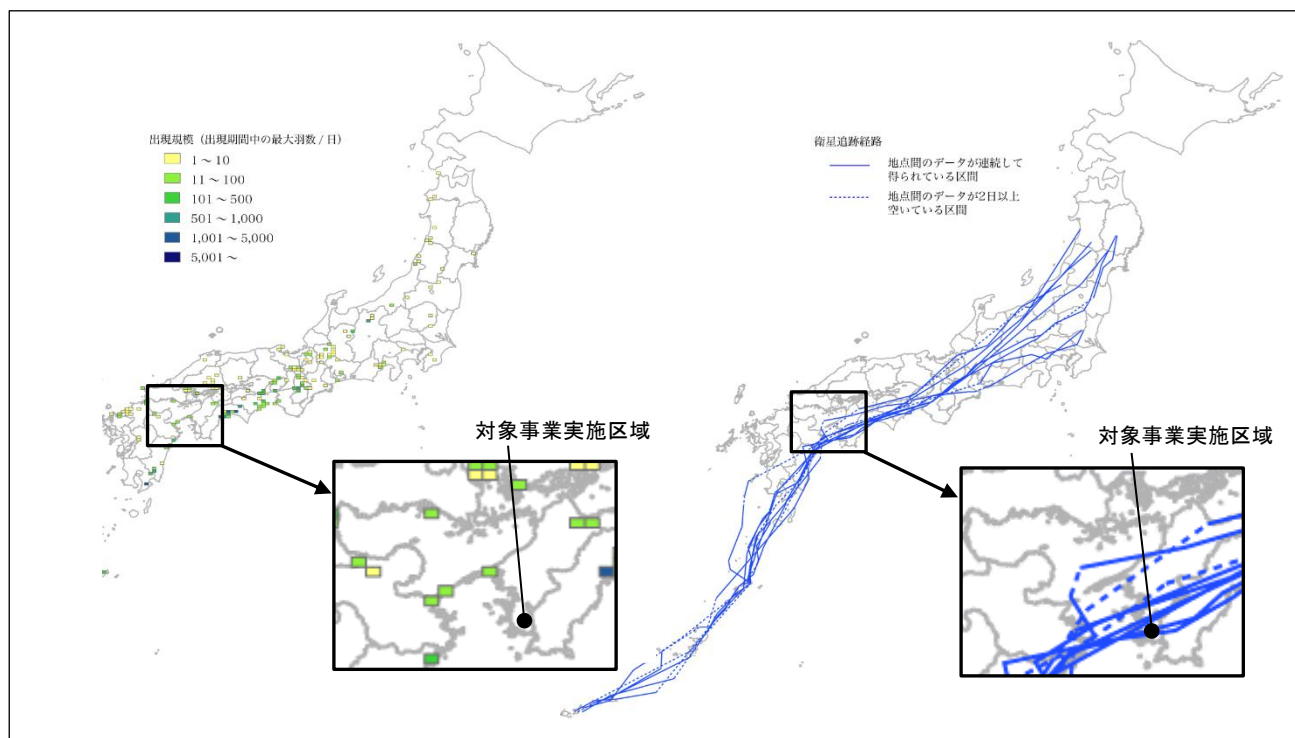
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-19(1) ハチクマの渡り経路（春季）



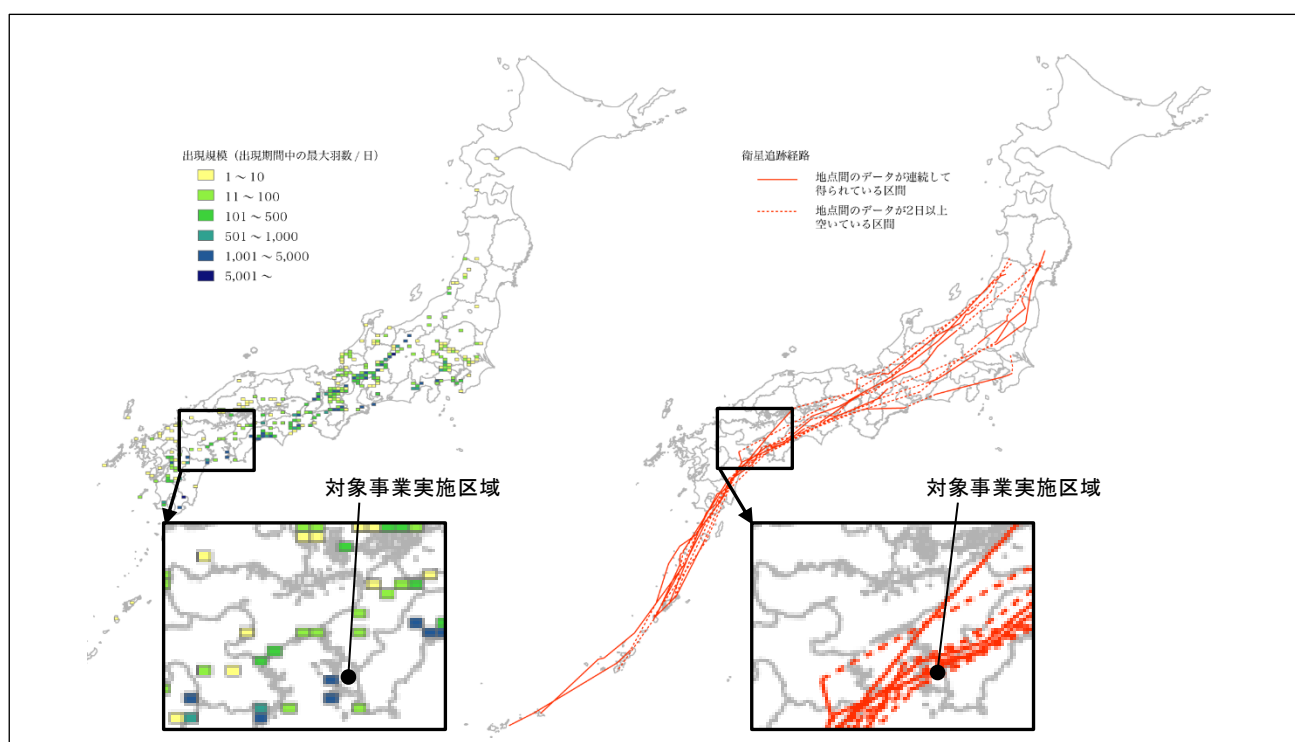
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-19(2) ハチクマの渡り経路（秋季）



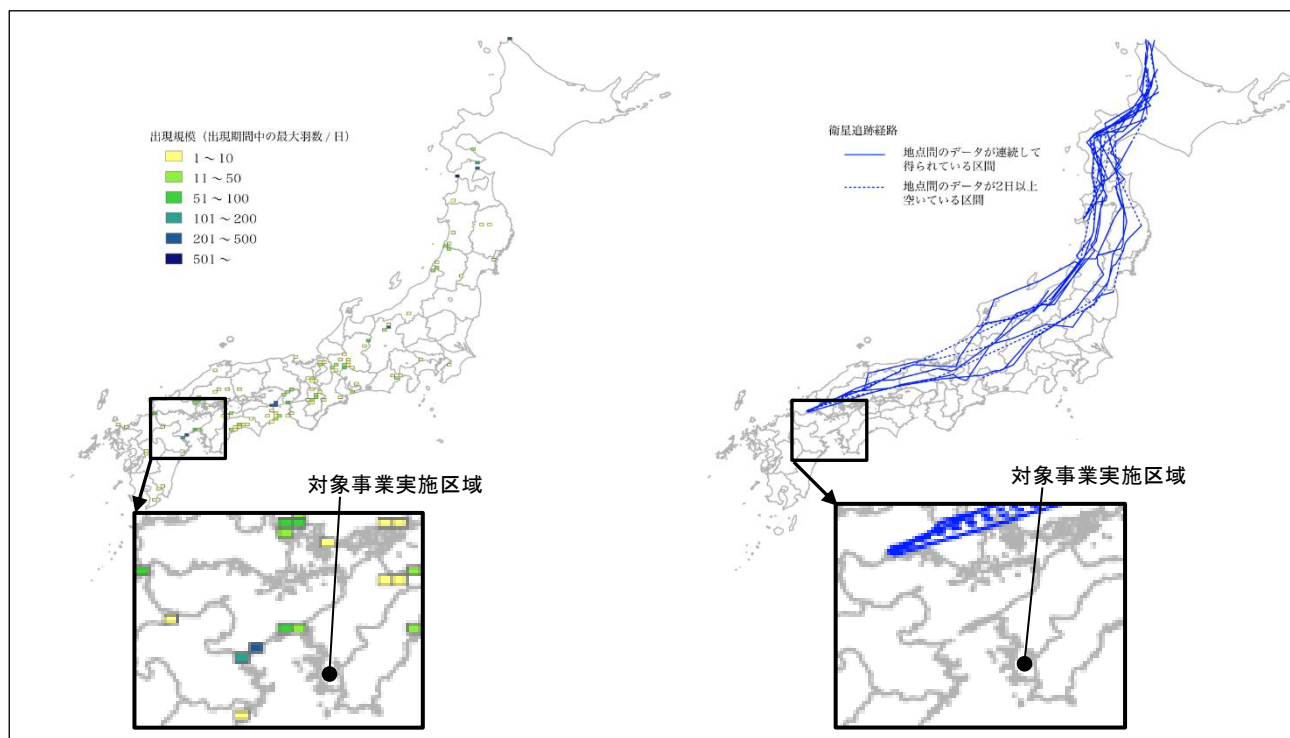
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-20(1) サシバの渡り経路（春季）



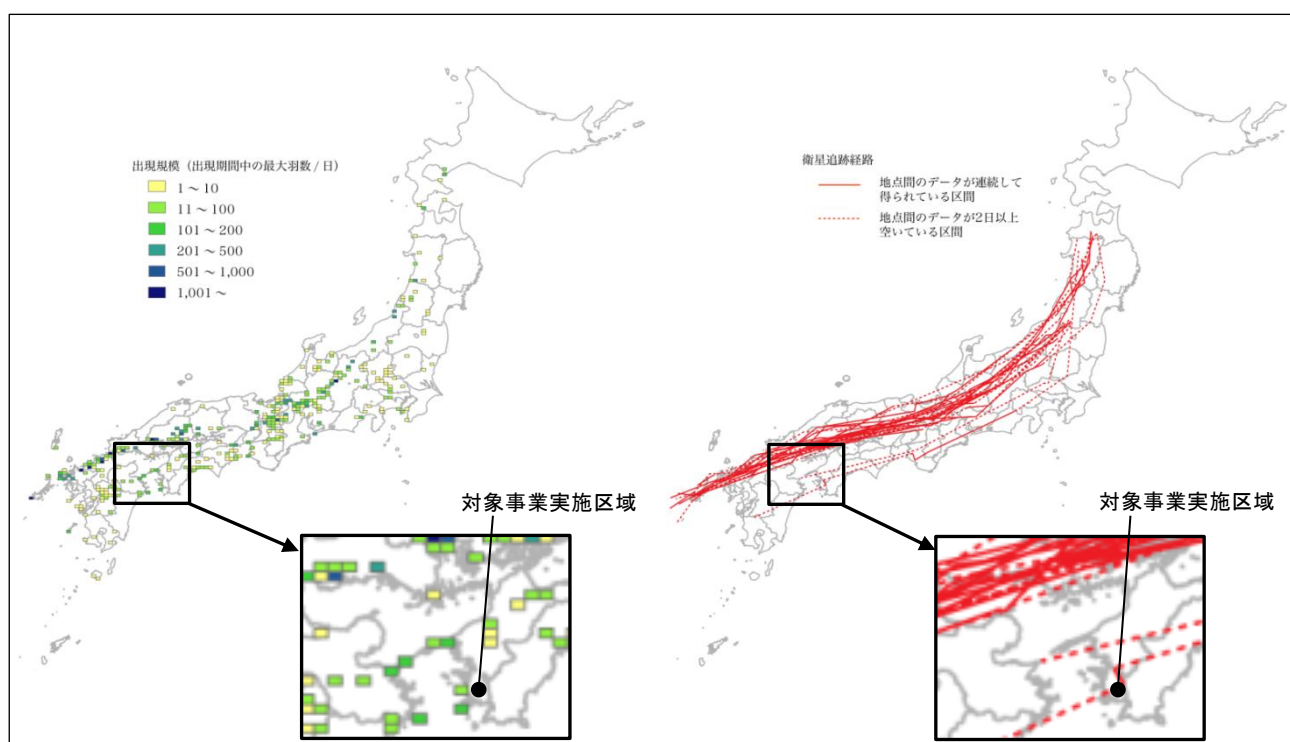
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-20(2) サシバの渡り経路（秋季）



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-21 (1) ノスリの渡り経路 (春季)



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-21 (2) ノスリの渡り経路 (秋季)

(2) 動物の重要な種

動物の重要な種については、表 3.1-18 の選定基準に基づき、「(1) 動物相の概要」で確認された種より学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果は表 3.1-19 のとおりであり、哺乳類ではテングコウモリ、ヤマネ、ニホンモモンガ等の 7 種、鳥類ではヨタカ、カラスバト、チュウサギ、ハチクマ、クマタカ、オオタカ、サシバ、コノハズク、ハヤブサ、サンショウクイ等の 110 種、爬虫類ではシロマダラ、ヒバカリ、ニホンマムシ等の 9 種、両生類ではイシヅチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、カジカガエル等の 9 種、昆虫類ではコバネアオイトトンボ、アオヤンマ、ヒメハルゼミ、タガメ、ツマグロキチョウ、ゲンゴロウ、ガムシ等の 156 種、魚類ではニホンウナギ、オイカワ、ヒナインドジョウ等の 21 種、底生動物ではホラアナミジンナ、ウネムシロ、ヒラテテナガエビ等の 36 種を選定した。

表 3.1-18(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「愛媛県文化財保護条例」(昭和 32 年愛媛県条例第 11 号)、「宇和島市文化財保護条例」(平成 17 年宇和島市条例第 108 号)、「愛南町文化財保護条例」(平成 16 年愛南町条例第 104 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：愛媛県天然記念物 宇天：宇和島市天然記念物 愛天：愛南町天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 7 年 1 月 22 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類・・・ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

表 3.1-18(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		
④	「愛媛県レッドリスト 2024」（愛媛県）の掲載種	EX：絶滅・・・愛媛県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・野生では絶滅し飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 AN：要注意種・・・愛媛県内の分布域全体を俯瞰すると、現時点で種として絶滅のおそれがあるものではないため上記カテゴリー（CR～NT・DD）には該当しないが、県内の生物多様性の保全の観点から今後の個体数や生息条件の変化にとくに注意する必要があると考えられる種。
⑤	「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」（平成 20 年愛媛県条例第 15 号）に基づく特定希少野生動植物指定種	特定：特定希少野生動植物
⑥	「高知県レッドデータブック 2018 動物編」（高知県、平成 30 年）の掲載種	EX：絶滅・・・本県ではすでに絶滅したと考えられる種（亜種を含む。以下同じ） EW：野生絶滅・・・飼育下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類・・・本県において絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。） VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・本県において絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。） NT：準絶滅危惧・・・存在基盤が脆弱な種（本県において、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。） DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
⑦	「高知県注目種ガイド 2018 動物編」（高知県、平成 30 年）の掲載種	注目：高知県注目種・・・本県では、「絶滅」から「情報不足」までの各カテゴリー及び「絶滅のおそれのある地域個体群」のいずれにも該当しないが、特徴ある分布又は生息状況から本県の自然を代表すると考えられる種
⑧	「高知県希少野生動植物保護条例」（平成 17 年高知県条例第 78 号）に基づく県指定希少野生動植物	指定：県指定希少野生動植物

表 3. 1-19(1) 文献その他の資料による動物の重要な種(哺乳類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	コウモリ (翼手)	ヒナコウモリ	テングコウモリ				VU				
-			ヒナコウモリ科 (30-60kHz)			VU/LP※1	CR+EN/VU※2		NT/DD※3		
2		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ			VU	DD		DD		
-			コウモリ目 (10-30kHz)			VU※4	DD/VU※5		DD※6		
3	ネズミ (齧歯)	ヤマネ	ヤマネ	天			NT				
4		リス	ニホンリス							注目	
5			ニホンモモンガ				NT				
6	ネコ	クマ	ツキノワグマ			LP※7	EN		CR+EN		指定
7	(食肉)	イタチ	カワウソ	特天		EX※8	CR		CR+EN※9		
合計	3 目	6 科	7 種	2 種	0 種	4 種	6 種	0 種	4 種	1 種	1 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「The Wild Mammals of Japan Second edition」(日本哺乳類学会、平成 27 年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3. 1-18 に対応する。

3. 同一分類群の他種と重複する可能性があるものについては、目・科・種数の合計から除外した。

4. 表中の※は以下のとおりである。

※1：モリアブラコウモリ及びクロホオヒゲコウモリの場合 VU、ニホンウサギコウモリの場合 LP (近畿地方以西のウサギコウモリで掲載)。

※2：モリアブラコウモリの場合 CR+EN、ニホンウサギコウモリ、ノレンコウモリ、クロホオヒゲコウモリ及びテングコウモリの場合 VU。

※3：ノレンコウモリの場合 NT、モリアブラコウモリ、ニホンウサギコウモリ及びクロホオヒゲコウモリの場合 DD。

※4：ヤマコウモリ及びオヒキコウモリの場合 VU。

※5：ヤマコウモリ及びオヒキコウモリの場合 DD、ヒナコウモリの場合 VU。

※6：ヤマコウモリ及びオヒキコウモリの場合 DD。

※7：四国山地のツキノワグマで掲載。

※8：ニホンカワウソ (本州以南亜種) で掲載。

※9：ニホンカワウソ (高知・愛媛県個体群) で記載。

表 3. 1-19(2-1) 文献その他の資料による動物の重要な種(鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	カモ	カモ	コクガン	天		VU					
2			ヒシクイ	天		VU					
3			カリガネ			EN					
4			ツクシガモ			VU	VU				
5			オシドリ			DD					
6			トモエガモ			VU	NT		VU		
7			ハシビロガモ						VU		
8			ヨシガモ						VU		
9			ミコアイサ						DD		
10			ウミアイサ						DD		
11	キジ	キジ	ウズラ			VU	DD		CR+EN		
12	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU		NT		
13	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				NT		NT		
14			カッコウ						NT		
15	ハト	ハト	カラスバト	天		NT	VU		CR+EN		
16	ツル	クイナ	クイナ				NT		CR+EN		
17			ヒクイナ			NT	VU		NT		
18		ツル	マナヅル			VU	VU		VU		
19			ナベヅル			VU	VU		VU		
20	カイツブリ	カイツブリ	アカエリカイツブリ				NT				
21	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ			VU			NT		
22		チドリ	タゲリ				NT		NT		
23			ケリ			DD			CR+EN		
24			ダイゼン						VU		
25			イカルチドリ						NT		
26			コチドリ						NT		

表 3. 1-19 (2-2) 文献その他の資料による動物の重要な種(鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
27	チドリ	チドリ	シロチドリ			VU	VU		NT		
28		タマシギ	タマシギ			VU	VU		VU		
29		シギ	チュウシャクシギ						NT		
30			コシャクシギ			EN			CR+EN		
31			ホウロクシギ			VU	NT		CR+EN		
32			オオソリハシシギ			VU	VU				
33			キリアイ						VU		
34			サルハマシギ						VU		
35			ハマシギ			NT			NT		
36			ヤマシギ						VU		
37			アオシギ						DD		
38			オオジシギ			NT	CR+EN		CR+EN		
39			タシギ						VU		
40			アカアシシギ			VU			NT		
41			コアオアシシギ				VU				
42			タカブシギ			VU			NT		
43			ツルシギ			VU	VU		NT		
44		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	VU		NT		
45		カモメ	オオセグロカモメ			NT					
46			コアジサシ			VU	VU		CR+EN		
47			アジサシ						NT		
48		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	DD				
49			カンムリウミスズメ	天		VU	VU		VU		
50	アビ	アビ	オオハム				DD				
51			シロエリオオハム				DD				
52	ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ				NT		VU		
53	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	CR	DD			注目	
54	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN			CR+EN		
55	ペリカン	トキ	クロトキ			DD					
56			クロツラヘラサギ		国内	EN	CR+EN				
57		サギ	サンカノゴイ			EN			CR+EN		
58			ヨシゴイ			NT	CR+EN		CR+EN		
59			ミゾゴイ			VU	VU		VU		
60			ササゴイ				NT		VU		
61			チュウサギ			NT			NT		
62	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	NT		CR+EN		
63		タカ	ハチクマ			NT	VU		CR+EN		
64			クマタカ		国内	EN	CR+EN		CR+EN		
65			ツミ				NT		DD		
66			ハイタカ			NT			VU		
67			オオタカ			NT	VU		CR+EN		
68			チュウヒ		国内	EN	CR+EN		CR+EN		
69			ハイイロチュウヒ				VU		VU		
70			サシバ			VU	VU		VU		
71			ノスリ				DD		VU		
72	フクロウ	フクロウ	アオバズク				NT		VU		
73			コノハズク				CR+EN		CR+EN		
74			オオコノハズク				DD		DD		
75			トラフズク				NT				
76			コミミズク				NT		CR+EN		
77	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN		VU		
78		カワセミ	アカショウビン						NT		
79			ヤマセミ				NT		NT		
80	キツツキ	キツツキ	ナミエオオアカゲラ						NT		

表 3. 1-19 (2-3) 文献その他の資料による動物の重要な種(鳥類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
81	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ				NT				
82			チゴハヤブサ						NT		
83			ハヤブサ		国内	VU	VU		CR+EN		
84	スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ		国内	EN	CR+EN		CR+EN		
85		サンショウクイ	サンショウクイ			VU	CR+EN		CR+EN		
86		カササギヒタキ	サンコウチョウ						NT		
87		モズ	アカモズ		国内	EN					
88		ツバメ	コシアカツバメ						VU		
89		ムシクイ	イイジマムシクイ	天		VU					
90			エゾムシクイ				VU		NT		
91			メボソムシクイ				VU		NT		
92		ヨシキリ	オオヨシキリ						VU		
93			コヨシキリ				CR+EN				
94		センニュウ	ウチヤマセンニュウ			EN	VU				
95		ツグミ	トラツグミ						NT		
96			クロツグミ						NT		
97		ヒタキ	コサメビタキ						NT		
98			オオルリ						NT		
99			コルリ				VU		VU		
100			コマドリ				VU		VU		
101			ルリビタキ				VU		NT		
102		イワヒバリ	カヤクグリ				VU		NT		
103		セキレイ	ビンズイ				VU		NT		
104		ホオジロ	ホオアカ				NT		VU		
105			カシラダカ						VU		
106			ノジコ			NT			NT		
107			アオジ							注目	
108			クロジ						NT		
109			コジュリン			VU					
110			オオジュリン						VU		
合計	19 目	41 科	110 種	6 種	7 種	53 種	61 種	0 種	87 種	2 種	0 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会、令和6年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3. 1-18 に対応する。

表 3. 1-19 (3) 文献その他の資料による動物の重要な種(爬虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	VU			注目	
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	DD		DD		
3	有鱗	ヤモリ	タワヤモリ			NT	NT		DD		
4		タカチホヘビ	タカチホヘビ				DD				
5		ナミヘビ	シロマダラ				DD				
6			ジムグリ				DD				
7			ヒバカリ				DD				
8			ヤマカガシ				NT				
9		クサリヘビ	ニホンマムシ				DD				
合計	2 目	6 科	9 種	0 種	0 種	3 種	9 種	0 種	2 種	1 種	0 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト（2025 年 4 月 28 日版）」（日本爬虫両棲類学会 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3. 1-18 に対応する。

表 3. 1-19 (4) 文献その他の資料による動物の重要な種(両生類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	有尾	サンショウウオ	イシヅチサンショウウオ			NT	VU		NT		
2		イモリ	アカハライモリ			NT	NT			注目	
3	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル				NT				
4		アカガエル	ニホンアカガエル				NT		CR+EN		指定
5			ヤマアカガエル				DD				
6			ツチガエル				DD				
7			トノサマガエル			NT	VU				
8		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				DD				
9			カジカガエル				NT				
合計	2 目	5 科	9 種	0 種	0 種	3 種	9 種	0 種	2 種	1 種	1 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト（2025 年 4 月 28 日版）」（日本爬虫両棲類学会 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3. 1-18 に対応する。

表 3.1-19(5-1) 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	トンボ (蜻蛉)	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN	CR+EN				
2			アオイトトンボ						VU		
3			オツネイトンボ						CR+EN		
4		イトトンボ	コフキヒメイトトンボ				NT		NT		
5			アジアイトトンボ				NT				
6			セスジイトトンボ				CR+EN		NT		
7			ムスジイトトンボ						NT		
8			オオイトトンボ				CR+EN		CR+EN		
9		ムカシトンボ	ムカシトンボ						NT		
10		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	NT		VU		
11			アオヤンマ			NT	CR+EN		NT		
12			オオルリボシヤンマ				CR+EN				
13			マルタンヤンマ						NT		
14			カトリヤンマ						NT		
15		サナエトンボ	ミヤマサナエ				NT		DD		
16			キヒロサナエ			NT	VU		NT		
17			ウチワヤンマ				NT				
18			タベサナエ			NT	NT		NT		
19		エゾトンボ	トラフトンボ						NT		
20			ハネビロエゾトンボ			VU	NT		VU		
21			エゾトンボ				NT		NT		
22		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR	CR+EN		EX		
23			キトンボ				NT		VU		
24			ナニワトンボ			VU	NT				
25			マイコアカネ				VU		VU		
26			ヒメアカネ				NT				
27			タイリクアカネ				NT		CR+EN		
28	ゴキブリ (網翅)	オオシロアリ	オオシロアリ				DD				
29		ゴキブリ	ウルシゴキブリ						NT		
30	バッタ (直翅)	コロギス	コバネコロギス						DD		
31		カマドウマ	クチキウマ属						DD※1		
32		クツワムシ	クツワムシ				NT		NT		
33		キリギリス	カヤキリ						NT		
34			オニササキリモドキ				AN		NT		
35			シマントササキリモドキ						CR+EN		
36			ウワササキリモドキ				AN		NT		
37			エヒメフタエササキリモドキ				AN				
38		マツムシ	コガタカント						CR+EN		
39		コオロギ	クロツヤコオロギ				NT				
40		ヒバリモドキ	ハマスズ				CR+EN		CR+EN		
41	カメムシ (半翅)	セミ	コエゾゼミ				NT		NT		
42			ヒメハルゼミ				NT				
43			チッチゼミ						VU		
44			ハルゼミ						NT		
45		サシガメ	ハリサシガメ			NT	VU		CR+EN		
46			アシボソトビイロサシガメ			NT					
47			キイロサシガメ				NT		NT		
48		ヘリカメムシ	アズキヘリカメムシ				NT				
49			ミナミオオヘリカメムシ				DD				
50		アメンボ	エサキアメンボ			NT	NT		CR+EN		
51		イトアメンボ	イトアメンボ			VU	CR+EN		NT		
52			ヒメイトアメンボ				NT		NT		

表 3.1-19(5-2) 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
53	カメムシ (半翅)	ミズムシ (昆)	オオミズムシ			NT	VU				
54		コオイムシ	タガメ		特二	VU	CR+EN		EX		
55		タイコウチ	タイコウチ						NT		
56			ヒメミズカマキリ				NT		CR+EN		
57		ナベブタムシ	ナベブタムシ						NT		
58		カマキリモドキ	オオカマキリモドキ						VU		
59	アミメカゲ ロウ (脈翅)	ウスバカゲロウ	ヒメウスバカゲロウ						DD		
60	ガガンボモ ドキ	ガガンボモドキ	イッシンキガガンボモドキ						NT		
61	トビケラ (毛翅)	ヒゲナガトビケラ	ウスリークサツミトビケラ						NT		
62		エグリトビケラ	ホタルトビケラ						NT		
63		トビケラ	ツマグロトビケラ				DD		NT		
64	チョウ (鱗翅)	スカシバガ	ハチマガイスカシバ						DD		
65		セセリチョウ	ホソバセセリ				NT				
66			ミヤマチャバネセセリ				VU				
67			スジグロチャバネセセリ 四 国亜種			NT※2	VU※3				
68			キリシマミドリシジミ本州 以南亜種				NT※4		VU※4		
69			タイワンツバメシジミ本土 亜種			EN※5	CR※6		CR+EN※6		
70			ウラナミアカシジミ				VU				
71			フジミドリシジミ				NT		NT		
72		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	EN		CR+EN		
73			クモガタヒョウモン				VU		NT		
74			オオムラサキ			NT	NT		NT		
75			ウラナミジャノメ本土亜種			VU※7	CR※8		CR+EN※8		
76		シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN	VU				
77		アゲハモドキガ	フジキオビ						NT		
78		イボタガ	イボタガ				VU				
79		ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種			NT※9					
80		スズメガ	オオシモフリスズメ				NT				
81			ハウジャク						CR+EN		
82			コウチスズメ				NT				
83		シャチホコガ	トビギンボシシャチホコ				DD				
84			ブナアオシャチホコ				DD				
85		ヤガ	サヌキキリガ				DD		DD		
86			キシタアツバ			NT	NT				
87			エグリキリガ				NT				
88	ハエ (双翅)	ムシヒキアブ	オオイシアブ						NT		
89	コウチュウ (鞘翅)	ホソクビゴミムシ	ヒメホソクビゴミムシ				VU				
90		オサムシ	オオヨツボシゴミムシ						NT		
91			カワツブアトキリゴミムシ						DD		
92			ケバネメクラチビゴミムシ			EN			VU		
93			ヒトツメアオゴミムシ			NT	VU		NT		
94			シコクフトゴモクムシ						DD		
95			オオキベリアオゴミムシ				NT		DD		
96			バーツヒラタゴミムシ						DD		
97			タナカツヤハネゴミムシ			DD	DD		DD		
98			ジュウジアトキリゴミムシ						DD		
99			フトキノカワゴミムシ						NT		
100			キノコゴミムシ				NT				

表 3.1-19(5-3) 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
101	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	チャバネクビナガゴミムシ				NT		NT		
102			オオトックリゴミムシ			NT	DD		CR+EN		
103			カドツブゴミムシ						DD		
104			イグチケブカゴミムシ			NT	DD		NT		
105			モモブトナガゴミムシ						DD		
106			ウスグロメクラチビゴミムシ				AN				
107			ナンカイイソチビゴミムシ			NT	NT				
108		ハンミョウ	ヨドシロヘリハンミョウ			VU	CR+EN		CR+EN		
109			シロヘリハンミョウ			NT	VU		VU		
110		ゲンゴロウ	チャイロマメゲンゴロウ						VU		
111			チャイロチビゲンゴロウ						NT		
112			クロゲンゴロウ			NT	VU		VU		
113			ゲンゴロウ		特二	VU	CR+EN		CR+EN		
114			コガタノゲンゴロウ			VU	VU		NT		
115			メクラケシゲンゴロウ			DD	DD				
116			シマゲンゴロウ			NT	VU				
117			ウスイロシマゲンゴロウ						NT		
118			コマルケシゲンゴロウ			NT	NT				
119			ケシゲンゴロウ			NT	VU				
120			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	NT				
121			ツブゲンゴロウ				VU				
122			コウベツブゲンゴロウ			NT	VU		NT		
123			ルイスツブゲンゴロウ			VU	VU		NT		
124			シャープツブゲンゴロウ			NT	CR+EN				
125			マルチビゲンゴロウ			NT	NT		DD		
126			ホソクロマメゲンゴロウ						DD		
127		ミズスマシ	オオミズスマシ			NT	VU		CR+EN		
128			ミズスマシ			VU	VU				
129		コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ			VU	VU				
130		コツブゲンゴロウ	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ			VU	CR+EN		NT		
131		ムカシゲンゴロウ	ウワジマムカシゲンゴロウ				DD				
132		セスジムシ	チャイロヒラタセスジムシ						DD		
133		ガムシ	スジヒラタガムシ			NT					
134			ガムシ			NT	VU				
135		シデムシ	ヤマトモンシデムシ			NT	DD		DD		
136		ハネカクシ	オオズウミハネカクシ			EN	VU				
137		クワガタムシ	ネブトクワガタ本土亜種						NT ^{*10}		
138			ヒメオオクワガタ						NT		
139			マメクワガタ				VU		NT		
140		コガネムシ	ゴホンダイコクコガネ				DD				
141			キョウトアオハナムグリ				NT		NT		
142		ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ			VU	VU		NT		
143		タマムシ	アオマダラタマムシ				DD		NT		
144		コメツキムシ	ミゾムネチビサビキコリ						VU		
145			ホングウチビクロコメツキ						CR+EN		
146		テントウムシ	ジュウクホシテントウ				DD		VU		
147		カミキリムシ	ウスアヤカミキリ				VU				
148			タキグチモモブトホソカミキリ						NT		
149			コゲチャヒラタカミキリ						CR+EN		
150			クロソンホソハナカミキリ						VU		
151			ヨツボシカミキリ			EN	CR+EN		CR+EN		

表 3.1-19(5-4) 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
152	コウチュウ	カミキリムシ	ムネマダラトラカミキリ						VU		
153	(鞘翅)	ヒゲナガゾウムシ	エゴヒゲナガゾウムシ						NT		
154	ハチ	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ			DD	DD				
155	(膜翅)		モンスズメバチ			DD	DD		NT		
156			アカオビケラトリバチ			NT※11			VU		
合計	11 目	64 科	156 種	0 種	3 種	55 種	103 種	0 種	109 種	0 種	0 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和6年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-18 に対応する。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※1：クチキウマ属全種で記載

※2：スジグロチャバネセセリ愛媛亜種、スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種で掲載

※3：スジグロチャバネセセリで掲載

※4：キシマミドリシジミで掲載

※5：タイワンツバメシジミ日本本土亜種で掲載

※6：タイワンツバメシジミで掲載

※7：ウラナミジャノメ日本本土亜種で掲載

※8：ウラナミジャノメで掲載

※9：オナガミズアオで掲載

※10：ネプトクワガタで掲載

※11：アカオビケラトリで掲載

表 3.1-19(6) 文献その他の資料による動物の重要な種(魚類)

No.	目名	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	VU		NT		
2			オオウナギ				VU		VU		
3	コイ	コイ	ヤリタナゴ			NT	CR	特定	CR+EN		
4			オイカワ				DD				
5			ウグイ				NT				
6			モツゴ				NT		CR+EN		
7		ドジョウ	ドジョウ			NT	VU		CR+EN		
8			ヒナインドジョウ			EN	EN	特定	CR+EN		指定
9	サケ	サケ	サツキマス (アマゴ)				DD※1		CR+EN※2		
10	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	VU		CR+EN		
11	スズキ	アカメ	アカメ			EN	NT			注目	
12		ドンコ	ドンコ						VU		
13		カワアナゴ	カワアナゴ				NT				
14			チチブモドキ				VU		NT		
15			オカメハゼ				VU		NT		
16			イドミミズハゼ			NT	VU		CR+EN		指定
17			ヒモハゼ			NT	NT		NT		
18			シロウオ			VU	VU		CR+EN		
19			アシシロハゼ						NT		
20			ボウズハゼ							注目	
21			クボハゼ			EN	VU			注目	
合計	5 目	9 科	21 種	0 種	0 種	10 種	18 種	2 種	15 種	3 種	2 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和6年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-18 に対応する。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※1：アマゴ (サツキマス・イワメを含む) で掲載

※2：アマゴ (在来亜種) で記載

表 3.1-19(7) 文献その他の資料による動物の重要な種(底生動物)

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	軟体動物	腹足	アマオブネガイ	アマオブネガイ	フネアマガイ				CR+EN				
2			新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU					
3					オオタニシ			NT					
4				ウミニナ	イボウミニナ			VU	CR+EN		CR+EN		
5				キバウミニナ	ヘナタリガイ				VU※ ¹				
6					カワアイガイ				VU※ ²				
7				ワカウラツボ	カワグチツボ			NT	CR+EN				
8					ワカウラツボ			VU	CR+EN				
9				ミズツボ	コウチミジンツボ			DD	DD		DD		
10					ホラアナミジンニナ			VU					
11				ミズゴマツボ	ミズゴマツボ			VU	CR+EN		VU		
12				ムシロガイ	ウネムシロ			CR+EN	NT				
13			汎有肺	オカミミガイ	ナラビオカミミガイ			VU	CR+EN		CR+EN		
14					クリイロコミミガイ			VU	CR+EN				
15					キヌカツギハマシイノミガイ				CR+EN				
16				モノアラガイ	モノアラガイ			NT					
17				ヒラマキガイ	ミズコハクガイ			VU			CR+EN		
18		二枚貝	フネガイ	フネガイ	ヒメアカガイ			CR+EN	EX		CR+EN		
19			マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	VU				
20				ドブシジミ	ドブシジミ				NT				
21				マルスダレガイ	スダレハマグリ			NT	CR+EN				
22					イオウハマグリ			VU	EX				
23				ニッコウガイ	サビシラトリガイ				CR+EN※ ³				
24				シオサザナミ	イソシジミ				VU				
25			ワラジムシ	ミズムシ(甲)	ミズムシ						DD※ ⁴		
26	節足動物	軟甲	エビ	テナガエビ	ヒラテテナガエビ				NT		NT		
27				ベンケイガニ	ユビアカベンケイガニ				NT				
28					クロベンケイガニ				NT				
29					ベンケイガニ				CR+EN		NT		
30				オサガニ	ヒメヤマトオサガニ				NT			注目	
31		昆虫	トンボ(蜻蛉)	ムカシトンボ	ムカシトンボ						NT		
32				ガガンボモドキ	イッシキガガンボモドキ						NT		
33			トビケラ(毛翅)	ヒゲナガトビケラ	ウスリークサツミトビケラ						NT		
34				エグリトビケラ	ホタルトビケラ						NT		
35				キタガミトビケラ	キタガミトビケラ				NT				
36				トビケラ	ツマグロトビケラ				DD		NT		
合計	2 門	4 綱	10 目	27 科	36 種	0 種	0 種	17 種	26 種	0 種	14 種	1 種	0 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和6年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-18 に対応する。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※1：ヘナタリで掲載

※2：カワアイで掲載

※3：サビシラトリで掲載

※4：ホッケミズムシで掲載

(3)動物の注目すべき生息地

注目すべき生息地は、表 3.1-20 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から抽出した。対象事業実施区域及びその周囲において、動物の注目すべき生息地は確認されていない。

表 3.1-20 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「愛媛県文化財保護条例」(昭和 32 年愛媛県条例第 11 号)、「宇和島市文化財保護条例」(平成 17 年宇和島市条例第 108 号)、「愛南町文化財保護条例」(平成 16 年愛南町条例第 104 号)に基づく天然記念物
②	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：愛媛県天然記念物 宇天：宇和島市天然記念物 愛天：愛南町天然記念物
③	生息地等保護区
④	特定：特定希少野生動植物
⑤	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 7 年 4 月 25 日)に基づく鳥獣保護区
⑥	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域
⑦	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)に基づく湿地
⑧	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合
⑨	「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)に基づく生息地
⑩	A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2：生息地域限定種(Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iii：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト
⑪	「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 7 年 4 月)に基づく地域
⑫	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息／生育する 非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種(RR)が生息／生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する

2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）、「愛媛県産植物の種類」（愛媛植物研究会、昭和 53 年）等）により整理した。また、対象事業実施区域内において計画されている「槇川正木ウィンドファーム環境影響評価書」（槇川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月）も参考文献とした。

対象事業実施区域及びその周囲における文献その他の資料の調査範囲は、表 3.1-21 のとおりである。

なお、城辺町は平成 16 年に合併して愛南町に、津島町は平成 17 年に合併して宇和島市となった。

表 3.1-21 文献その他の資料一覧及び調査範囲（植物）

No.	文献その他の資料	調査範囲
1	「愛媛県レッドデータブック 2014－愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物－」（愛媛県、平成 26 年）	宇和島市、愛南町
2	「城辺町誌」（城辺町、昭和 41 年）	旧城辺町
3	「津島町誌 改訂版」（津島町、平成 17 年）	旧津島町
4	「愛媛の生物誌」（愛媛県高等学校教育研究会理科部会生物部門、平成 16 年）	旧津島町、旧城辺町
5	「愛媛県産植物の種類」（愛媛植物研究会、昭和 53 年）	旧津島町、旧城辺町
6	「愛媛県愛南町におけるスルガラン（ラン科）の発見」（エヒメアヤメ（愛媛植物研究会誌）第 45 号、平成 25 年）	愛南町
7	「宇和島市津島町で発見されたカロライナツユクサ <i>Commelina caroliniana</i> Walter」（エヒメアヤメ（愛媛植物研究会誌）第 46 号、平成 27 年）	宇和島市
8	「愛媛県における樹木の推定分布域 1. ブナ科」（エヒメアヤメ（愛媛植物研究会誌）第 49 号、令和 2 年）	対象事業実施区域及びその周囲
9	「槇川正木ウィンドファーム環境影響評価書」（槇川正木ウィンドファーム合同会社、令和 4 年 6 月）	対象事業実施区域及びその周囲
10※	「高知県レッドデータブック 2022 植物編」（高知県、令和 4 年）	宿毛市、四万十市
11※	「愛南町の植物」（愛南探検隊、令和 4 年）	愛南町

注：No. 10 及び 11 については専門家ヒアリングを受けて追加した。

(1) 植物相の概要

文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要は表 3.1-22 のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,771 種が確認されている。

表 3.1-22 植物相の概要

分類群		主な確認種
シダ植物		トウゲシバ（広義）、ヒカゲノカズラ、ヒモラン、タチク라마ゴケ、スギナ、アカハナワラビ、マツバラン、ゼンマイ、ウチワゴケ、オオコケシノブ、コシダ、スジヒトツバ、カニクサ、キジノオシダ、ホラシノブ、コバノイシカグマ、ホウライシダ、イワガネゼンマイ、イワガネソウ、イノモトソウ、アマクサシダ、ナチシダ、ヒメワラビ、ハリガネワラビ、シシガシラ、ハチジョウカグマ、イヌワラビ、ヒロハイヌワラビ、コクモウクジャク、ノコギリシダ、オニカナワラビ、ヤブソテツ、キヨスミヒメワラビ、ヒメイタチシダ、ジュウモンジシダ、シノブ、マメヅタ、イワヒトデ、ビロードシダ、オオクボシダ等 (26 科 203 種)
種子植物	裸子植物	ソテツ、イチョウ、モミ、ハリモミ、アカマツ、クロマツ、ツガ、ナギ、イヌマキ、コウヤマキ等 (5 科 12 種)
	被子植物	
	基部被子植物	ジュンサイ、コウホネ、オグラコウホネ、サイコクヒメコウホネ、ヒメコウホネ、シキミ、サネカズラ、フタリシズカ、センリョウ、ドクダミ、ハンゲショウ、サダソウ、フウトウカズラ、オオバウマノスズクサ、サンヨウアオイ、オガタマノキ、バリバリノキ、クスノキ、ヤブニッケイ、カナクギノキ、ヤマコウバシ、シロモジ、カゴノキ、ハマビワ、アオガシ、タブノキ、イヌガシ、シロダモ (11 科 40 種)
	単子葉類	セキショウナンゴクウラシマソウ、オオハンゲ、ミズオオバコ、シバナ、ヒルムシロ、ヒナノシヤクジョウ、ニガカシュウ、オニドコロ、ウエマツソウ、サルトリイバラ、ヒメユリ、チャボホトトギス、ヒナラン、ナギラン、スルガラン、ムカゴトンボ、ヒメノヤガラ、サギソウ、ガンゼキラン、ナゴラン、コキンバイザサ、オオニワゼキショウ、オニツルボ、ヒメイワギボウシ、オモト、イボクサ、ミクリ、ホシクサ、シロイヌノヒゲ、イグサ、スズメノヤリ、ヤマスズメノヒエ、ヒゲスゲ、アゼナルコ、ジュズスゲ、ヒゴクサ、シバスゲ、ヒメクグ、カヤツリグサ、オニガヤツリ、オオハライ、シオカゼテンツキ、トラノハナヒゲ、イガクサ、ハタベカンガレイ、アブラガヤ、ヌカボ、コヌカグサ、ヒメコパンソウ、イヌビエ、カゼクサ、ササガヤ、ススキ、コチヂミザサ、スズメノヒエ、モウソウチク、メダケ、ヤダケ、ハイヌメリグサ、シバ等 (33 科 461 種)
	真正双子葉類	ムラサキケマン、アケビ、ツヅラフジ、シュウメイギク、センニンソウ、アワブキ、ヤマグルマ、イスノキ、ユズリハ、コモチマンネングサ、タコノアシ、アリノトウグサ、ノブドウ、サンカクヅル、ネムノキ、ハカマカズラ、ヒナノカンザシ、ツルグミ、アキニレ、ケヤキ、ムクノキ、コウゾ、ナガバヤブマオ、ヤナギイチゴ、ウラジロノキ、ヤマザクラ、ナガバモミジイチゴ、クリ、カシワ、アラカシ、ヤマモモ、イヌシデ、ツルマサキ、ホルトノキ、エノキグサ、アカメガシワ、シラキ、ネコヤナギ、トモエソウ、サワオトギリ、ヒメノボタン、ゴンズイ、キブシ、ウルシ、オオイタヤメイゲツ、センダン、ハマボウ、カンラン、ヤドリギ、マツグミ、ツルナ、ヨウシュヤマゴボウ、ハマヒサカキ、マンリョウ、ミミズバイ、エゴノキ、サルナシ、リョウブ、ウスノキ、アオキ、ツルリンドウ、シタキソウ、ハマヒルガオ、ムラサキ、キランソウ、アキノタムラソウ、キヨスミウツボ、タニギキョウ、シコクアザミ、オオアレチノギク、スイラン、カンサイタンポポ、トベラ、タラノキ、ハマウド、ハマボウフウ、コバノガマズミ、ウスバヒョウタンボク、スイカズラ等 (110 科 1,055 種)
合計		185 科 1,771 種

注：種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 6 年）に準拠した。

(2) 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲における「生物多様性センター―自然環境調査 Web-GIS―植生調査（1/25,000）（愛媛県）」における現存植生図（以下「環境省の現存植生図」という。）は図 3.1-22、現存植生図の凡例は表 3.1-23 のとおりである。

対象事業実施区域は、愛媛県最南の愛南町とその北の宇和島市の境界に位置する。具体的には、観音岳から篠山にかけての稜線上の標高約 700～900m のヤブツバキクラス域に位置する。なお、冬季には積雪がある地域である。

対象事業実施区域内の主な植生として、代償植生であるシイ・カシ二次林やスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布しており、南側に低木群落、一部に路傍・空地雑草群落及び伐採跡地群落（Ⅶ）がみられる。

対象事業実施区域の周囲の主な植生として、対象事業実施区域内と同様にシイ・カシ二次林やスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布しているが、その他の樹林環境として、東側にはアカガシ群落、北側にはアカマツ群落（Ⅶ）等が分布している。また、河川沿いには水田雑草群落や市街地等が広がっており、ツルヨシ群集も点在している。そのほか、オンツツジ・アカマツ群集、伐採跡地群落（Ⅶ）等が点在している。

また、植生自然度の区分とその概要については表 3.1-24 のとおりであり、植生自然度の分布は図 3.1-23 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲のほとんどを植生自然度 8 及び植生自然度 6 が占めている。自然植生（植生自然度 10 及び 9）としては、対象事業実施区域外北側の元越川及び南側の僧都川沿いに植生自然度 10 のツルヨシ群集が点在しているほか、東側の瀬戸黒森から篠山にかけての稜線付近に植生自然度 9 のアカガシ群落が分布している。

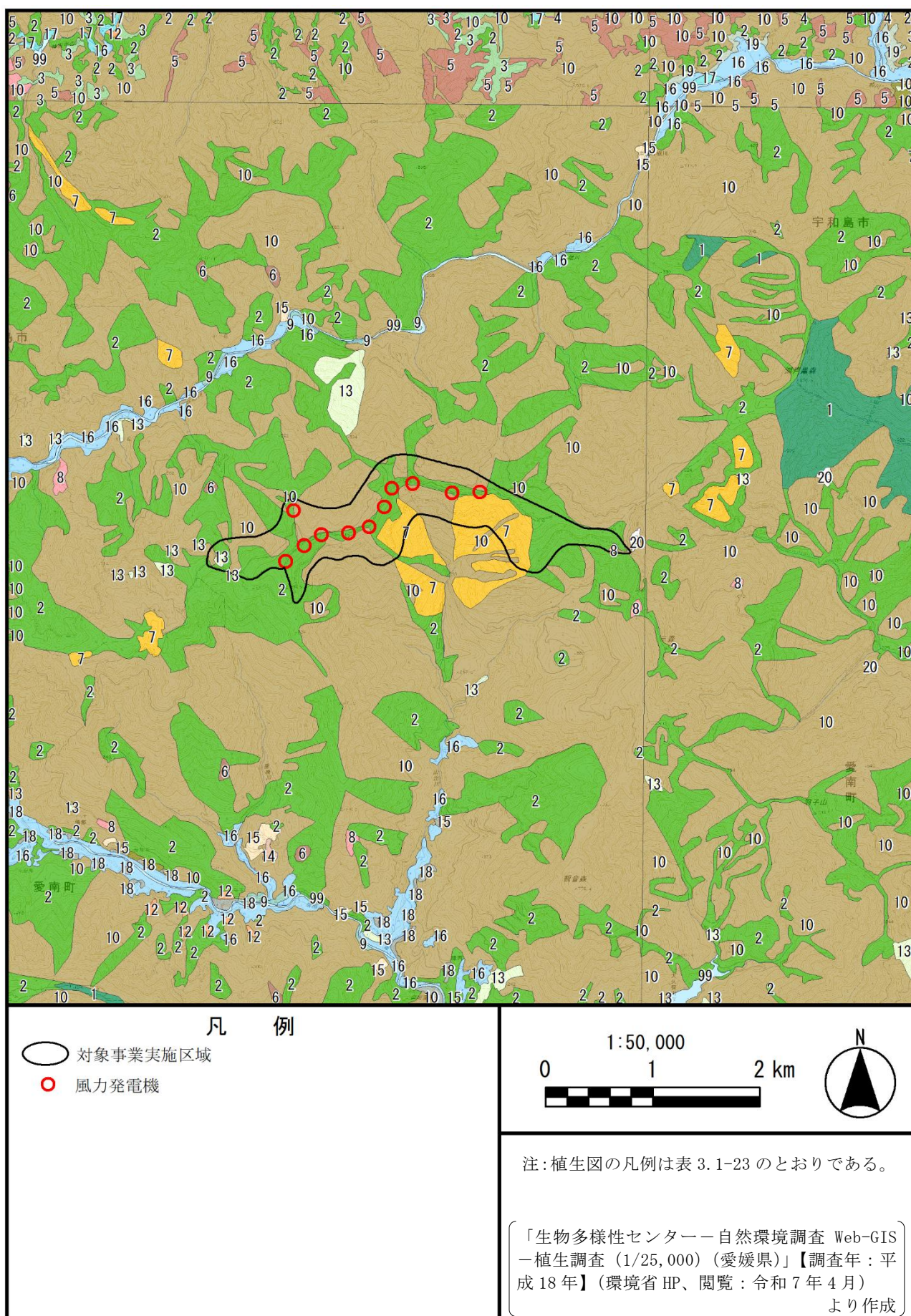
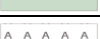
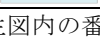
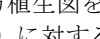


図 3.1-22 文献その他の資料調査による現存植生図

表 3.1-23 文献その他の資料調査による現存植生図（凡例）

植生区分	図中 No.		群落名	統一凡例 No.	植生自然度
ヤブツバキクラス域自然植生		1	アカガシ群落	270300	9
ヤブツバキクラス域代償植生		2	シイ・カシ二次林	400100	8
		3	コナラ群落（Ⅶ）	410100	7
		4	クサギーアカメガシワ群落	411400	6
		5	アカマツ群落（Ⅶ）	420100	7
		6	オンツツジーアカマツ群集	420105	7
		7	低木群落	440000	6
		8	伐採跡地群落（Ⅶ）	460000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等		9	ツルヨシ群集	470501	10
植林地、耕作地植生		10	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
		11	クヌギ植林	541202	6
		12	竹林	550000	3
		13	路傍・空地雑草群落	570100	4
		14	果樹園	570200	3
		15	畑雑草群落	570300	2
		16	水田雑草群落	570400	2
		17	放棄水田雑草群落	570500	4
その他		18	市街地	580100	1
		19	緑の多い住宅地	580101	2
		20	造成地	580400	1
		99	開放水域	580600	－

注：1. 図中 No. は図 3.1-22 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 植生自然度の区分は、「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）に基づく。

3. 植生自然度は、ある植生（群落）に対する自然性の尺度を表した類型区分である。植生（群落）に対する人為的介入からの乖離を表しており、人為度、代償度の尺度でもある。

〔「生物多様性センター—自然環境調査 Web-GIS—植生調査（1/25,000）（愛媛県）」
 【調査年：平成 18 年】（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）より作成〕

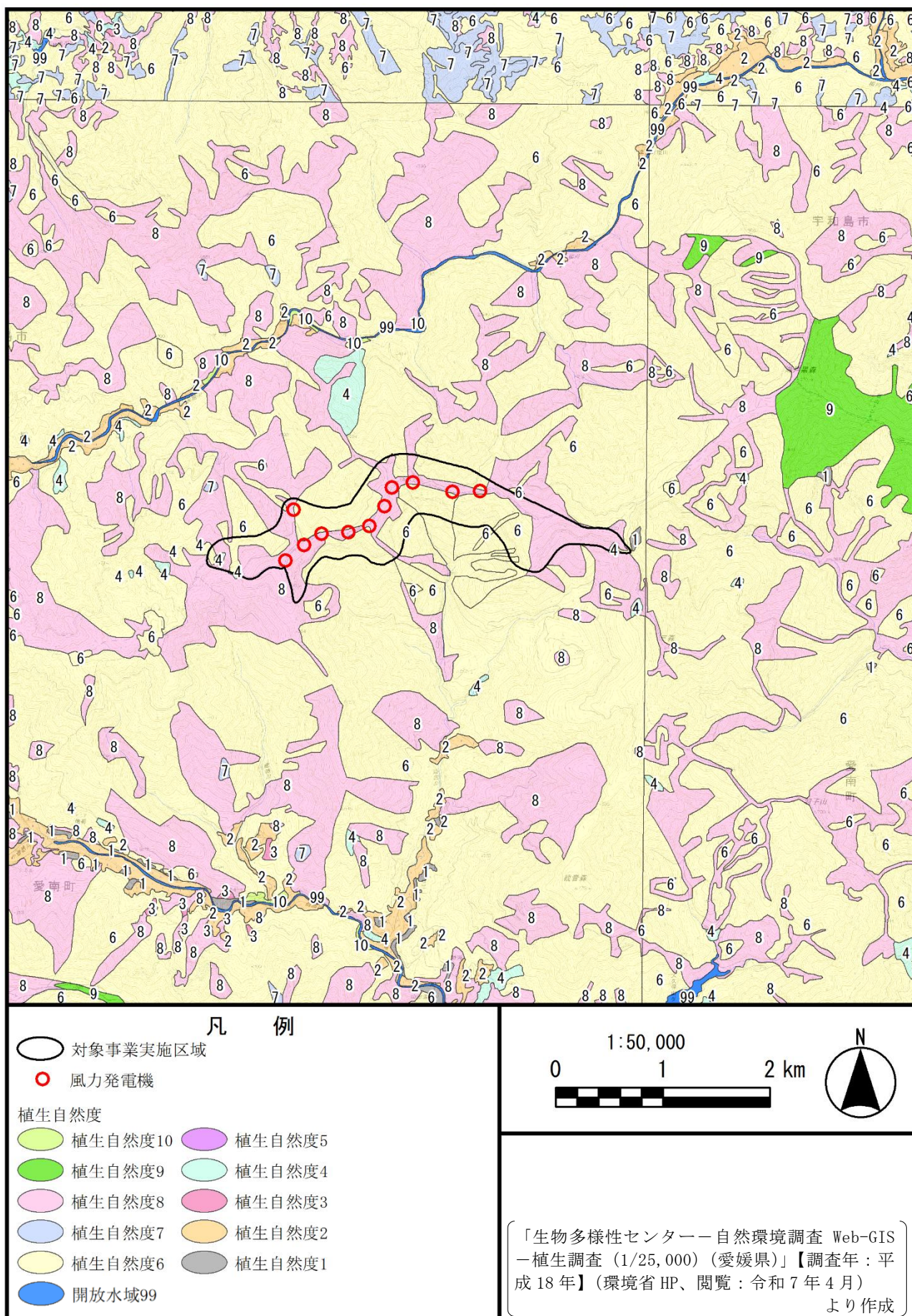


図 3.1-23 文献その他の資料調査による植生自然度

表 3.1-24 植生自然度の概要

植生自然度	区分内容	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナ・ミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	外来種植林 農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種草原 農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

〔「1/2.5 万植生図を基にした自然植生度について」(環境省、平成 28 年)より作成〕

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は表 3. 1-25 のとおりである。

表 3. 1-25 (1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		重要な種	重要な群落
① 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「愛媛県文化財保護条例」(昭和 32 年愛媛県条例第 11 号)、「宇和島市文化財保護条例」(平成 17 年宇和島市条例第 108 号)、「愛南町文化財保護条例」(平成 16 年愛南町条例第 104 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：愛媛県天然記念物 宇天：宇和島市天然記念物 愛天：愛南町天然記念物	○	○
② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 7 年 1 月 22 日)に基づく国内希少野生動植物等	国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	○	
③ 「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類・・・深刻な絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN：絶滅危惧ⅠB 類・・・絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ⅠA 類(CR)ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU：絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧ⅠA 類(CR)」または「絶滅危惧ⅠB 類(EN)」の категорияに移行することが確実と考えられるもの) NT：準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位 category に移行する要素を有するもの) DD：情報不足・・・category を判定するための情報が不足している種(現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になりうるもの) LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	○	

表 3.1-25(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		重要な種	重要な群落
④ 「愛媛県レッドリスト 2024」 (愛媛県) の掲載種	EX: 絶滅・・・愛媛県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・野生では絶滅し飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 AN: 要注意種・・・愛媛県内の分布域全体を俯瞰すると、現時点で種として絶滅のおそれがあるものではないため上記カテゴリー(CR～NT・DD)には該当しないが、県内の生物多様性の保全の観点から今後の個体数や生息条件の変化に特に注意する必要があると考えられる種。	○	
⑤ 「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」(平成20年愛媛県条例第15号)に基づく特定希少野生動植物指定種	特定: 特定希少野生動植物	○	
⑥ 「高知県レッドデータブック 2022 植物編」(高知県、令和4年)の掲載種	EX: 絶滅・・・本県ではすでに絶滅したと考えられる種(亜種を含む。以下同じ) EW: 野生絶滅・・・飼育下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類・・・本県において絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。) VU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・本県において絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。) NT: 準絶滅危惧・・・存在基盤が脆弱な種(本県において、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。) DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	○	
⑦ 「高知県注目種ガイド 2022 植物編」(高知県、令和4年)の掲載種	注目: 注目種・・・本県では、「絶滅」から「情報不足」までの各カテゴリーのいずれも該当しない種で下記要件のいずれかに該当するもの。 ①固有性: 本県にのみ生育している。 ②分布限界: 本県の生育地に北限や南限などの分布限界域が含まれる。 ③希少性: 本県では普通であるが、全国的には希少である。 ④隔離分布: 本県の生育地が他の生育地から地理的に隔離されている。	○	

表 3.1-25(3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		重要な種	重要な群落
⑧ 「高知県希少野生動植物保護条例」(平成 17 年高知県条例第 78 号) に基づく県指定希少野生動植物	指定：県指定希少野生動植物	○	
⑨ 「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 54 年)、「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 63 年)、「第 5 回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年)に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H：その他、学術上重要な植物群落又は個体群		○
⑩ 「植物群落レッドデータブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年)に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危機 1：要注意		○

① 重要な種

植物の重要な種については、表 3. 1-25 の選定基準に基づき、「(1)植物相の概要」で確認された種より学術上又は希少性の観点から選定した。その結果は表 3. 1-26 のとおり 113 科 416 種が確認されている。

表 3. 1-26(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	VU		EN		
2			ナンカクラン				CR		CR		
3			ヒモラン			EN	CR		CR		
4		イワヒバ	タチクラマゴケ						DD		
5		ハナヤスリ	シチトウハナワラビ						NT		
6			アカハナワラビ				EN		DD		
7			コヒロハハナヤスリ				VU				
8			コハナヤスリ				VU				
9			ハマハナヤスリ				VU		CR		
10		マツバラン	マツバラン			NT	CR				
11		ゼンマイ	シロヤマゼンマイ				DD				
12		コケシノブ	コケシノブ						EN		
13			オオコケシノブ				CR				
14			ツルホラゴケ				DD				
15		ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ				CR				
16		デンジソウ	デンジソウ			NT	CR	特定	CR		指定
17		サンショウモ	アカウキクサ			EN	VU		NT		
18		ヘゴ	クサマルハチ						VU		
19		ホングウシダ	エダウチホングウシダ				EN				
20			ハマホラシノブ				DD				
21			ホングウシダ						CR		
22		イノモトソウ	ホウライシダ				EN		VU		
23			ヒメウラジロ			NT	NT				
24			ナカミシシラン				VU		VU		
25			ハチジョウシダ				DD		VU		
26			ニシノコハチジョウシダ				DD※ ¹		EN		
27			アイコハチジョウシダ						VU		
28			ヤワラハチジョウシダ			VU			VU		
29			ハチジョウシダモドキ				DD※ ¹		NT		
30			キドイノモトソウ			VU	VU		CR		
31		チャセンシダ	トキワシダ				CR				
32		イワヤシダ	イワヤシダ				EN		VU		
33		ヒメシダ	ヒメハシゴシダ				NT				
34			ヒメミゾシダ			NT	EN		EN		
35			ヨコグラヒメワラビ				NT		VU		
36			ツクシヤワラシダ				CR				
37			ケホシダ				VU		EN		
38			ハチジョウウカグマ				DD				
39		メシダ	ツクシイヌワラビ				NT		VU		
40			トゲカラクサイヌワラビ				NT		CR		
41			シマイヌワラビ			EN			CR		
42			ニセコクモウクジャク				EN		VU		
43			シマシロヤマシダ						EN		
44			オキナワコクモウクジャク			NT	CR		EN		

表 3.1-26(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
45	シダ植物	メシダ	コクモウクジャク				NT				
46			ヒメノコギリシダ			NT	CR		EN		
47			イヨクジャク			EN	CR		CR		
48		オシダ	ミドリカナワラビ				NT				
49			オトコシダ				CR		CR		
50			ハガクレカナワラビ			VU	CR		VU		
51			メヤブソテツ				NT				
52			ナチクジャク				NT				
53			ヌカイトチシダ				VU				
54			ヌカイトチシダモドキ				VU				
55			イヌナチクジャク				NT				
56			キノクニベニシダ				DD				
57			ワカナシダ						VU		
58			ムラサキベニシダ			EN	DD				
59			アツギノヌカイトチシダマガイ				CR		CR		
60			ホオノカワシダ				CR				
61			ナガサキシダ						VU		
62			ニセヨゴレイタチシダ			NT	EN		VU		
63		ウラボシ	ヌカボシクリハラン				NT				
64			ツクシノキシノブ				CR				
65			イワヒトデ				NT				
66			オオイワヒトデ				EN				
67			イワオモダカ				EN		VU		
68			タカノハウラボシ				EN				
69			オオクボシダ				CR		EN		
70	裸子植物	マツ	ハリモミ				VU				
71		マキ	ナギ				DD				
72	基部被子植物	ヒノキ	ネズ						VU		
73		ジュンサイ	ジュンサイ				EN				
74		スイレン	コウホネ				VU		VU		
75			オグラコウホネ			EN			CR		
76			サイコクヒメコウホネ						CR		
77			ヒメコウホネ			CR	DD		CR ^{**2}		
78		ドクダミ	ハンゲショウ				NT				
79		コショウ	サダソウ				DD		EN		
80		ウマノスズクサ	サンヨウアオイ						NT		
81		モクレン	オガタマノキ				DD				
82		クスノキ	ニッケイ			NT					
83	単子葉類	ショウブ	ショウブ						VU		
84		サトイモ	クワズイモ						VU		
85			マイヅルテンナンショウ			NT	VU		VU		指定
86			ミミガタテンナンショウ				NT		EN		
87			ナンゴクウラシマソウ				NT		VU		
88			コウキクサ						NT		
89		トチカガミ	セトヤナギスブタ			CR	EN				
90			ヤナギスブタ				CR		VU		
91			サガミトリゲモ			NT	VU		CR		
92			クロモ				NT				
93			イトトリゲモ			NT	VU		CR		
94			ホッスモ				NT		EN		
95			ミズオオバコ			NT	NT		VU		

表 3.1-26(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
96	単子葉類	トチカガミ	セキショウモ				VU				
97		シバナ	シバナ			NT	EN		VU		
98		ヒルムシロ	フトヒルムシロ				NT				
99			センニンモ						EN		
100			ヒロハノエビモ				EN		CR		
101			リュウノヒゲモ			NT	EN		VU		
102		ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ				VU				
103			シロシャクジョウ				CR		VU		
104			キリシマシャクジョウ			VU	CR		EN		
105			ヒナノボンボリ			CR	CR				
106		ホンゴウソウ	ホンゴウソウ			NT	EN		EN		
107			ウエマツソウ			VU	CR		EN		
108		シュロソウ	チャボシライトソウ			VU			VU		
109		ユリ	トサコバイモ			NT	VU		VU		
110			ヒメユリ			EN	EN		CR		
111			カノコユリ			VU					
112			オニツルボ				VU				
113			タイワンホトトギス			VU					
114			チャボホトトギス				VU				
115		ラン	ヒナラン			VU	EN		EN		
116			シラン			NT	EN				
117			ムギラン			NT					
118			ミヤマムギラン			NT	CR		EN		
119			キエビネ			VU	EN		EN		
120			エビネ			NT	VU		VU		
121			ギンラン				VU				
122			キンラン			NT	VU		VU		
123			ナギラン			VU	VU				
124			スルガラン			CR					
125			セッコク				VU				
126			カキラン				NT				
127			アケボノシュスラン				VU				
128			シュスラン				VU				
129			ミズトンボ			NT	EN		EN		
130			ムカゴトンボ			EN	DD		EN		
131			ヤクシマアカシュスラン			VU	CR		VU		
132			ヒメノヤガラ			VU	EN		EN		
133			ジガバチソウ				NT				
134			ニラバラン				VU				
135			フウラン			NT	VU		NT		
136			ヨウラクラン				CR				
137			サギソウ			NT	EN	特定	EX		
138			ガンゼキラン			VU	EN		EN		
139			ナゴラン			EN	DD		CR		
140			コオロギラン			VU			VU		
141			クモラン				VU				
142			カヤラン				VU				
143			ヒトツボクロ				VU		VU		
144		キンバイザサ	キンバイザサ				EN		VU		
145			コキンバイザサ				EN		EN		
146		クサスギカズラ	サイコクイワギボウシ						CR		
147			ヒメイワギボウシ				VU		VU		
148			オオバギボウシ						CR		

表 3. 1-26(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
149	単子葉類	クサスギカズラ	オオバジャノヒゲ				DD				
150		ヤシ	ビロウ				CR		VU		
151		ショウガ	アオノクマタケラン				EN				
152		ガマ	ミクリ			NT	VU				
153			オオミクリ			VU	EN		VU		
154			ヤマトミクリ			NT	CR		EN		
155			ナガエミクリ			NT			VU		
156		ホシクサ	オオホシクサ				NT		CR		
157			ホシクサ				NT				
158			イトイヌノヒゲ				VU		EN		
159			クロホシクサ			NT	CR		NT		
160			ニッポンイヌノヒゲ				VU		VU		
161			シロイヌノヒゲ				NT				
162			ヒロハノイヌノヒゲ				NT				
163		イグサ	タチコウガイゼキショウ				DD		DD		
164		カヤツリグサ	ウキヤガラ				EN		CR		
165			イトテンツキ			NT	DD		EN		
166			メアオスゲ				NT				
167			ヒメアオスゲ				NT				
168			ヒメジュズスゲ				VU		EN		
169			タイワンスゲ			VU	VU		EN		
170			クロヒナスゲ				CR		EN		
171			キノクニスゲ			NT	EN		VU		
172			キシウナキリスゲ			VU			EN		
173			シバスゲ				VU				
174			アオヒエスゲ				EN				
175			カタスゲ				EN				
176			ジングウスゲ			NT	EN		EN		
177			ムギガラガヤツリ			EN	CR		CR		
178			セイタカハリイ				VU		EN		
179			イヌクログワイ				CR		CR		
180			オオヌマハリイ				DD				
181			マシカクイ				VU		VU		
182			チャボイ			VU	EN		NT		
183			コアゼテンツキ				DD				
184			ノテンツキ				EN		EN		
185			シオカゼテンツキ				EN		VU		
186			アオテンツキ				VU				
187			イソテンツキ						VU		
188			メアゼテンツキ						EX		
189			クロタマガヤツリ				DD		CR		
190			トラノハナヒゲ				EN				
191			イトイヌノハナヒゲ				CR		DD		
192			オオイヌノハナヒゲ				DD				
193			コイヌノハナヒゲ				VU		EN		
194			イヌノハナヒゲ				EN		CR		
195			イガクサ				EN		NT		
196			ハタベカンガレイ			VU	EN				
197			ヒメホタルイ						VU		
198			タイワンヤマイ				EN		EN		
199			マツカサススキ				EN		EN		
200			シンジュガヤ				CR				
201			コシンジュガヤ				EN		NT		

表 3. 1-26(5) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
202	単子葉類	イネ	ウンヌケモドキ			NT	EN		NT		
203			アオウシノケグサ						VU		
204			コバノウシノシッペイ				VU		NT		
205			ウシノシッペイ				VU				
206			カモノハシ						DD		
207			サヤヌカグサ				VU				
208			トウササクサ				EN				
209			コメガヤ				VU				
210			トキワススキ						VU		
211			スズメノコビエ				VU				
212			マルバオウセイ			DD					
213			ウキシバ				VU				
214			コササキビ				VU				
215	真正双子葉類	ケシ	ホザキケマン				NT				
216		ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ				EN				
217		メギ	シオミイカリソウ			NT	EN		CR		
218		キンポウゲ	ヤマハンショウヅル						EN		
219			シロバナハンショウヅル				NT				
220			シコクバイカオウレン				EN		VU		
221			タマカラマツ			EN	DD		VU		
222		ユキノシタ	チダケサシ				NT		EN		
223			イワネコノメソウ				EN		EN		
224			チャルメルソウ				CR				
225			ツクシチャルメルソウ			NT	DD				
226		ベンケイソウ	ツメレンゲ			NT			NT		
227			イワレンゲ			VU					
228		タコノアシ	タコノアシ			NT	NT		NT		
229		アリノトウグサ	フサモ				DD				
230		ブドウ	ウドカズラ				VU				
231			アマヅル				VU				
232		マメ	カワラケツメイ				DD				
233			タヌキマメ				NT				
234			ミヤマトベラ				NT				
235			イヌハギ			NT	EN		CR		
236			マキエハギ						CR		
237			シマエンジュ						EN		
238			ハカマカズラ				EN		CR		
239			シバネム			DD			CR		
240			ツルフジバカマ						VU		
241		ヒメハギ	ヒナノカンザシ				CR		VU		
242		グミ	マルバアキグミ						VU		
243		クロウメモドキ	ヨコグラノキ				VU		NT		
244		クワ	カカツガユ				VU		CR		
245		イラクサ	アカソ				VU		EN		
246			ハドノキ				EN				
247			コケミズ				VU				
248		バラ	ザイフリボク						EN		
249			オオカナメモチ			CR	CR				
250			テリハキンバイ				NT		VU		
251			ヤマイバラ				NT				
252			オオバライチゴ				VU				
253		ブナ	カシワ				EN				
254			ハナガガシ			VU	CR		EN		

表 3. 1-26(6) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
255	真正双子 葉類	カバノキ	ハンノキ				VU		EN		
256		ニシキギ	ウメバチソウ				VU				
257		トウダイグサ	タカトウダイ						CR		
258		ミゾハコベ	ミゾハコベ						DD		
259		ヤナギ	サイコクキツネヤナギ						EN		
260		スマレ	ヒゴスマレ						EN		
261			ヒナスミレ						VU		
262		オトギリソウ	トモエソウ				DD				
263			アゼオトギリ			EN	EN		EN		
264			ミズオトギリ				CR		EN		
265		ミソハギ	ミズマツバ			NT	NT		NT		
266			ヒメビシ			VU	DD		CR		
267		アカバナ	ウシタキシソウ						NT		
268			ウスゲチョウジタデ			NT	NT				
269			ミズキンバイ			VU	CR	特定	EN		
270		ノボタン	ヒメノボタン			NT	EX		VU		
271		ミツバウツギ	ショウベンノキ						CR		
272		ミカン	タチバナ			NT	CR		EN		
273			ミヤマシキミ						DD		
274		アオイ	ハマボウ				VU		EN		
275			ノジアオイ				NT				
276			ラセンソウ				NT				
277		ジンチョウゲ	オニシバリ				DD		VU		
278			キガンピ				VU				
279			ミヤマガンピ			VU					
280		アブラナ	カンラン			CR	CR				
281			コイヌガラシ			NT	NT		VU		
282		ツチトリモチ	ツチトリモチ				EN				
283			ミヤマツチトリモチ			VU	EN		CR		
284		オオバヤドリギ	マツグミ				VU				
285			オオバヤドリギ				EN		EN		
286		イソマツ	ハマサジ			NT			VU		
287		タデ	ホソバノウナギツカミ						VU		
288			ヌカボタデ			VU	DD		VU		
289			アキノミチヤナギ				NT		VU		
290			コギシギシ			NT	NT		NT		
291		モウセンゴケ	コモウセンゴケ				CR		NT		
292		ナデシコ	タチハコベ			VU	EN		CR		
293		ヒユ	ハチジョウイノコヅチ						DD		
294			ヤナギイノコヅチ				DD		CR		
295			イワアカザ			CR	DD				
296			ハママツナ						VU		
297		ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ				EN		NT		
298		サクラソウ	カラタチバナ						EN		
299			モロコシソウ				VU				
300		ツツジ	カイナンサラサドウダン				VU				
301			シャクジョウソウ				CR		EN		
302			ツクシアケボノツツジ			NT	VU		VU		
303			トキワバイカツツジ			EN	CR	特定			
304		アカネ	ミサオノキ				NT				
305			ナガバジュズネノキ				NT				
306			コバンムグラ			EN			CR		
307			ジュズネノキ				DD				

表 3.1-26(7) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
308	真正双子 葉類	アカネ	ヒロハコンロンカ				DD		EN		
309			シラタマカズラ				DD				
310			クルマバアカネ				NT				
311			ヘツカニガキ				VU		EN		
312		リンドウ	ホソバナツルリンドウ			VU※3	CR		EN		
313			イヌセンブリ			NT	EN		VU		
314		マチン	ホウライカズラ				VU				
315			アイナエ				EN				
316		キョウチクトウ	イケマ						VU		
317			アオカモメヅル				EN		CR		
318			フナバラソウ			NT	EN		EN		
319			コカモメヅル				VU				
320			トキワカモメヅル				VU				
321			ホウヨカモメヅル			VU	VU				
322		ヒルガオ	ノアサガオ				VU		EN		
323			グンバイヒルガオ				EN		EN		
324		ナス	ヤマホオズキ			VU	CR		CR		
325			イガホオズキ				VU		EN		
326			ヤマホロシ				EN		EN		
327			マルバハダカホオズキ				EN				
328		ムラサキ	イヌムラサキ				DD				
329			チシャノキ						VU		
330			ムラサキ			EN	EN		CR		
331		モクセイ	オオバイボタ						EN		
332		イワタバコ	シシンラン			VU	EN		EN		
333		オオバコ	マルバノサワトウガラシ			NT	VU		NT		
334			シソクサ				NT				
335			キクモ				NT				
336			ハマクワガタ			NT	EN		CR		
337			イヌノフグリ			NT	NT		VU		
338			カワヂシャ			NT					
339		ゴマノハグサ	コフジウツギ				VU				
340			ツクシコゴメグサ			EN	DD		EN		
341		アゼナ	シソバウリクサ				CR		VU		
342		シソ	コムラサキ				VU				
343			トサムラサキ			VU	VU		EN		
344			ジャコウソウ				NT				
345			ヤマクルマバナ						EN		
346			マネキグサ			NT	VU		EN		
347			コシロネ				NT		NT		
348			シロネ				VU				
349			ミズネコノオ			NT	CR		NT		
350			ミズトラノオ			VU	EX				
351			ミゾコウジュ			NT	NT		NT		
352			ハルノタムラソウ				EN				
353			ヒメナミキ				CR		EN		
354			コナミキ			VU	CR		VU		
355			ハナタツナミソウ				NT		CR		
356			シソバタツナミ				EN				
357			ミヤマナミキ				EN		VU		

表 3.1-26(8) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
358	真正双子 葉類	シソ	ナミキソウ				EN	特定	EX		
359			カリガネソウ				EN				
360		ハエドクソウ	スズメノハコベ			NT※4	VU		NT※4		
361		ハマウツボ	ゴマクサ			NT	EN		VU		
362			ミヤマママコナ				NT				
363			キヨスミウツボ				EN		EN		
364			ヒキヨモギ						EN		
365		タヌキモ	ノタヌキモ			VU	CR		EX		
366			イヌタヌキモ			NT	NT				
367			ミミカキグサ				VU		NT		
368			ホザキノミミカキグサ				EN		EN		
369			ムラサキミミカキグサ			NT	DD		DD		
370		モチノキ	ツゲモチ				DD		VU		
371		キキョウ	ヒナシャジン			VU	VU		EN		
372			ツルギキョウ			VU	CR		EN		
373			バアソブ			VU	DD		CR		
374			キキョウ			NT	VU		EN		
375		ミツガシワ	ガガブタ			NT	VU		CR		
376			アサザ			NT	EX				
377		キク	モミジハグマ				EN				
378			テイショウソウ						EN		
379			カワラハハコ				EN		CR		
380			フクド			NT	VU				
381			イワヨモギ			VU					
382			ソナレノギク				VU		EN		
383			タウコギ				VU				
384			コバナガシクビソウ			VU			VU		
385			ヒメアザミ				DD		DD		
386			ヤナギアザミ				CR		CR		
387			キセルアザミ				EN				
388			ヤマアザミ				VU				
389			ハマアザミ				EN				
390			イズハハコ			NT	VU				
391			ヤマヒヨドリバナ				DD		NT※5		
392			スイラン				EN		EN		
393			オグルマ				EN				
394			ホソバオグルマ			VU	EN		EN		
395			カセンソウ				EN		CR		
396			ハマニガナ				VU				
397			コケセンボンギク			CR	DD				
398			キダチハマグルマ						EN		
399			ネコノシタ				VU				
400			キオン				NT		EN		
401			クマノギク				EN		NT		
402			ヤマザトタンポポ			NT	VU		EN		
403			カンサイタンポポ				NT		VU		
404			サワオグルマ				VU		EN		
405			ウラギク			NT	VU		VU		

表 3.1-26(9) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類群	科名	種名	選定基準							
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
408	真正双子 葉類	セリ	トウキ						CR		
407			ミシマサイコ			VU	CR		EN		
408			ハマゼリ				VU		NT		
409			セリ				CR※6				
410			サケバゼリ				CR				
411		ガマズミ	チョウジガマズミ			NT	EN	特定			
412			ゴマキ				EN		EN※7		
413		スイカズラ	オニツクバネウツギ			CR	CR		CR		
414			ウスバヒョウタンボク			VU	NT		EN		
415			キダチニンドウ						VU		
416			イワツクバネウツギ			VU	VU		NT		
合計	-	113 科	416 種	0 種	0 種	139 種	343 種	6 種	258 種	0 種	2 種

注：1. 種名及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和6年）に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-25 に対応する。

3. 表中の※は以下のとおりである。

※1：コハチジョウシダで掲載

※2：サイコクヒメコウホネで掲載

※3：ホソバツルリンドウで掲載

※4：スズメハコベで掲載

※5：ヤマヒヨドリで掲載

※6：サケバゼリで掲載

※7：ゴマギで掲載

② 重要な群落

「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 54 年)、「第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和 63 年) 及び「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年) によると、対象事業実施区域及びその周囲には、特定植物群落は確認されていない。

また、「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成 8 年) に掲載されている植物群落についても、対象事業実施区域及びその周囲では確認されていない。

(4) 巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林は表 3.1-27、植物に係る天然記念物は表 3.1-28 のとおりである。また、それぞれの分布位置は図 3.1-24 のとおりである。

「生物多様性センター―自然環境調査 Web-GIS―（巨樹・巨木林調査（第 4 回、第 6 回））」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）によると、対象事業実施区域の周囲に単木として 4 件の巨樹・巨木林が分布している。

また、対象事業実施区域及びその周囲には、町指定の天然記念物として 1 件が分布している。

表 3.1-27 巨樹・巨木林

所在地	名称	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
宇和島市	槇川	ツブラジイ	650	15
	槇川	コナラ	350	20
愛南町	山出	ヤブツバキ	420	15
	僧都中	タブノキ	525	18

（「生物多様性センター―自然環境調査 Web-GIS―（巨樹・巨木林調査（第 4 回、第 6 回））」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 4 月）より作成）

表 3.1-28 天然記念物（植物関係）

市町村名	地区	名称	指定区分
愛南町	緑丙	観音ツバキ	町

（「愛南町の文化財」（愛南町、平成 21 年）より作成）

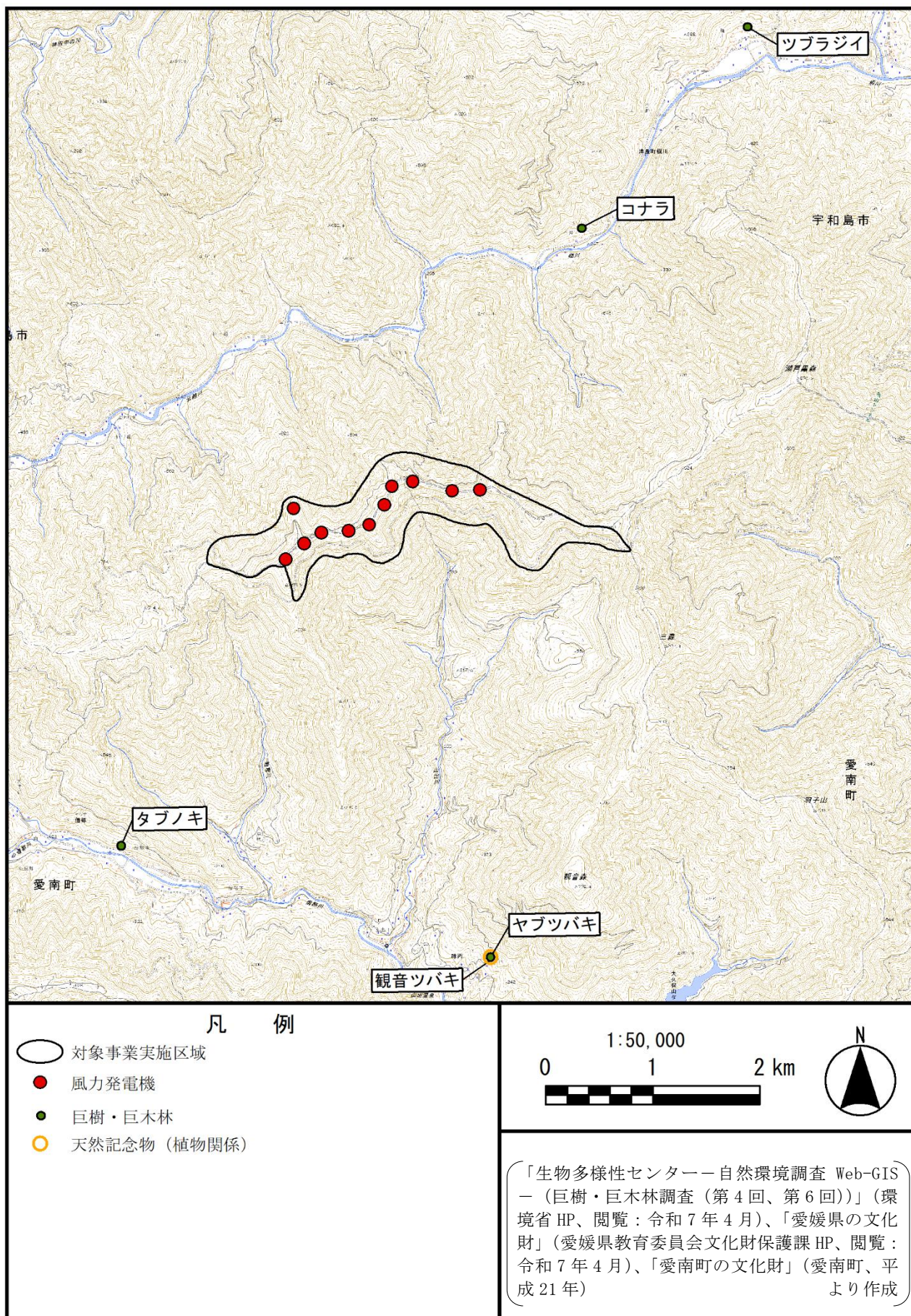


図 3.1-24 巨樹・巨木林・天然記念物の位置

3. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域の環境類型区分の概要は表 3.1-29、その分布状況は図 3.1-25 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の地形は主に山地からなり、植生区分との対応関係より、樹林地（自然林・二次林）、植林地、草地・低木林、耕作地等、市街地・造成地等、河川等の6つの環境類型区分に分類される。山地の大部分は二次林及び植林地である。

表 3.1-29 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	主な地形	植生区分
1	樹林地（自然林・二次林）	山地	アカガシ群落、シイ・カシ二次林、コナラ群落（Ⅶ）、クサギーアカメガシワ群落、アカマツ群落（Ⅶ）、オンツツジーアカマツ群落
2	植林地		スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ植林
3	草地・低木林		低木群落、伐採跡地群落（Ⅶ）、竹林、路傍・空地雑草群落
4	耕作地等		果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
5	市街地・造成地等		市街地、緑の多い住宅地、造成地
6	河川等		ツルヨシ群落、開放水域

注：植生区分は現存植生図凡例（表 3.1-23 参照）による。

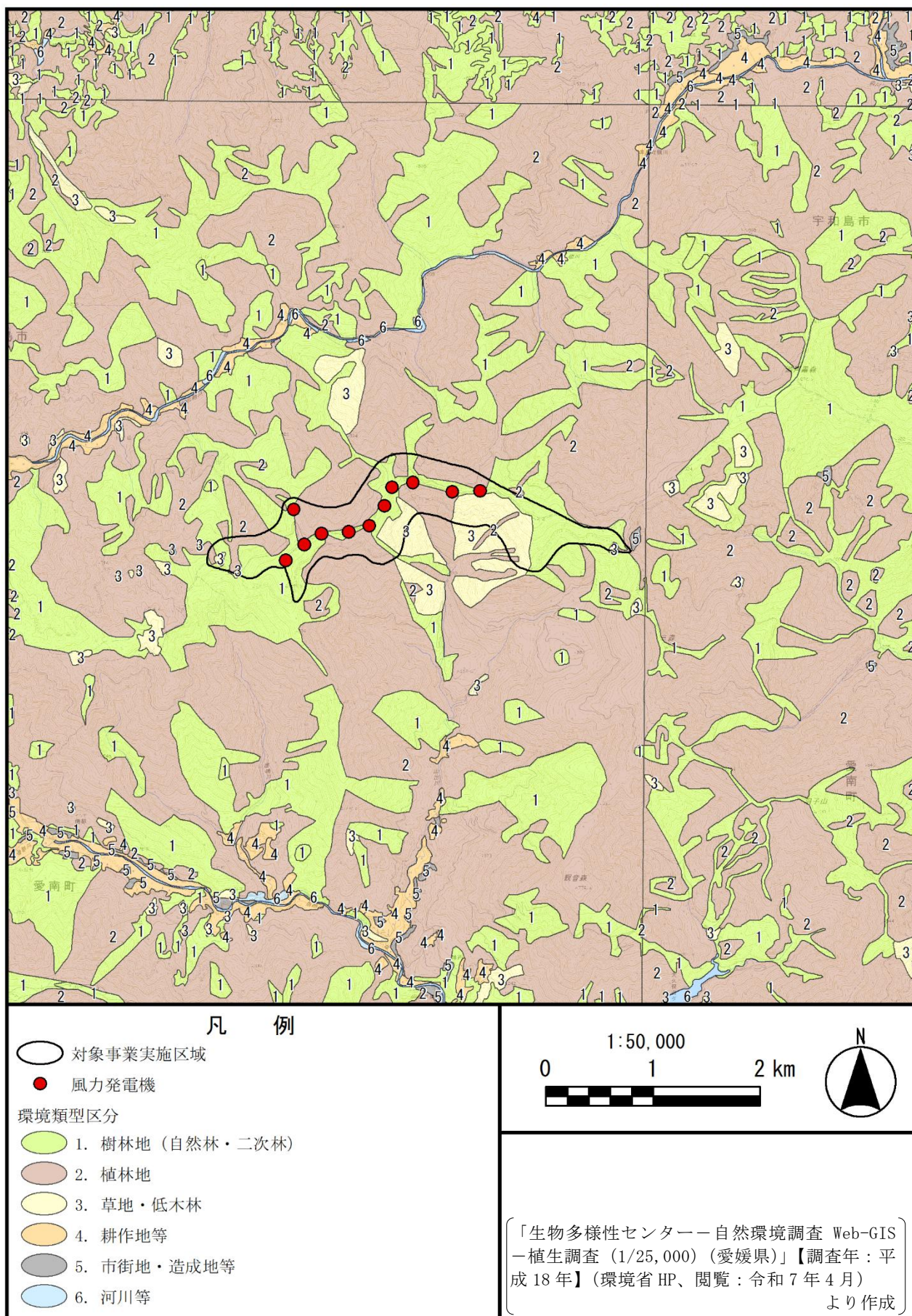


図 3.1-25 環境類型区分

(2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生育・生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な生物種等を選定し、図 3.1-26 の食物連鎖の概要として整理した。

対象事業実施区域は、樹林環境としてシイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広がり、一部に低木群落、伐採跡地群落（Ⅶ）、路傍・空地雑草群落等が分布している。また、尾根沿いには風力発電所が建設されており、対象事業実施区域の周囲には河川が存在している。

これらのことから、対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、主に樹林環境であるものの、人為由来で成立した二次林や植林の樹林、草地・低木林、造成地等といった環境が混在したものであると考えられる。

樹林地や植林地、草地・低木林等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはチョウ類やバッタ類等の草食性の昆虫類や、ニホンリスやノウサギ等の草食性の哺乳類、第二次消費者としてはトンボ類、オサムシ類等の肉食性昆虫類が存在する。また、第三次消費者としてはカラ類等の鳥類、トカゲ類等の爬虫類、カエル類等の両生類、第四次消費者としてはタヌキ等の哺乳類やヘビ類等の爬虫類が存在すると考えられる。

さらに、上位の種として、クマタカ、サシバ、ノスリ等の猛禽類が存在する。

なお、対象事業実施区域の周囲には開放水域が存在している。生産者として付着藻類等、第一次消費者として底生生物等、第二次消費者としてアカハライモリ等の両生類、カワムツ等の魚類、最上位にはミサゴやアオサギ等の鳥類が存在すると考えられる。

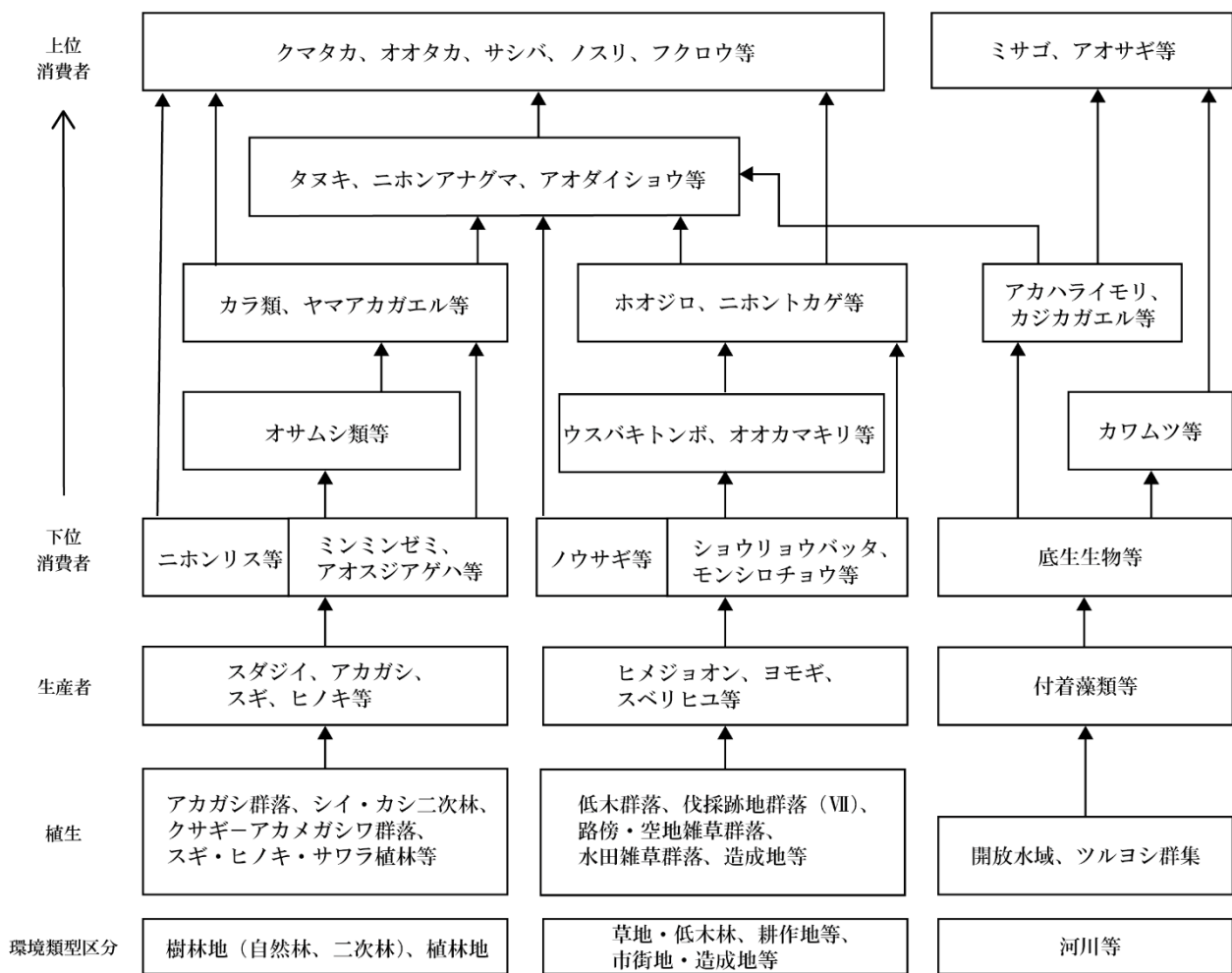


図 3.1-26 対象事業実施区域及びその周囲の食物連鎖の概要

(3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3. 1-30、その分布状況は図 3. 1-27 のとおりである。

表 3. 1-30 重要な自然環境のまとまりの場の概要

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	保安林		水源涵養林や防風林等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
2	自然植生	植生自然度 10	環境省植生図による自然度の高い植生。ツルヨシ群集の植生自然度 10 に相当する植生である。
		植生自然度 9	環境省植生図による自然度の高い植生。アカガシ群落の植生自然度 9 に相当する植生である。
3	自然公園	足摺宇和海国立公園	四国の最南端である足摺岬から宇和島にかけての四国の西南海岸のうち、自然景観の良好な海岸・島しょ・海面、さらに内陸の山地等を区域としている。 特徴は隆起海岸が作る海蝕断崖を主とする海岸美と、沈降海岸が作る変化に富んだリアス式海岸美の他、黒潮の分流の影響によるサンゴと熱帯魚の海中景観と亜熱帯植物が生育する植物相にある。
		篠山県立自然公園	愛媛・高知両県境にそびえる篠山を中心として、比較的急斜面で南北に広がる国有林の山腹一帯を占めている。山頂からの眺望は四方に開け、宇和海並びに内陸部の山並みが、実に雄大かつ変化に富み、県下でも代表的な展望所の一つである。山頂付近はアケボノツツジの大群落や、ハリモミ、コウヤマキ等、貴重な植物が多く、優れた景観を呈する。 横吹溪谷は延長約 1.5km の溪流で、滝や淵の溪谷美に富み、両岸の樹林は崩壊防止林として自然状態がよく保持されている。
4	巨樹・巨木林		自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが 3m 以上の巨木及び巨木群である。
5	天然記念物	観音ツバキ	ヤブツバキは野生のツバキで海岸や山地に自生し、春、赤い 5 弁花を咲かせる。広く本州以南に分布する。古くから修験信仰の山として知られた、山出地区観音森登り道の三合目、民家の庭にあるツバキで根回り 4.2m、8 本に分かれ、幹の大きいものは目通り 2.5m もあり、1m 以上のものも 3 本ある。樹齢 500 年を越え、根回りでは県下一のツバキの大木である。

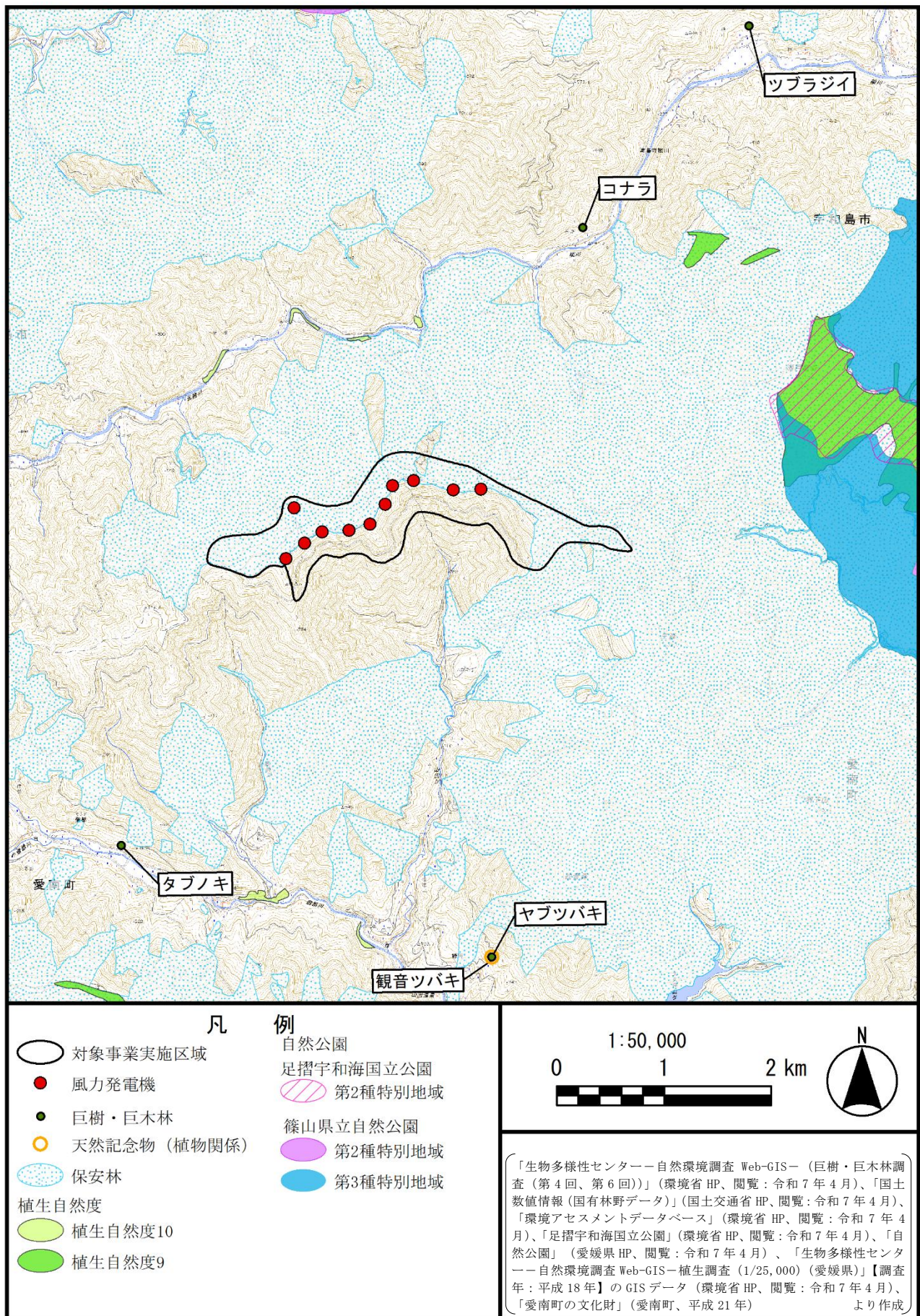


図 3.1-27 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は愛媛県の南西部に位置している。対象事業実施区域の東には足摺宇和海国立公園及び篠山県立自然公園がある。

愛媛県では、景観行政団体となった市町が、地域住民の方々との協働によって景観計画を策定するための手引き書として、「えひめ景観計画策定ガイドライン」を平成17年11月に策定しており、愛媛県では、全市町が景観行政団体となっている。

(1)眺望点の分布及び概要

対象事業に係る環境影響を受ける可能性のある範囲である地域として設定した愛媛県宇和島市及び愛南町において、文献その他の資料調査を実施した。その結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・公的なホームページや観光パンフレット等に眺望に関する情報が掲載されていること。
- ・眺望利用の可能性のある地点であること。
- ・風力発電機（地上高さ：152.5m）が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲（約8.8km）を目安とした。

対象事業実施区域及びその周囲の眺望点は、表3.1-31及び図3.1-28のとおりである。

表 3.1-31 眺望点

名 称	概 要
つわな奥展望台	旧へんろみち・柏坂越えのみちのコース上にある、標高約480mの展望台。佐田岬や大分県佐賀関の製錬所のエントツ、水ノ子灯台、由良半島を望むことができる。
篠山	愛媛県と高知県の県境に位置する標高1064.6mの山。山頂からの眺望は四方に開け、宇和海並びに内陸部の山並みを望むことができる。
山出の棚田	愛南町の北東に位置する山出地区にある棚田。新緑の頃には、山間に青々とした棚田風景が広がり、また収穫期となる晩夏には黄金色の稲穂が風に揺れる景色を見ることができる。
松軒山公園	スロープカー、ローラー滑り台等のほか、梅林園や展望台等が整備された公園。頂上の太陽の広場にある展望台からは御荘湾を望むことができる。
「自然保護課」（愛媛県 HP） 「商工観光課」（宇和島市役所 HP） 「愛南町商工会」（愛南町商工会 HP） 「四国森林管理局」（四国森林管理局 HP） 「いよ観ネット」（愛媛県観光物産協会 HP） 「うわじま観光ガイド」（宇和島市観光物産協会 HP） 「One Love Ainan Information」（愛南町観光協会 HP） 「四国のみちガイド」（四国のみちポータルサイト制作運用協議会 HP） 「観光スポット」、「愛南町観光ガイドブック『愛南燦々』」、「愛南町景観計画」（愛南町役場 HP） 「足摺宇和海国立公園 公園計画書」、「足摺宇和海国立公園（宇和海地域）管理計画書」、「環境アセスメントデータベース EADAS」（環境省 HP） (各 HP 閲覧：令和7年5月)	

より作成

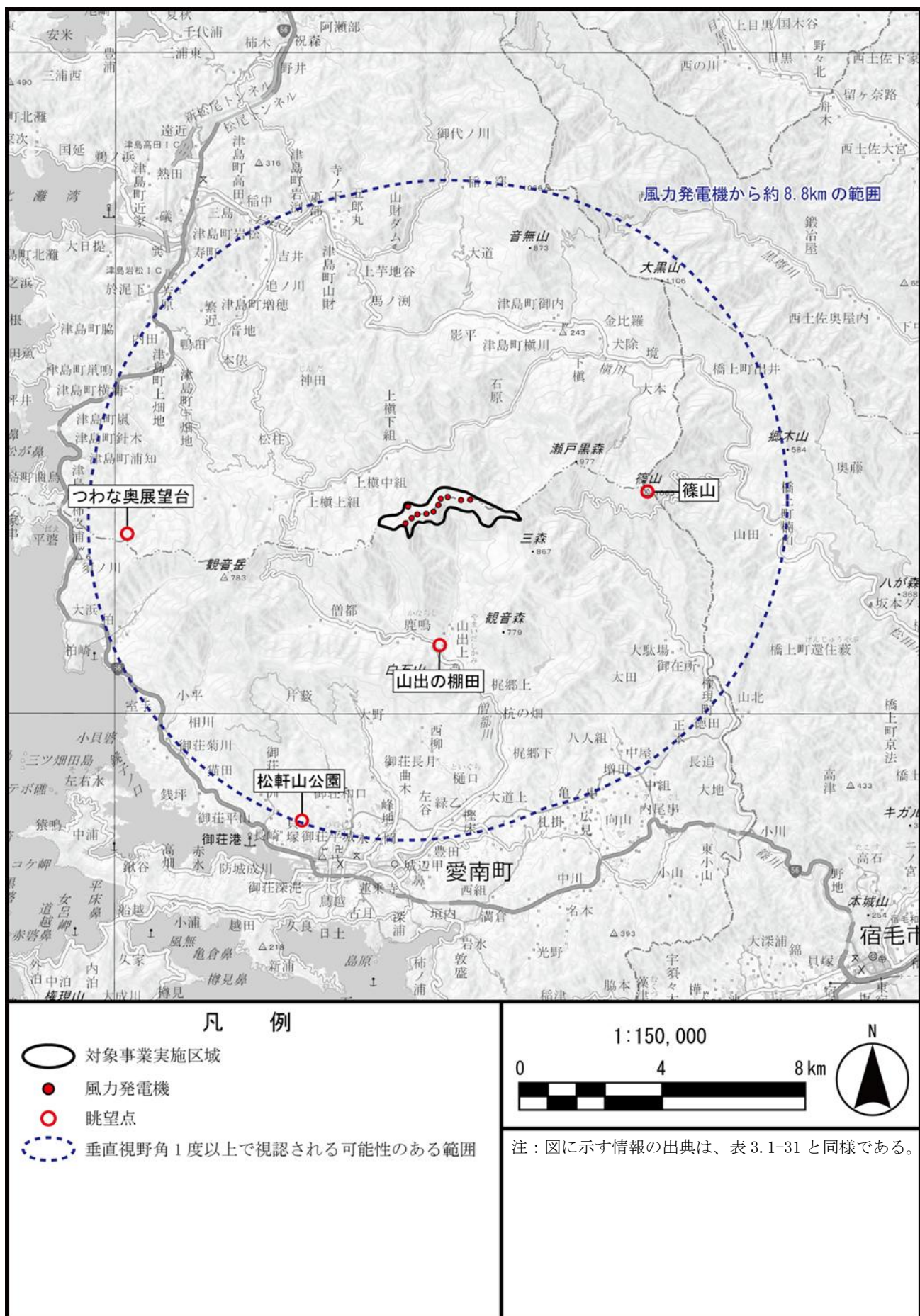


図 3.1-28 眺望点の状況

(2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による自然景観資源は、表3.1-32及び図3.1-29のとおりである。

表 3.1-32 自然景観資源(第3回自然環境保全基礎調査)

区 分	名 称
峡谷・溪谷	黒尊溪谷
	横吹溪谷
	祓川溪谷
甌穴群	出井の甌穴群
滝	お菊の滝
	三つ輪の滝
	スズキ滝
	ヤケ滝
	九段の滝
	白滝
	松ガ滝
	障子ヶ滝
	虹ヶ滝
	緑田の滝
	轟の滝
溺れ谷	宇和海
多島海	内海

〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成〕

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-33 及び図 3.1-30 のとおりである。

表 3.1-33 人と自然との触れ合いの活動の場

名 称	想定する 主な活動	概 要
横吹溪谷	自然観賞 散策	岩松川の上流で、大小の滝が連続しており、遊歩道が整備されている。「横吹」として「篠山県立自然公園」の園地に指定されているほか、歩道「横吹線」が位置している。
源池公園	自然観賞	津島町御内に位置する公園である。園内の「サギソウの自生地」は、昭和 43 年に県の天然記念物に指定されている。
横川れんげの郷	自然観賞 催事	津島町横川に位置する、田んぼ約 10ha にわたるれんげ畑である。例年 4 月に「まきがわれんげまつり」が開催されている。
祓川溪谷	自然観賞	「篠山」を源に持つ、祓川の上流一帯にある溪谷で、「篠山県立自然公園」内に位置している。見どころである落差 22m の「やけ滝」へは遊歩道が整備されているほか、「篠山」へ登山道も続いている。
篠山	自然観賞 散策	愛媛県と高知県の県境に位置する標高約 1064m の山で、一帯は「足摺宇和海国定公園」、「篠山県立自然公園」に指定されている。頂上には「篠山神社」が位置しており、4 月下旬から 5 月上旬にはアケボノツツジやシャクナゲの花を楽しめる。
篠山自然学習館	自然観賞 散策	「篠山県立自然公園」内に位置する学習館で、「篠山」に関する写真資料を展示しており、「篠山」の自然を学ぶことができる。開館日は土・日曜日で、敷地内には芝生広場も整備されている。
白滝	自然観賞	「篠山」の 7 合目にある落差約 50m の滝で、山と緑の合間の岩壁沿いに流れている。「篠山県立自然公園」の園地に指定されている。
松ヶ滝	自然観賞	「白滝」、「虹ヶ滝」とともに篠川流域に見られる滝で、「篠山県立自然公園」の園地に指定されている。
虹ヶ滝	自然観賞	「白滝」の近くに位置する篠川の枝沢にかかる松田川水系の落差 22m の滝で、緑に囲まれた岩間から流れている。
山出の棚田	自然観賞 自然体験	愛南町の北東に位置する山出地区の棚田である。農家の暮らしに触れることができるグリーンツーリズムも実施されているほか、棚田での農作業も体験できる。
愛媛マルゴト自転車道 愛南さんさん輪道	サイクリング 自然観賞 催事	愛媛県下の 20 市町村で設定されている中・上級者向けコースの一つで、宇和海海中公園に面した美しいリアス式海岸に沿ったコースである。「山出憩いの里温泉」をスタート地点に、内泊・中泊・外泊といった漁業集落を見所とした全長 111.3km のコースで、本コースの一部区間でサイクリングイベントが開催されたこともある。

「宇和島市」・「ひととおと宇和島」（宇和島市役所 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「宇和島市観光ガイド」（宇和島市観光情報センター HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「愛南町」（愛南町役場 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「One Love Ainan Information」（愛南町観光協会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「愛南町商工会」（愛南町商工会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「愛媛県」・「愛媛マルゴト自転車道」（愛媛県庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「いよ観ネット」（愛媛県観光物産協会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「Setouchi Vélo」（Setouchi Vélo 協議会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「ノッてる！えひめ」（愛媛県自転車新文化推進協会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「ツーリズム四国」（四国ツーリズム創造機構 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
より作成

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域の最寄りの空間放射線量率の測定地点は図 3.1-31 のとおりであり、宇和島市に設置されている宇和島局で測定が行われている。

「放射線モニタリング情報共有・公表システム」（原子力規制委員会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、令和 7 年 5 月 14 日から 1 週間の空間放射線量率の最大値は $0.043 \mu\text{Gy/h}$ 、最小値は $0.030 \mu\text{Gy/h}$ 、平均値は $0.033 \mu\text{Gy/h}$ である。

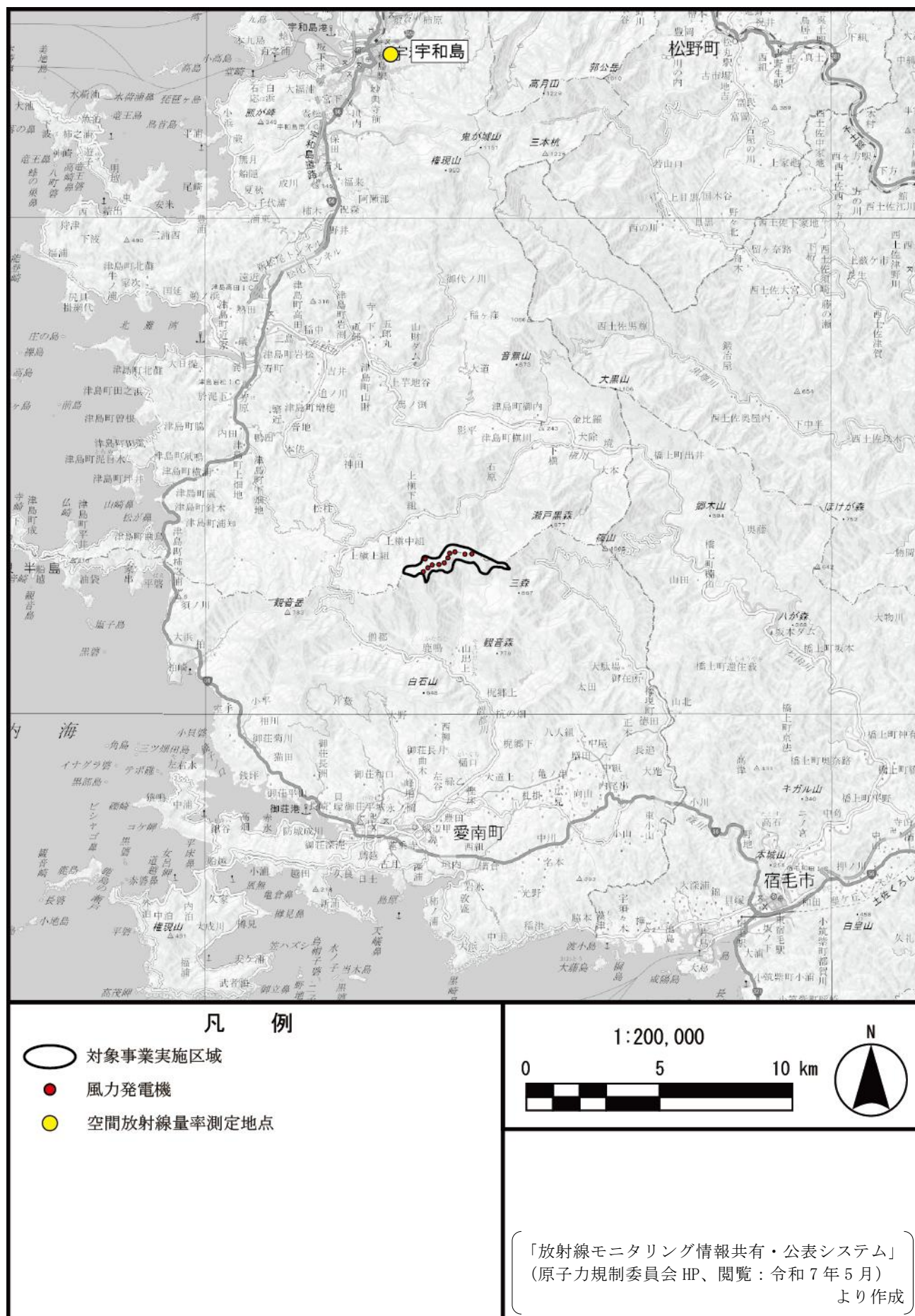


図 3.1-31 空間放射線量率の測定地点

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

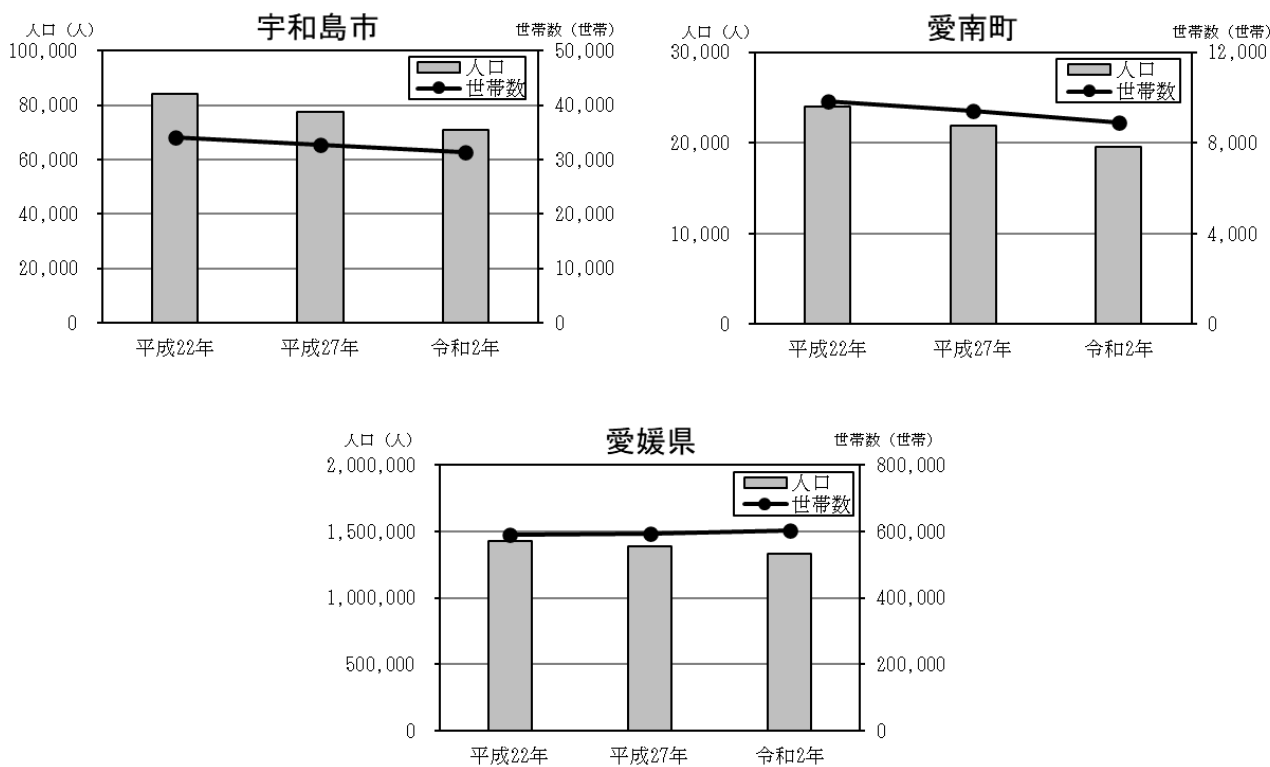
宇和島市、愛南町及び愛媛県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

宇和島市及び愛南町の人口及び世帯数は減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
宇和島市	平成 22 年	84,210	38,856	45,354	34,041
	平成 27 年	77,465	36,006	41,459	32,732
	令和 2 年	70,809	33,213	37,596	31,452
愛南町	平成 22 年	24,061	11,062	12,999	9,837
	平成 27 年	21,902	10,169	11,733	9,410
	令和 2 年	19,601	9,186	10,415	8,889
愛媛県	平成 22 年	1,431,493	673,326	758,167	590,888
	平成 27 年	1,385,262	654,380	730,882	591,972
	令和 2 年	1,334,841	633,062	701,779	601,402

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

宇和島市、愛南町及び愛媛県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、宇和島市及び愛南町では第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	宇和島市	愛南町	愛媛県
第一次産業	5,949 (18.1)	1,797 (20.6)	40,866 (7.0)
農 業	3,740	795	34,536
林 業	113	44	1,323
漁 業	2,096	958	5,007
第二次産業	4,878 (14.8)	1,266 (14.5)	140,228 (23.9)
鉱業、採石業、砂利採取業	4	—	174
建 設 業	2,459	680	47,161
製 造 業	2,415	586	92,893
第三次産業	22,105 (67.1)	5,646 (64.8)	404,912 (69.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	183	26	3,113
情報通信業	95	21	7,538
運輸業、郵便業	1,327	523	29,605
卸売、小売業	5,354	1,147	90,035
金融、保険業	672	122	13,369
不動産業、物品賃貸業	351	33	8,071
学術研究、専門・技術サービス業	495	128	15,861
宿泊業、飲食サービス業	1,536	407	29,277
生活関連サービス業、娯楽業	1,055	300	19,452
教育、学習支援業	1,417	373	28,707
医療、福祉	5,873	1,607	96,137
複合サービス事業	729	204	7,742
サービス業（他に分類されないもの）	1,631	423	34,616
公 務（他に分類されるものを除く）	1,387	332	21,389
分類不能の産業	326 (1.0)	260 (2.9)	15,296 (2.5)
総 数	33,258	8,969	601,302

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の割合は、第一次～第三次産業の合計に対する比率を示す。分類不能の産業の割合は総数に対する比率を示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

4. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農業

宇和島市、愛南町及び愛媛県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在の販売目的の類別作物作付（栽培）経営体数は、宇和島市では果樹類が、愛南町では稲（飼料用を除く）が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	宇和島市	愛南町	愛媛県
稲（飼料用を除く）	704	280	10,654
麦類	—	—	451
雑穀	1	—	52
いも類	58	16	780
豆類	18	7	588
工芸農作物	x	x	440
野菜類	243	85	5,006
果樹類	1,199	172	10,393
花き類・花木	25	3	750
その他（稲（飼料用）を含む）	20	7	479

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

(2) 林業

宇和島市、愛南町及び愛媛県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年 2 月 1 日現在の林野面積は、宇和島市では 33,165ha、愛南町では 18,257ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他 官庁	小計	独立行政 法人等	公有林	私有林
宇和島市	33,165	5,495	5,491	4	27,670	385	3,099	24,186
愛南町	18,257	2,953	2,952	1	15,304	342	2,634	12,328
愛媛県	401,018	38,586	38,495	91	362,432	8,448	35,612	318,372

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

(3) 工業

宇和島市、愛南町及び愛媛県の工業の状況は、表 3. 2-5 のとおりである。

令和 4 年の製造品出荷額等は宇和島市では 5, 513, 106 万円、愛南町では 461, 900 万円となっている。

表 3. 2-5 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	宇和島市	愛南町	愛媛県
事業所数（事業所）	105	25	2, 603
従業者数（人）	1, 986	435	82, 469
製造品出荷額等（万円）	5, 513, 106	461, 900	540, 735, 665

注：事業所数及び従業者数は令和 5 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 4 年 1 年間の数値である。

〔「2023 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

(4) 商業

宇和島市、愛南町及び愛媛県の商業の状況は、表 3. 2-6 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、宇和島市では 291, 663 百万円、愛南町では 20, 180 百万円となっている。

表 3. 2-6 商業の状況

業 種	区 分	宇和島市	愛南町	愛媛県
卸売業	事業所数（事業所）	246	42	3, 178
	従業者数（人）	1, 864	165	26, 252
	年間商品販売額（百万円）	204, 110	5, 331	2, 394, 123
小売業	事業所数（事業所）	800	216	9, 894
	従業者数（人）	4, 262	959	69, 365
	年間商品販売額（百万円）	87, 553	14, 849	1, 416, 604
合 計	事業所数（事業所）	1, 046	258	13, 072
	従業者数（人）	6, 126	1, 124	95, 617
	年間商品販売額（百万円）	291, 663	20, 180	3, 810, 727

注：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

〔「令和 3 年経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

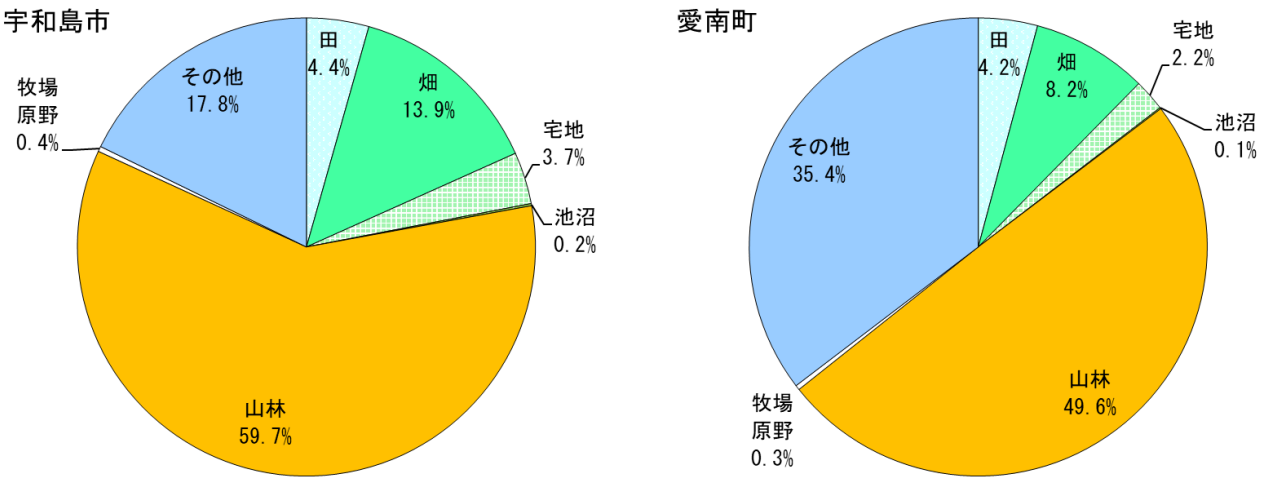
宇和島市及び愛南町の地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。
山林の割合が最も高く宇和島市で 59.7%、愛南町で 49.6%となっている。

表 3.2-7 地目別土地利用の状況（令和 5 年 1 月 1 日現在）

(単位：km²、() 内は%)

市町	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場 原野	その他
宇和島市	339.68 (100)	14.95 (4.4)	47.20 (13.9)	12.46 (3.7)	0.52 (0.2)	202.92 (59.7)	1.24 (0.4)	60.39 (17.8)
愛南町	221.91 (100)	9.26 (4.2)	18.18 (8.2)	4.95 (2.2)	0.20 (0.1)	110.12 (49.6)	0.74 (0.3)	78.45 (35.4)

注：1. 市町振興課調べ「固定資産の価格等の概要調書」による。
2. 数値は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
3. 「その他」は、塩田、鉱泉地、雑種地、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園である。
〔「愛媛県オープンデータカタログ」（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕



〔「愛媛県オープンデータカタログ」（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の状況（令和 5 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲に都市地域は分布していない。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲に、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日）に基づく用途地域の指定はない。

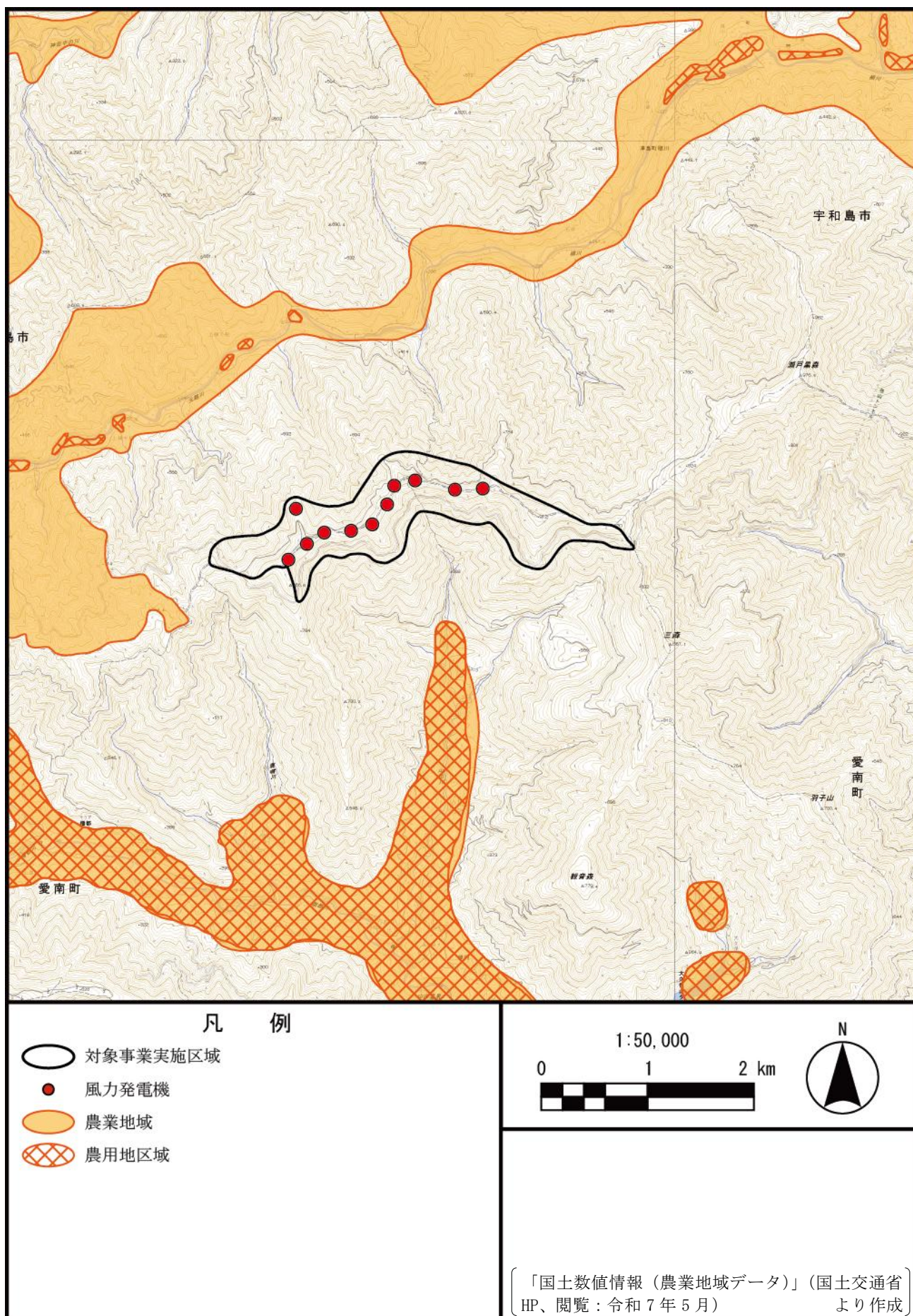


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

(1) 水道用水としての利用

宇和島市及び愛南町における水道用水の取水状況は表 3.2-8 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水地点は図 3.2-5 のとおりである。また、大久保山ダムを水道用水として利用している。

表 3.2-8 上水道事業の年間取水量（令和 4 年度末）

（単位：千 m³）

区分	事業主体名	ダム直接	ダム放流	湖水	自流	伏流	浅井戸	深井戸	その他	浄水受水	合計
上水道	宇和島市	3,252	—	—	103	—	1,214	142	—	4,852	9,563
	愛南町	1,698	—	—	55	—	1,710	—	—	—	3,463

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「えひめの水道」（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲において、農業用水は槇川等を利用している。また、対象事業実施区域の周囲には、図 3.2-5 のとおり農業用ダムとして大久保山ダムがある。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川及び湖沼において、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和 6 年 6 月 26 日）に基づく内水面漁業権は設定されていない。

2. 地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

宇和島市及び愛南町における水道用水の取水状況は表 3.2-8 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には、地下水の水道用水の取水地点はない。

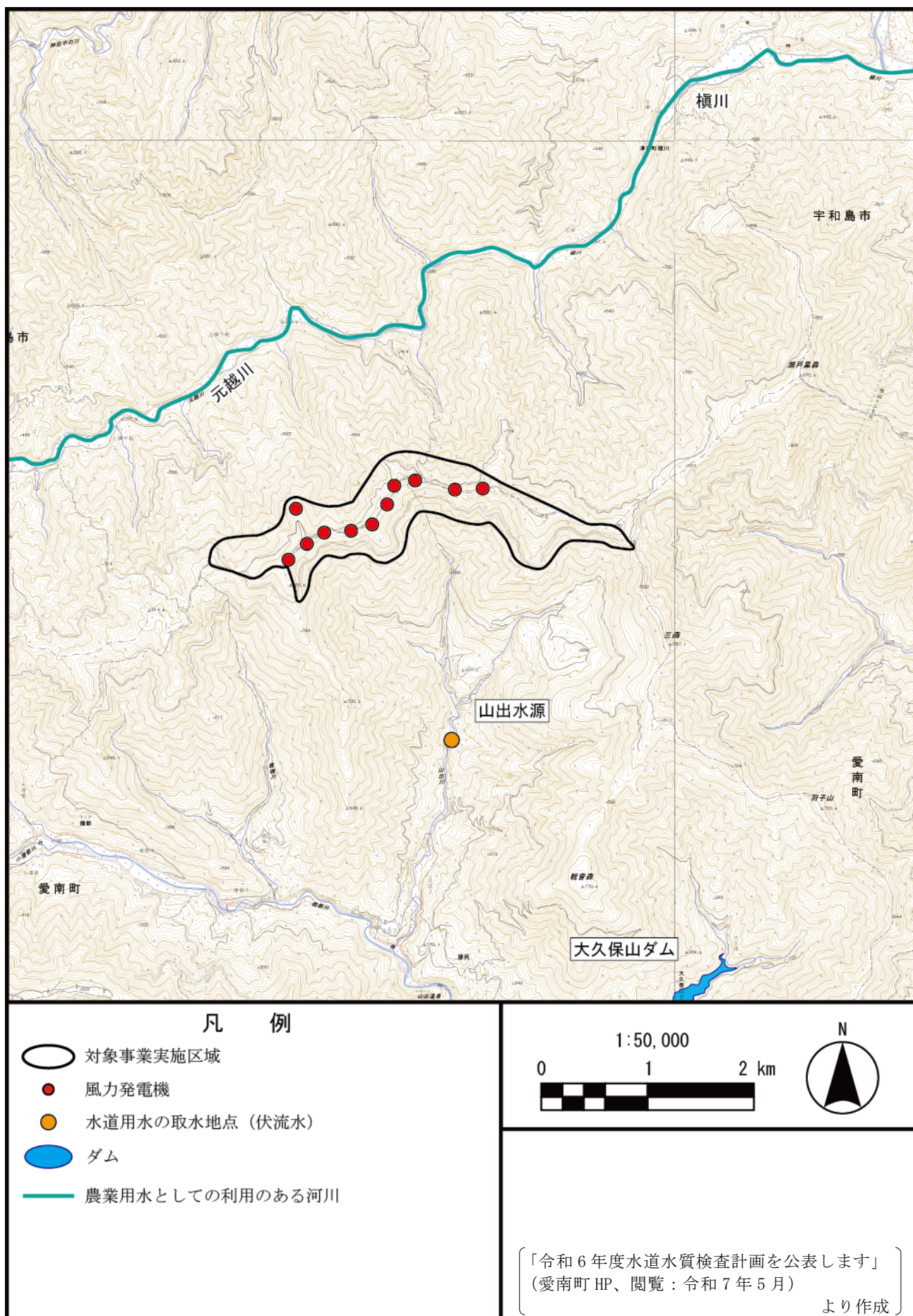


図 3.2-5 水道用水及び農業用水の利用状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-6 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に主要地方道 46 号（宇和島城辺線）、一般県道 286 号（御内下畑地線）、一般県道 332 号（篠山公園線）等が通っている。

令和 3 年度の交通量調査結果は表 3.2-9、観測区間は図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-9 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
主要地方道 4 号 （宿毛津島線）	①	宿毛津島線	御代の川清重線	<u>101</u>	<u>118</u>
	②	宿毛津島線	宿毛津島線	<u>668</u>	<u>768</u>
主要地方道 46 号 （宇和島城辺線）	③	宇和島市・愛南町境	一本松城辺線	284	366
一般県道 286 号 （御内下畑地線）	④	宿毛津島線	宇和島城辺線	38	40
一般県道 332 号 （篠山公園線）	⑤	—	一般国道 56 号	<u>391</u>	<u>508</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-6 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

4. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕

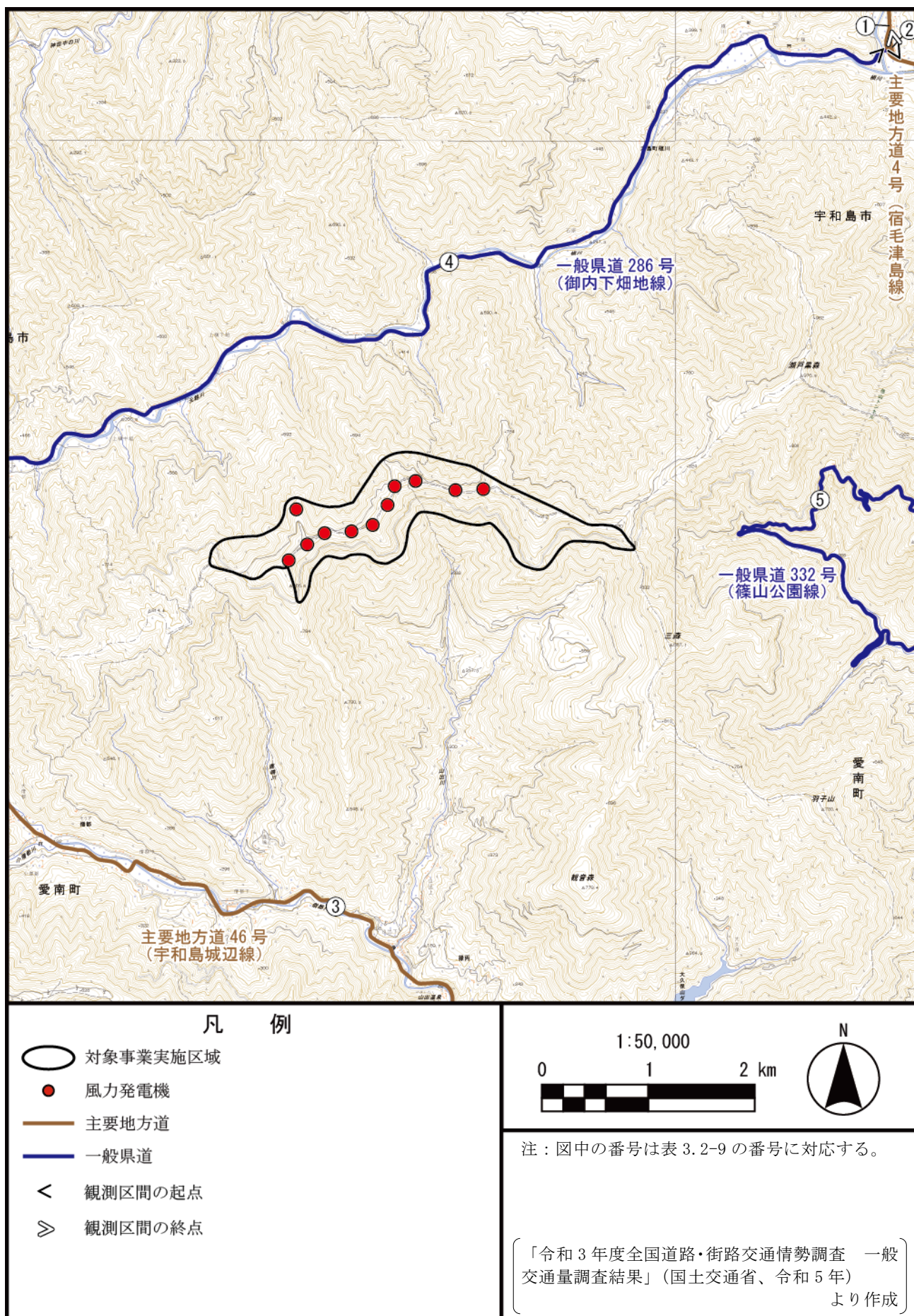


図 3.2-6 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲には、配慮が特に必要な施設はない。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-7 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 1.4km である。

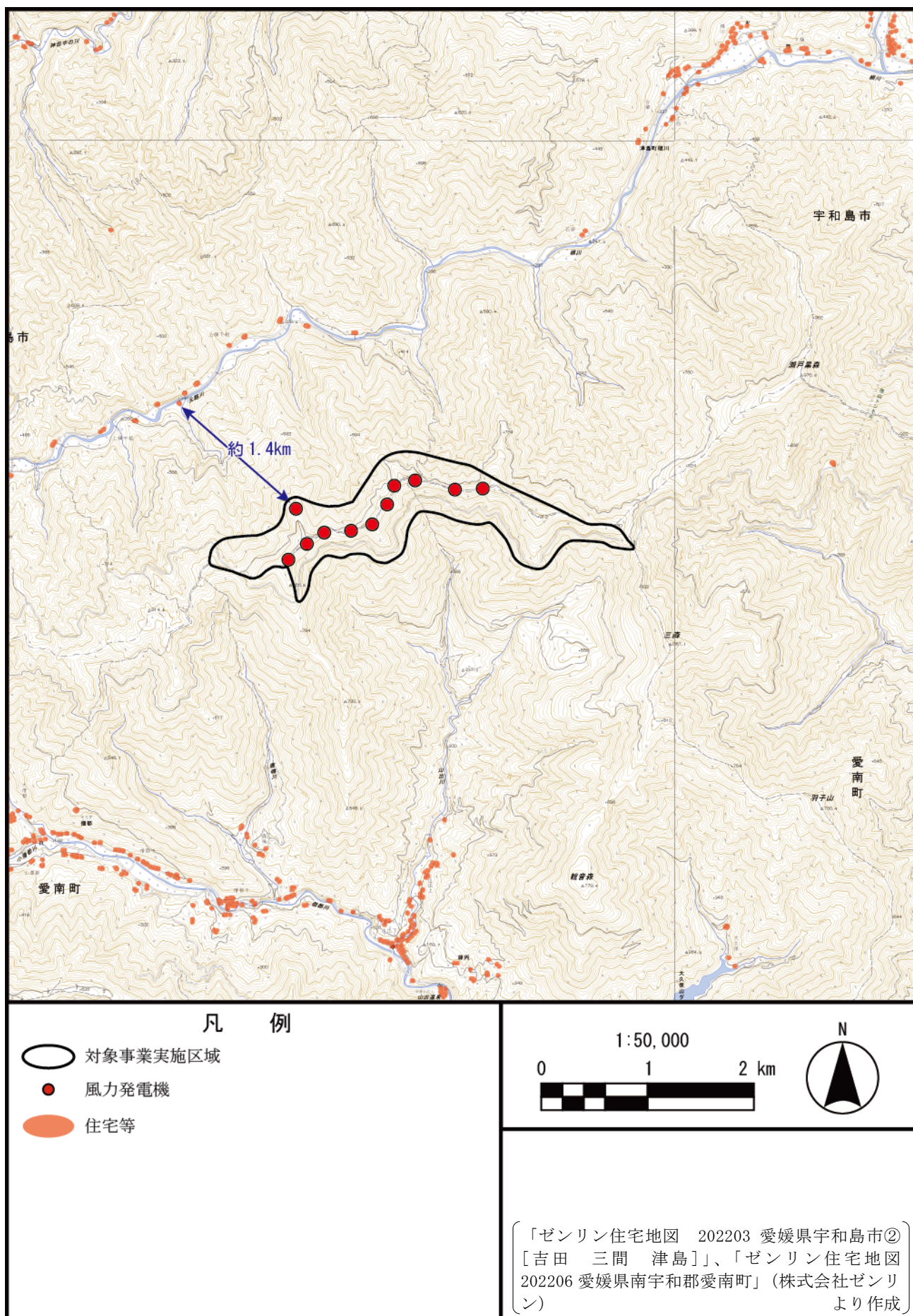


図 3.2-7 住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

宇和島市、愛南町及び愛媛県における下水道等による汚水処理人口普及状況は表 3.2-10 のとおりである。

令和 5 年度末の下水道処理人口普及率は宇和島市で 22.7%であり、愛南町では下水道未着手である。汚水処理人口普及率は宇和島市で 62.9%、愛南町で 51.6%となっている。

表 3.2-10 汚水処理人口普及状況（令和 5 年度末）

区分	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）							下水道 処理人口 普及率 (%)	汚水 処理人口 普及率 (%)
		計	下水道	農業集落 排水処理 施設	漁業集落 排水処理 施設	簡易排水 処理施設	コミュニ ティ・ プラント	合併処理 浄化槽		
宇和島市	67,898	42,710	15,446	0	702	0	0	26,562	22.7	62.9
愛南町	18,878	9,742	0	1,567	657	0	0	7,518	0.0	51.6
愛媛県	1,304,514	1,092,528	754,113	33,448	2,956	28	631	301,352	57.8	83.7

注：1. 行政人口は、令和 6 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。

2. 普及率＝処理人口／行政人口（%）

〔「令和 5 年度末愛媛県内汚水処理人口普及率について」、「えひめの下水道」
（愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

宇和島市、愛南町及び愛媛県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は表 3.2-11 のとおりである。

令和 5 年度のごみ総排出量は、宇和島市では 24,453t、愛南町では 7,253t となっている。

表 3.2-11 一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和 5 年度）

区分		宇和島市	愛南町	愛媛県
ごみ総排出量	計画収集量（t）	20,683	7,164	330,197
	直接搬入量（t）	2,589	89	66,368
	集団回収量（t）	1,181	0	5,639
	合計（t）	24,453	7,253	402,204
ごみ処理量	直接焼却量（t）	19,398	5,141	322,768
	直接最終処分量（t）	0	642	5,184
	焼却以外の中間処理量（t）	1,978	1,208	58,408
	直接資源化量（t）	1,896	262	10,418
	合計（t）	23,272	7,253	396,778
中間処理後再生利用量（t）		2,263	1,431	47,640
リサイクル率（%）		21.8	23.3	15.8
最終処分量（t）		885	989	34,478

注：リサイクル率；（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）/（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「令和 5 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

愛媛県における令和2年度の産業廃棄物の処理状況は、表3.2-12のとおりである。

また、対象事業実施区域から50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表3.2-13、立地状況は図3.2-8のとおりであり、中間処理施設74か所、最終処分場13か所となっている。

表3.2-12 産業廃棄物の処理状況（令和2年度）

（単位：千t）

県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			その他量	最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量		
愛媛県	7,981	7,799	5,219	2,500	182	2,318	24	238

〔「令和6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和7年）より作成〕

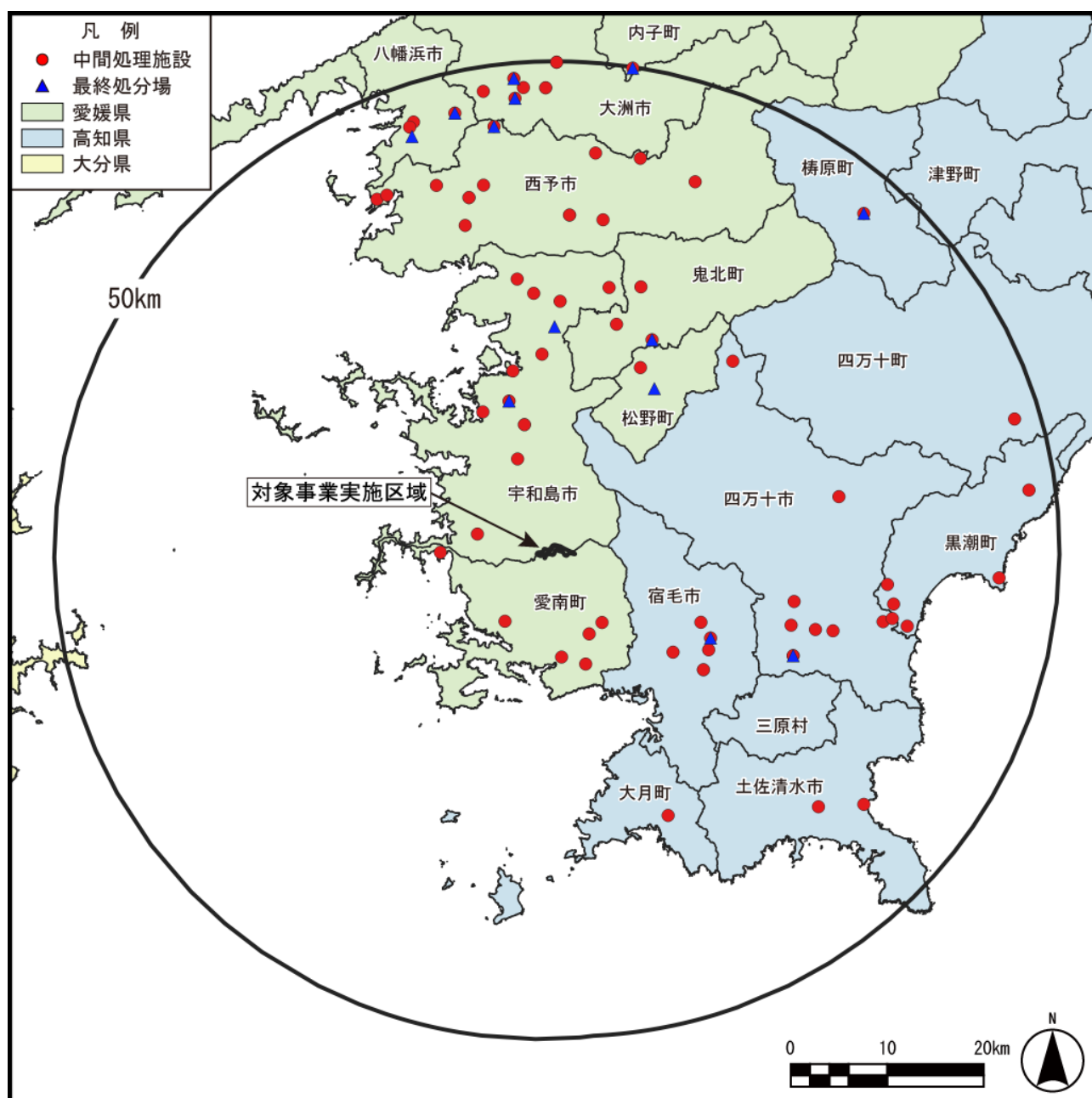
表3.2-13 産業廃棄物処理施設数

（単位：か所）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
愛媛県	宇和島市	12	2
	八幡浜市	3	2
	大洲市	8	2
	西予市	14	1
	内子町	1	1
	松野町	1	1
	鬼北町	3	1
	愛南町	6	0
高知県	宿毛市	6	1
	土佐清水市	2	0
	四万十市	10	1
	檮原町	1	1
	四万十町	1	0
	大月町	1	0
	黒潮町	5	0
合 計		74	13

注：愛媛県は令和7年4月1時点、高知県は令和7年7月1日時点の情報である。

〔「産業廃棄物処理業者名簿」（愛媛県HP、閲覧：令和7年7月）
 「産業廃棄物処理業者名簿（高知県）」（高知県HP、閲覧：令和7年8月）より作成〕



注：愛媛県は令和7年4月1時点、高知県は令和7年7月1日時点の情報である。

〔 「産業廃棄物処理業者名簿」(愛媛県 HP、閲覧：令和7年7月)
 「産業廃棄物処理業者名簿(高知県)」(高知県 HP、閲覧：令和7年8月) より作成 〕

図 3.2-8 産業廃棄物処理施設の分布状況(50km 範囲)

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-14(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2-14(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-14(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日） 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）より作成	

表 3.2-14(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められており、その内容は表 3.2-15 のとおりである。

愛媛県では 10 市 1 町で環境基準の類型を当てはめる地域が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲にはない。

表 3.2-15(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA；療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域。愛媛県では地域指定していない。

類型 A；専ら住居の用に供される地域。

類型 B；主として住居の用に供される地域。

類型 C；相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）より作成〕

表 3.2-15(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-15(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-16 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-17～表 3.2-19 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲には、公共用水域の類型の指定はない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-20 のとおりであり、すべての地下水について一律に定められている。

表 3.2-16 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 3. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級；沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級；ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級；サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級；コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級；沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級；薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級；特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-17(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考：1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

- 水道 1 級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級；沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級；ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級；サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級；コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 工業用水 1 級；沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級；薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考：1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級；沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種；サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種；ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種；コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生 物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値				
		水素イオン 濃度（pH）	化学的酸素 要求量（COD）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	水産 1 級 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
2. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級；マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級；ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種；底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種；一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種；汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全；年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生 物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3. 2-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、
最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-21 のとおりである。

表 3.2-21 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- 備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-22 のとおり定められている。

表 3.2-22 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備考：1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、宇和島市及び愛南町は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「愛媛県公害防止条例」（昭和 44 年愛媛県条例第 23 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業等に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-23～表 3.2-25 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域はない。

表 3.2-23 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考：第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

注：基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさである。

〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）より作成〕

表 3.2-24 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の
騒音の規制に関する規制基準

区域 の区分	作業の種類・名称	騒音 レベル	作業禁止時間	1 日当たり 作業時間	連続 作業時間	作業 禁止日
第 1 号 区域	特定 建設 作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜 機を使用する作業	85 デシベル 以下	午後 7 時から翌日の 午前 7 時まで	10 時間以内	日曜日 休日
		びょう打機を使用する作業				
		さく岩機を使用する作業				
		空気圧縮機を使用する作業				
		コンクリートプラント又はアスファルト プラントを設けて行う作業				
		バックホウ、トラクターショベル、ブル ドーザーを使用する作業				
	特定 作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用 する作業（法規制対象は除く）	80 デシベル 以下	午後 9 時から翌日の 午前 6 時まで	制限なし	制限なし
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業				
第 2 号 区域	特定 建設 作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜 機を使用する作業	85 デシベル 以下	午後 10 時から翌日の 午前 6 時まで	14 時間以内	日曜日 休日
		びょう打機を使用する作業				
		さく岩機を使用する作業				
		空気圧縮機を使用する作業				
		コンクリートプラント又はアスファルト プラントを設けて行う作業				
		バックホウ、トラクターショベル、ブル ドーザーを使用する作業				
	特定 作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用 する作業（法規制対象は除く）	80 デシベル 以下	制限なし	制限なし	制限なし
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業				

備考： 1. 第 1 号区域は、騒音規制区域において区分された区域のうち、次に示す区域
(1) 第 1 種区域
(2) 第 2 種区域
(3) 第 3 種区域
(4) 第 4 種区域のうち学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条
の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規制する診療所のうち患者を入院させるための収容施設を有するも
の、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学
前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 号に規定する幼保連携型認定こ
ども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域。
2. 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。
3. 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
4. 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値
の最大値の平均値とする。
(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値
の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）より作成〕

表 3.2-25 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分 昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 区域の区分は、次のとおりである。

- a 区域；騒音環境基準に係る A 類型の地域
- b 区域；騒音環境基準に係る B 類型の地域
- c 区域；騒音環境基準に係る C 類型の地域

2. 騒音の評価は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) による。

3. 測定は、連続する 7 日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行い、時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和 7 年) より作成〕

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-26～表 3.2-28 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域はない。

表 3.2-26 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分 昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和 7 年) より作成〕

表 3.2-27 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業禁止時間	1 日当たりの 作業時間	作業期間	作業禁止日
1 号区域	75 デシベル 以下	午後 7 時から翌日の 午前 7 時まで	10 時間以内	連続 6 日を 超えないこと	日曜日 その他の休日
2 号区域		午後 10 時から翌日の 午前 6 時まで	14 時間以内		

注：1. 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

- (1) 第 1 種区域
 - (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域
 - (3) 第 2 種区域のうち学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域
2. 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域
- 〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)より作成〕
〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」(愛媛県、令和 7 年)より作成〕

表 3.2-28 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
	第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）より作成

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められており、それらの基準は表 3.2-29 のとおりである。

愛媛県においては、「愛媛県公害防止条例」（昭和 44 年愛媛県条例第 23 号）により、事業ごとに上乗せ排水基準が設定されているが、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3. 2-29(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日）より作成〕

表 3.2-29(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。 ※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）	

〔排水基準を定める省令〕（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日）より作成

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

愛媛県では、「特定悪臭物質濃度」による地域の規制が行われており、その基準は、表 3.2-30 のとおりであるが、宇和島市及び愛南町において規制地域の指定はなく、かつ、本事業は愛媛県が定める事業場等には該当しない。

表 3.2-30(1) 悪臭に係る規制基準（敷地境界線の地表における許容限度）

（単位：ppm）

地域 特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

注：A 区域；B 区域以外の地域

B 区域；主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域

〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）より作成〕

表 3.2-30(2) 悪臭に係る規制基準（煙突その他の気体排出口における許容限度）

1	特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した量とする。 $q=0.108 \times H_e^2 \times C_m$ q：流量（0℃、1気圧のm³/時） H_e：補正された排出口の高さ（m） C_m：事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値（ppm） 補正された気体排出口の高さ（H_e）が5m未満となる場合については、この式は適用しない。
2	排出口の高さの補正は、次の算式により行う。 $H_e = H_o + 0.65 \cdot (H_m + H_t)$ $H_m = 0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1 + 2.58/V)$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) \cdot (2.30 \times \log J + 1/J - 1)$ $J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 228)) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) + 1$ H_e：補正された排出口の高さ（m） H_o：排出口の実高さ（m） Q：温度15℃における排出ガスの流量（m³/s） V：排出ガスの排出速度（m/s） T：排出ガスの温度（K）

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和6年4月1日）
「令和6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和7年）より作成〕

表 3.2-30(3) 悪臭に係る規制基準（排水・敷地境界外における許容限度）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水量	A 区域	B 区域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09

〔「令和6年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和7年）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-31 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和 7 年 4 月 30 日現在)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)によると、宇和島市及び愛南町において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 5 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 7 年）によると、令和 4 年度末現在、愛媛県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-31(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

表 3.2-31(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

愛媛県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

⑩ 土砂

土砂等の埋立て、運搬等については、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成 12 年愛媛県条例第 2 号）により、区域外の土砂を使用して埋立て等（宅地造成や建設残土の仮置きを含む。）を行う区域の面積が 3,000 平方メートル以上の場合は、事前に県知事の許可を受けなければならない。また、土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

なお、土砂基準及び水質基準については表 3.2-32 のとおりである。

表 3.2-32 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づく
土砂基準及び水質基準

項目	土砂基準値	水質基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下	1L につき 0.003mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。	検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下	1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下	1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1kg につき 15mg 未満	1L につき 0.01mg 以下
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下	1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1kg につき 125mg 未満	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1L につき 1mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下	1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下	1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下	1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下	1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	1L につき 0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下	1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下	1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下	1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	1L につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下	1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下	1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下	1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下	1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下	1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下	1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下	1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下	1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下	1L につき 0.05mg 以下

〔「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則」
（平成 12 年愛媛県規則第 36 号）より作成〕

(3) その他の環境保全計画等

① 第四次えひめ環境基本計画

愛媛県では、環境政策のマスタープランとして『えひめ環境基本計画』を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。これまで、平成 22 年 2 月に「えひめ環境基本計画」（第一次計画）、平成 28 年 2 月に「第二次えひめ環境基本計画」（第二次計画）、令和 2 年 2 月に「第三次えひめ環境基本計画」（第三次計画）を策定し、新たな環境課題にも適切に対応できるよう「第四次えひめ環境基本計画」（令和 7 年）を策定した。

計画期間は 2025（令和 7）年度から 2030 年度までの 6 年間であり、目指すべき将来像である「環境を守り自然と共生する「愛顔あふれる地域循環共生圏えひめ」の実現」のため、表 3.2-33 のとおり 4 つの施策と 15 の主な取組みを設定している。

表 3.2-33 第四次えひめ環境基本計画の施策の体系

目指すべき将来像	施策	主な取組
環境を守り自然と共生する「愛顔あふれる地域循環共生圏えひめ」の実現	(1) 地球温暖化対策への取組	ア 脱炭素型ライフスタイルへの転換
		イ 脱炭素型ビジネススタイルの実現
		ウ 脱炭素型自治体運営の推進
		エ 社会インフラの脱炭素化
	(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全	ア 3R の推進と廃棄物の削減
		イ 産業廃棄物処理適正化
		ウ 海洋ごみ対策
		エ 災害廃棄物処理体制の構築
		オ 良好な大気・水・土壌環境等の保全
	(3) 自然との共生	ア 豊かな自然環境の保全
		イ 生物多様性の保全
		ウ 農山漁村が有する地域資源の保全
	(4) 環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進	ア 環境教育（ESD）・学習の充実
		イ 環境教育・学習を推進する人材の育成
		ウ 環境保全活動と多様な主体による協働の促進

〔「第四次えひめ環境基本計画」（愛媛県、令和 7 年）より作成〕

② 宇和島市環境基本計画

宇和島市では、豊かな環境の恵沢を今後も享受し、市民が誇れるものとして将来世代に継承していけるよう、環境施策を総合的・計画的に推進していくため「宇和島市環境基本計画」（宇和島市、令和4年）を策定した。

適用する環境分野の範囲を自然環境、生活環境、廃棄物、快適環境、地球環境、環境教育の6つの分野としている。

計画期間は令和4年度から令和9年度までの5年間とし、望ましい将来像である「美しい自然と共存し、快適に住み続けられるまち」の実現のため、全ての者が連携し、恵み豊かな宇和海をはじめ宇和島のかげがえのない環境を保全し、より良好な環境を創り出すとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指すとしている。

将来像の実現に向けた基本方針は、表3.2-34のとおりである。

表3.2-34 宇和島市環境基本計画の基本方針

基本方針		施策
1 自然環境の継承	自然豊かなまちづくりの推進	自然環境の保全
		豊かな森林づくり
2 生活環境の保全	住みよいきれいなまちづくりの推進	生活環境の保全
		生活排水処理の充実
3 快適環境の確保	快適なまちの形成	景観の形成
		災害に強いまちづくりの促進
		公園の整備と緑化の促進
		住宅施策の推進
		快適な道路の整備
		獣害対策の推進
4 廃棄物対策	ごみの減量と適正処理	廃棄物処理体制の充実
		プラスチック資源循環の推進
		海洋ごみ対策の推進
		食品ロスの削減
		使い捨て文化の見直し
5 地球環境の保全	環境負荷を減らす社会の構築	環境自治体の形成
		地球温暖化対策の推進
		低炭素型ライフスタイルへの転換
		事業者への低炭素型スタイルの導入促進
		環境負荷の少ない地域づくりの推進
		省エネルギー行動に向けた発信
6 環境啓発	環境学習と市民への啓発	学校の環境教育の充実
		人材育成
		環境情報の充実
		クールチョイスの普及啓発、推進
		省エネルギー行動に向けた発信

〔「宇和島市環境基本計画」（宇和島市、令和4年）より作成〕

③ 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画

宇和島市では、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成 25 年法律第 81 号、最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）に基づき、「宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」（宇和島市、平成 28 年）を策定し、令和 5 年に改定した。

宇和島市の豊かな自然環境は、これからも基幹産業である農林漁業を支える地盤であり続けると同時に、生物多様性の維持などの恵みを与えるかけがえのない財産であり、それらが醸し出す景観は多くの市民に憩いとやすらぎを与えるものであることから、これらと地域住民の生活環境の保全を図りつつ、再生可能エネルギー発電の促進と農林漁業の持続的な発展を目指すものとしている。

④ 第 2 次愛南町環境基本計画

愛南町では、環境の保全に関する総合的かつ長期的な方針を示し、住民、事業者及び行政のすべての主体がそれぞれの立場において、協働により積極的に環境への負荷を低減していくため、「第 2 次愛南町環境基本計画」（愛南町、平成 30 年）を策定し、様々な環境施策に取り組んでいる。近年の脱炭素化の動き、資源循環などの社会情勢の変化に対応するため、令和 5 年に改訂した。

計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間とし、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」を町の基本目標として環境づくりを進めている。

基本目標を実現するための基本方針と施策の体系は、表 3.2-35 のとおりである。

表 3.2-35 第 2 次愛南町環境基本計画の基本方針と施策の体系

基本目標	基本方針	施策の展開
豊かな自然環境と共生し 快適に暮らせるまちづくり	1 健康で安全に暮らせるまち (生活環境)	(1) 大気環境の保全
		(2) 水環境の保全
		(3) 騒音・振動・悪臭対策
		(4) 土壌環境の保全
		(5) 化学物質による汚染の防止
		(6) 不法投棄の防止
	2 豊かな自然をいつまでも誇れるまち (自然環境)	(1) 動植物の生育・生息環境の保全
	3 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち (快適環境)	(1) 歴史・文化の保存・継承
		(2) 環境美化活動の推進
	4 地球にやさしい行動に取り組むまち (地球環境)	(1) 地球温暖化防止対策
	5 持続可能な循環型社会のまち (資源の有効利用)	(1) 廃棄物の発生抑制
		(2) リサイクルの推進
	6 みんなが環境のことを考え行動できるまち (環境教育)	(1) 環境学習の推進
		(2) 環境情報の提供

〔第 2 次愛南町環境基本計画（平成 30 年 3 月策定、令和 5 年 3 月改定）（愛南町、令和 5 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「愛媛県県立自然公園条例」（昭和 33 年愛媛県条例第 50 号）に基づく自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）は表 3. 2-36 及び図 3. 2-9 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に足摺宇和海国立公園及び篠山県立自然公園の指定地域がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3. 2-36 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	特色	関係市町
足摺宇和海国立公園 (昭和 47 年 11 月 10 日) (変更：平成 17 年 3 月 29 日)	5,304	蔦渚半島以南のリアス式断崖美と滑床の溪谷美、法華津峠の展望、篠山 (1,064.6m) を中心とした森林美と宇和海の展望	宇和島市、西予市、愛南町、鬼北町、松野町
篠山県立自然公園 (昭和 39 年 3 月 21 日) (変更：昭和 47 年 11 月 10 日)	821.9	篠山 (1,064.6m) をとりまく森林景観と篠川、祓川等の溪流景観と横吹地域の滝淵、溪谷美	宇和島市 愛南町

注：愛媛県の陸域の面積を示す。

〔「令和 6 年版 愛媛県環境白書」（愛媛県、令和 7 年）より作成〕

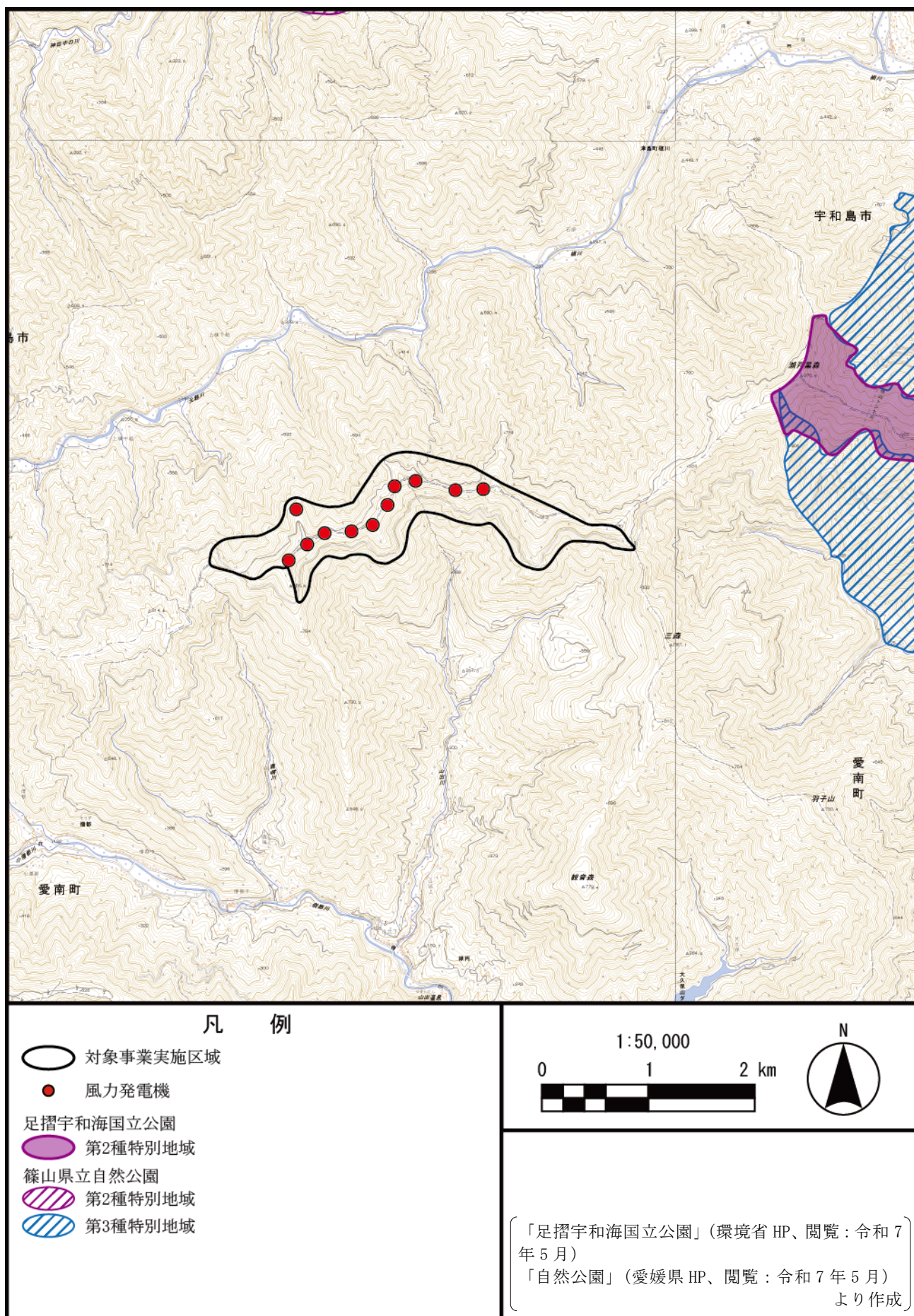


図 3.2-9 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「愛媛県自然環境保全条例」（昭和 48 年愛媛県条例第 32 号）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 7 年 4 月 25 日）に基づく鳥獣保護区はない。

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づくラムサール条約湿地はない。

(2)文化財

① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)等に基づく史跡・天然記念物の状況は、表 3.2-37 及び図 3.2-10 のとおりである。

表 3.2-37 史跡・天然記念物

指定区分	種別	名称	所在地
国	特別天然記念物	カワウソ (地域を定めず)	愛媛県・高知県
愛南町	史跡	僧都の一里塚	愛南町僧都 1809
	天然記念物	観音ツバキ	愛南町緑丙 43

〔「国・県指定文化財等」(愛媛県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)
「新宇和島の自然と文化」(宇和島市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)
「愛南町の文化財」(愛南町、平成 21 年)より作成〕

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-38 及び図 3.2-11 のとおりである。

表 3.2-38 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	種別	時代
犬除遺跡	宇和島市津島町御内犬除ほか	散布地	縄文

〔「文化財総覧 WebGIS」(奈良文化財研究所 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成〕



図 3.2-10 史跡・天然記念物の状況



図 3.2-11 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観法に基づく景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 7 年 4 月 23 日）第 8 条の規定により、愛媛県では全市町が景観行政団体となっている。宇和島市では「宇和島市遊子水荷浦地区景観計画」（宇和島市、平成 19 年）において遊子水荷浦地区が、愛南町では「愛南町景観計画」（愛南町、平成 23 年）において外泊地区及び山出地区が景観計画区域に設定されており、このうち、山出地区は、図 3.2-12 のとおり対象事業実施区域の周囲に存在している。

② 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日）に基づく風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 7 年 5 月 30 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-13 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

南予地方局建設部及び愛南土木事務所へのヒアリング（実施：令和 6 年 12 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地の指定はない。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域の指定がある。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

⑤ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における、「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区は図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区がある。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある。

⑦ 宅地造成及び特定盛土等規制法

対象事業実施区域及びその周囲は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 91 号、最終改正：令和 7 年 6 月 1 日）に基づく特定盛土等規制区域となっている。なお、対象事業実施区域及びその周囲には宅地造成等工事規制区域はない。

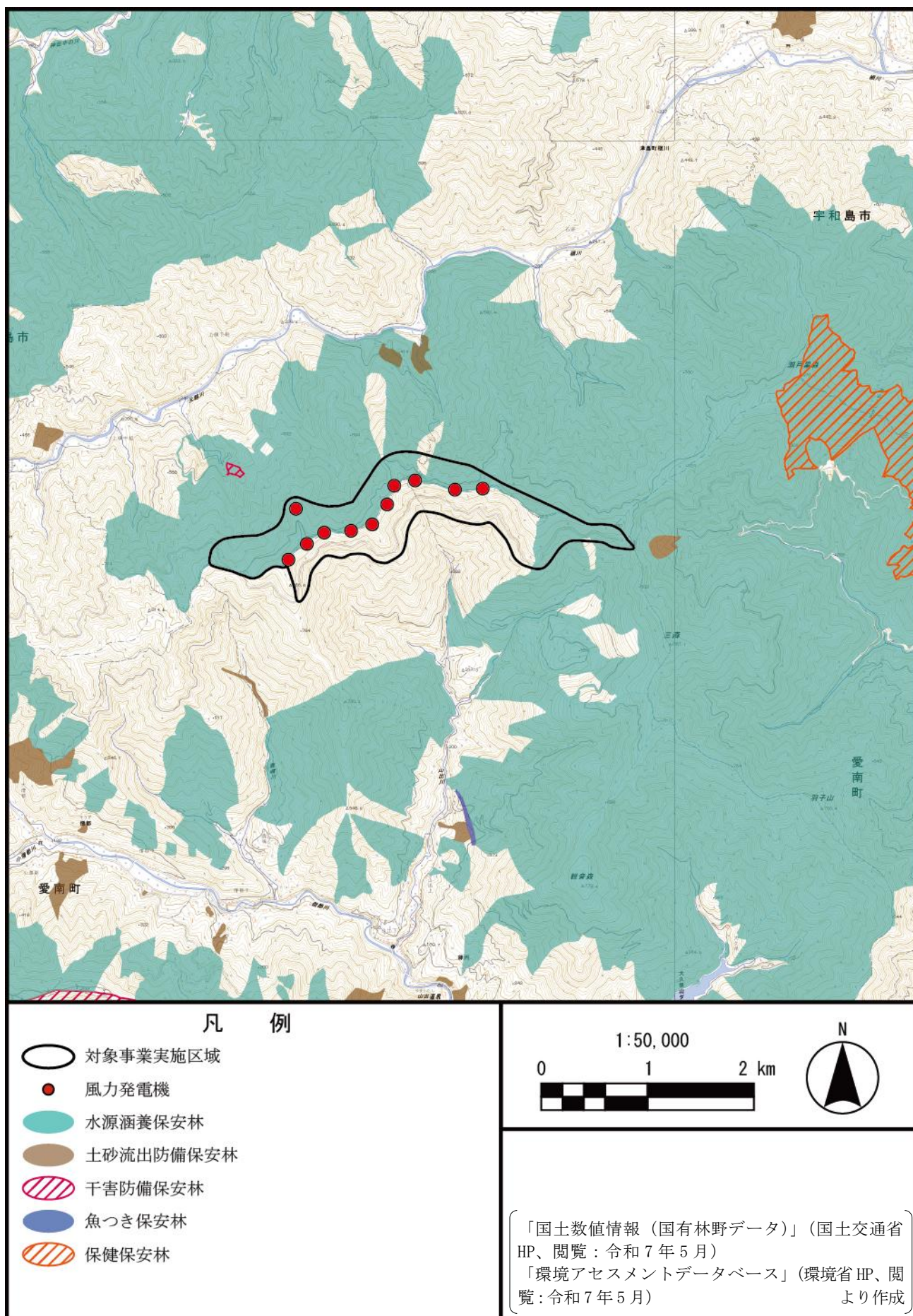


図 3.2-13 保安林の指定状況



図 3.2-14 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

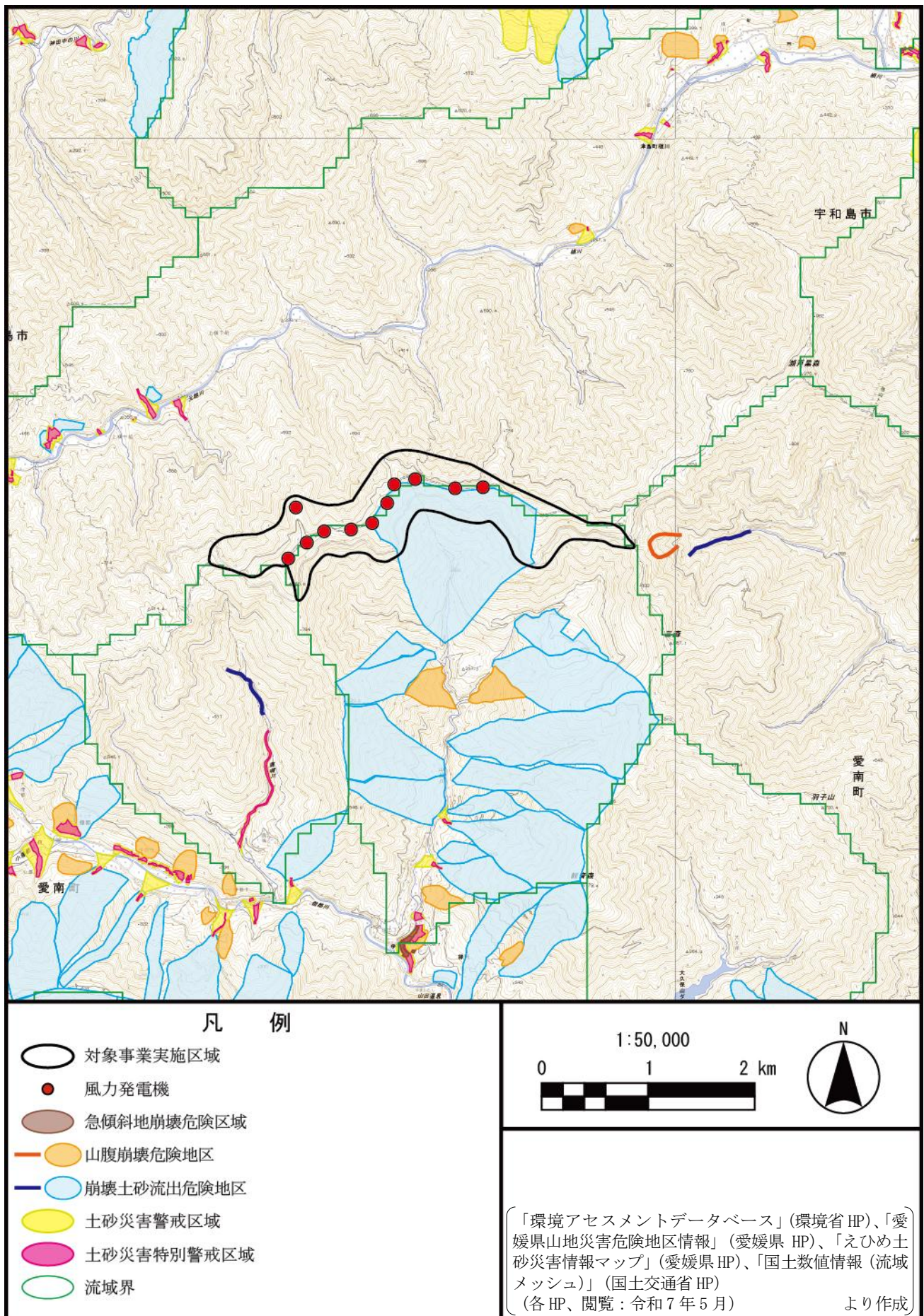


図 3.2-17 国土防災関連の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-39 のとおりである。

表 3.2-39 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			宇和島市	愛南町	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	×	×
		農業地域	○	○	○	×
		森林地域	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○	×
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	×
公害 防 止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×	×
		水域類型指定	○	○	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	×	×	×
	振動規制法	規制地域	○	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×	×
	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取の規制地域	×	×	×	×
自然 保 護	自然公園法	国立公園	○	○	○	×
		国定公園	×	×	×	×
	愛媛県自然公園条例	県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
	愛媛県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
文化 財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○※	○※
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	×
	景観法	景観計画区域	○	○	○	×
景 観	都市計画法	風致地区	×	×	×	×
	森林法	保安林	○	○	○	○
		砂防法	○	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×	×
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○
国 土 防 災	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※については以下のとおりである。

所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。